

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN 特別号 NEWSLETTER

第 14 回ワシントン条約* 締約国会議 2007 年 6 月 3 日～15 日、ハーグ（オランダ） 決議文和訳

*正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」。

■第 14 回締約国会議で改正された決議

4. 25 留保の効力	2	11. 21 附属書 I および II における注釈の使用	53
8. 4 条約施行のための国内法	3	12. 3 許可書および証明書	55
9. 5 条約締約国でない国との取引	4	12. 7 チョウザメ並びにヘラチョウザメの保護および取引	65
9. 10 違法に取引され没収・蓄積した標本の処分	5	12. 10 附属書 I の動物を商業目的で繁殖させる事業を登録並びに監視するための手続きに関するガイドライン	69
9. 14 アジアおよびアフリカにおけるサイの保護と取引	7	12. 11 標準学名命名法	72
9. 24 附属書 I および II の改正基準	9	13. 2 生物多様性の持続可能な利用：アディスアベバ原則並びにガイドライン	77
9. 25 附属書 III への種の掲載	19	13. 5 クロサイのハンティングトロフィーに関する輸出割当量の設定	80
10. 4 生物多様性条約との協力および共同作用	21	13. 7 手回り品および家財の取引規制	81
10. 8 クマの保護および取引	22	13. 10 外来侵入種の取引	83
10. 10 ゾウの標本の取引	23		
10. 13 木材種に関する条約の施行	27		
10. 14 私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量	30		
10. 15 マーコールのハンティングトロフィーの割当量の設定	31		
10. 17 動物の雑種	32		
10. 19 伝統医療	33		
10. 21 生きている動物の輸送	34		
11. 1 委員会の設置	36		
11. 3 遵守および施行	41		
11. 10 石サンゴ類の取引	45		
11. 11 植物の取引の規制	46		
11. 16 附属書 I から附属書 II に移行した種のランチング標本のランチング並びに取引	49		
11. 17 国の報告書	52		

■第 14 回締約国会議で採択された新決議

14. 1 2009-2011 年の 3 年間の事務局の資金および費用算定済事業計画	84
14. 2 CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年	87
14. 3 CITES 遵守手続き	90
14. 4 熱帯木材の取引に関する CITES と ITTO の協力	93
14. 5 対話会合	94
14. 6 海からの持ち込み	96
14. 7 国別に設定する輸出割当量の管理	97
14. 8 附属書の定期的再検討	100
有効な決議	102

第 14 回締約国会議で改正された決議

決議 4.25（改正）＊

＊第 14 回締約国会議で改正。

留保の効力

条約第 23 条に従い、ある国が CITES の締約国になる際に、附属書 I、II または III に掲げる種、もしくは附属書 III に掲げる種に関して指定された部分または派生物に留保を付することができること、また、その場合、そのような留保を撤回するまで、指定した種もしくは部分または派生物の取引に関し、現行の条約の締約国ではない国として扱われることを認識し、

条約第 15 条に従い、附属書 I または II が改正される時、いかなる締約国も 90 日以内に、その改正について留保を付することができること、また、その場合、そのような留保を撤回するまで、当該種の取引に関し、条約の締約国ではない国として扱われることを認識し、

さらに、条約第 16 条に従い、締約国はいつでも、附属書 III に掲げる種、もしくは指定された部分または派生物に留保を付することができること、また、その場合、そのような留保を撤回するまで、当該種もしくは部分または派生物の取引に関し、現行の条約の締約国ではない国として扱われることを認識し、

条約のこれらの規定については、締約国により異なる解釈があることに留意し、

条約のある附属書から別の附属書に種を移行することは、ひとつの附属書からの削除およびそれと同時の他の附属書への掲載とみなさなければならないことを信じ、

種を附属書から削除する場合、その種に関して付された留保は有効性を失うことを考慮し、

全締約国が条約を均一な方法で解釈すべきであることも考慮し、

条約締約国会議は

附属書 I に掲げる種に関して留保を付した締約国は、書類と取り締まりを含むすべての目的のために、それが附属書 II に掲載されているかのように扱うよう勧告する。

ある種をひとつの条約附属書から削除し、同時に別の附属書に掲載する場合、その種に関して有効だったいかなる留保も、削除により無効になり、したがって、その種に関する留保を維持することを望む締約国は、第 15 条 3 項または第 16 条 2 項に従い、新たな留保を付さなければならないことに合意する。

留保を付した締約国に対し、それに関わらず、それらの種の標本の国際取引が適切に監視されるよう、年次報告書の一部として、当該種の取引に関する統計記録を維持し、かつ伝達するよう求める。および

事務局に対し、無効になる留保について、締約国が希望する場合に、留保の更新が間に合うよう影響を受ける締約国に対して明確に注意を促すよう命じる。 ■

決議 8.4（改正）＊

＊ 第 14 回締約国会議で改正。

条約施行のための国内法

条約第 8 条が、条約の規定を施行するために適切な措置を講じ、それらに違反する標本の取引を禁じることを全締約国に義務づけ、また、条約第 9 条が各締約国に対し、最低ひとつの管理当局と科学当局を設置するよう義務づけていることを想起し、

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 13 回並びに第 14 回会議（バンコク、2004 年、ハーグ、2007 年）で改正された決議 11.3 で、条約の目的を満たすためには、条約の執行が常に締約国の関心事でなければならないという締約国の確信が表明されていることを想起し、

IUCN 環境法センターが事務局の委託を受け、CITES 施行のためのモデル法作成指針に関して報告書をまとめたことに留意し、

かなりの数の締約国が条約の規定を施行する適切な措置を講じていないと信じ、

条約締約国会議は

利用できる資金源の範囲内で次のことを行うよう事務局に指示する。

a) 国内措置に次のことを行う権威がない締約国を明らかにする。

- i) 最低ひとつの管理当局と科学当局を設置する。
- ii) 条約に違反した標本の取引を禁じる。
- iii) そのような取引を罰する。または、
- iv) 違法に取引されたか、あるいは所有された標本を没収する。

b) そのようにして見つかった各締約国に、条約の規定を適切に施行するために必要な手段の確立に必要な手続き、措置、時間を示す情報の提供を求める。

c) 常設委員会および各締約国会議に、所見、勧告、または進捗状況を報告する。

条約の完全施行のための適切な手段を採用していない全締約国に対し、それらを採用するよう促し、また、それらの手段が採用された場合、事務局にそれを報告するよう促す。

条約施行のための手段を設ける上で、締約国に技術的支援を提供するため、外部からの資金提供を求めるよう事務局に指示する。また、

そのような手段の措置に対する資金面並びに技術面での支援を提供するよう、全締約国、政府、政府間、非政府組織、その他の資金源に呼びかける。■

決議 9.5 (改正) *

* 第 13 および第 14 回締約国会議で改正。

条約締約国でない国との取引

第 3 回 (ニューデリー、1981)、第 8 回 (京都、1992) で締約国会議が採択した決議 3.8 と決議 8.8 を想起し、

条約締約国でない国の正式な当局が発給する同等の書類の受理を許可した条約第 10 条の規定を想起し、

条約第 10 条の均一な履行に関して締約国に指導を提供する必要性を考慮し、

さらに、条約締約国でない国が締約国との取引に関して自国の見解を表明できるようにするため、また、条約へのさらに広い参加を促進するため、条約の履行進捗状況に関する情報をそれらの国に伝え続ける必要性を考慮し、

条約第 4 条 2 項で、輸出国の科学当局が、輸出許可書発給前に、関係する種の存続に輸出が悪影響を及ぼさないと通知することを義務づけていることを考慮し、

条約締約国でない国から、およびそこを通過する取引の危険性が、条約の有効性を損なうことを自覚し、

特に附属書 I の種などの違法取引は、条約締約国を回避し、条約締約国でない国への、そこからの、およびそこを通過する取引ルートを求めることを意識し、

通過積荷に対して有効な書類を義務づけるよう勧告した第 9 回締約国会議 (フォートローダーデール、1994 年) で採択され、第 13 回会議 (バンコク、2004 年) で改正された決議 9.7 (Cop13 で改正) を想起し、

特に通過積み荷の管理により、CITES 標本の違法取引に関するかなりの情報が提供されるように思えることに留意し、

締約国が第 14 条の下で取引に関するより厳しい制限を設ける国内規制を課す可能性を認識し、

非締約国との取引に適用される条件を厳しくすることにより違法取引に対抗する必要性を確信し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 条約締約国でない国が発給する許可書と証明書は、以下の項目を含まない限り、締約国に受理されない。
 - i) 正式な発給当局の名称、スタンプ、署名
 - ii) 条約の目的にかんがみ十分な当該種の識別
 - iii) 原産国からの輸出許可書番号を含む当該標本の出所の証明またはそのような証明を省略する正当な理由
 - iv) 附属書 I または II に含まれる種の標本の輸出の場合

合、正式な科学機関がその輸出はその種の存続に悪影響を及ぼさないと勧告したこと (疑いがある場合は、そのような勧告のコピーが必要)、また、その標本が輸出国の法律に反して獲得されたものでないことを示す証明

- v) 再輸出の場合、原産国の正式な当局が、条約第 6 条の要件を実質的に満たす輸出書類を発給したことを示す証明、そして
- vi) 生きた標本の輸出または再輸出の場合、負傷、健康への侵害、あるいは虐待という危険性を最低限に抑える方法で輸送されることを示す証明
- b) 条約締約国でない国の正式な当局および科学機関の詳細が、事務局の最新リストに含まれるか、または事務局と相談した上でない限り、締約国はそれらの国からの書類を受理しない。
- c) 上記勧告は条約締約国でない国を目的地とするか、またはそこから来る途中の標本にも適用され、それにはそのような国の間を通過中の標本も含まれる。
- d) 条約締約国でない国から、および／またはそこを目的地とする輸出または再輸出される通過中の標本の検査、およびそのような標本に関する書類の検査には、特に注意する。
- e) 野生から取られた附属書 I の種の標本の場合、それがその種の保護に有益か、あるいはその標本の福利に役立つ場合に限り、そして事務局との相談の上でのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入およびそこへの輸出または再輸出を認可する。
- f) 附属書 I の種の飼育繁殖または人工繁殖された標本の場合、事務局からそれに対して賛意を示す助言が得られた場合にのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入を許可する。そして
- g) 条約締約国でない国が関与する取引におけるいかなる矛盾事項も、締約国は事務局に報告する。

事務局に対し、非締約国から 2 年未満前に伝えられたそれらの国の指定所管当局、科学施設、執行当局の詳細を事務局の Directory に掲載するよう命じる。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 3.8 (ニューデリー、1981) 一条約締約国でない国が発給する同等の書類の受理
- b) 決議 8.8 (京都、1992) 一条約締約国でない国との取引

決議 9.10 (改正) *

* 第 10 回、第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

違法に取引され没収・蓄積した標本の処分

違法に取り引き並びに没収され蓄積した標本、国際的な準拠の管理および法施行のその他の側面に関し、第 2 回、3 回、4 回、5 回、7 回（サンホセ、1979；ニューデリー、1981；ガボローネ、1983；ブエノスアイレス、1985；ローザンヌ、1989）締約国会議で採択した決議 2.15、決議 3.9 の c) ii) 項、決議 3.14、決議 4.17、決議 4.18、決議 5.14 の f) 項、決議 7.6 を想起し、

締約国が没収、事故による死亡、その他の結果として得た附属書 I の種の標本の処分に関する問題を経験していることを認識し、

条約の第 3 条 4(a) 項、第 4 条 5(a) 項で、再輸出証明書発給の前提条件として、再輸出国の管理当局が「標本が現在の条約の規定に従ってその国に輸入されたと納得する」よう義務づけていることを想起し、

一方、条約第 8 条では、締約国に対し、違法に取り引きされた標本の没収または輸出国への返還を定めた手段を含め、条約の規定を施行する適切な手段を講じ、それに違反した標本取引を禁ずるよう義務づけており、

条約第 8 条 4(b) 項では、締約国に対し、輸出国との協議の上、また、その国の費用で、没収した生きた標本をその国に返還するか、あるいは救護センターその他の適切な場所にそれを入れるよう義務づけていることを認識し、

ただし、第 8 条では、輸入者が積み荷の受領を拒否し、輸送業者に積み荷を輸出（再輸出）者に戻させることを管理当局が許可できる可能性を排除していないことに留意し、

また、締約国は条約に違反して取り引きされた標本の没収の結果発生した費用の国内での払い戻しを行うこともできることを考慮し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択された附属書掲載種の没収標本の処分に関する決議 10.7 で、没収と処分の費用を犯人から回収することに成功すれば、違法取引を阻害する要因になると考えられていることを意識し、

それが公衆に伝えるメッセージを考慮し、一部の締約国は没収した標本の販売を許可していないことを意識し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

違法に取り引きされた標本の輸出または再輸出に関し

a) 下の b) 項、c) 項に指定した状況を除き、締約国は条約に違反して輸入された証拠がある標本の再輸出を認可しない。

b) 条約の規定に従わずに輸入され、第 8 条またはこの決議の規定の履行を目的として、あるいは調査または法律上の目的で、管理当局によって再輸出されようとする標本に、条約第 3 条 4(a) 項、および第 6 条 5(a) 項を適用する時、その標本は条約の規定に従って輸入されたものとみなされる。

c) 違法な輸出入の試みの結果として没収され、その後、それがその種の存続に悪影響を及ぼさないと確信した管理当局によって販売された附属書 II の種の標本に、条約の第 4 条 2(b) 項および 5(a) 項を適用する時、その標本は条約の規定および輸出許可書または再輸出証明書発給という目的のための動植物保護に関する国内法に従い取得されたものとみなされる。そして

d) 上記 b) または c) に従って与えられた許可書と証明書に、標本が没収された標本であることを明瞭に記載する。

違法に取引され、没収され、蓄積された附属書 I 掲載種の死んだ標本の処分について

e) 締約国は部分ならびに派生物を含め、没収され蓄積された附属書 I 掲載種の死んだ標本を、真の科学／教育または施行／識別目的のためにのみ譲渡し、これらの目的での譲渡が実用的でない余剰標本については、締約国はそれらを保管するか、または破壊する。

f) 締約国は、没収する国の科学当局が標本にとって有益であると認め、原産国または再輸出国がそれを希望した場合、違反者である輸入者並びに輸送者またはそのいずれかが、標本の没収、保管および保存または破壊、もしくは原産国または再輸出国（適宜）への標本の返還の費用を負担することを義務づける法的規定を設ける。そして

g) そのような法律が存在せず、原産国または再輸出国が生きた標本の返還を希望した場合、その返還を円滑に進めるため財政援助を求める。

違法に取引され、没収され、蓄積された附属書 II ならびに附属書 III 掲載種の死んだ標本の処分について

h) 一般的規則として、附属書 II ならびに附属書 III の標本で没収され、死んだものは、部分ならびに派生物も含め、条約の施行と管理に有益な可能な限り最善の方法で処分し、その犯罪について責任を持つ人物がその処分により金銭的またはその他の利益を受けないよう保証するための対策を講じる。

i) 締約国は有罪の輸入者および／または輸送者に対し、

没収、保管、処分の費用を負担するよう義務づける法的規定を策定する。没収した国の科学当局が標本にとってそれが有益であるとみなし、原産国または再輸出国がそのように希望した場合、標本を原産国または再輸出国（適当であれば）に返還する費用も含まれる。かつ

- j) そのような法律が存在せず、原産国または再輸出国が生きた標本の返還を希望する場合は、返還を円滑に行うために金銭的援助を求める。

押収あるいは没収された植物の処分に関して

- k) 危険な状態にある可能性がある附属書 I の種と附属書 II の種の野生から採取され、押収または没収された標本の世話を優先する。

総合的に

- l) 締約国は違法取引を阻止する手段として適切な場合、押収と没収に関する情報を広め、また、押収および没収された標本を取り扱う時の手順および救済センターについて、一般市民に情報を提供する。そして

締約国は附属書 II ならびに III 掲載種の没収された死んだ標本を、部分ならびに派生物を含め、販売することを許可するか、またはそのように選択した場合は許可しない権利を持つことを確認する。かつ

以下に列举した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 2.15（サンホセ、1979）－没収した附属書 I の標本の交換
b) 決議 3.9（ニューデリー、1981）－国際的準拠の管理－ c) ii) 項
c) 決議 3.14（ニューデリー、1981）－附属書 I の種の没収および蓄積された標本の処分
d) 決議 4.17（ガボローネ、1983）－没収された標本の再輸出
e) 決議 4.18（ガボローネ、1983）－違法取引引きされた附属書 II の標本の処分と返還
f) 決議 5.14（ブエノスアイレス、1985）－植物の取引規制の改善－ f) 項
g) 決議 7.6（ローザンヌ、1989）－附属書 II または III の種の生きた動物の返還 ■

決議 9.14 (改正) *

* 第 11 回、第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

アジアおよびアフリカにおけるサイの保護と取引

いくつかのサイ個体群で急激な衰退が続き、5 種中 4 種で絶滅の恐れがあることを憂慮し、

締約国会議が 1977 年に、サイ全種を条約の附属書 I に掲載し、1994 年にミナミシロサイ *Ceratotherium simum simum* の南アフリカ個体群が注釈付きで附属書 II に移行したことを想起し、

すべてのサイの保全と取引に関係する第 3 回、第 6 回の締約国会議（ニューデリー、1981 年；オタワ、1997 年）でそれぞれ採択された決議 3.11 ならびに決議 6.10、および第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で採択された決定 10.45 をさらに想起し、

しばしば困難な状況のもとでサイの管理と保護を成功させたアフリカとアジアの生息国を賞賛し、

さらに、サイの角の使用を規制し、削減するために各国—特に、サイの角の利用が何世紀も前から文化的伝統の一部を形成してきた国—が講じた対策を賞賛し、

上記対策がサイ個体群の衰退をくい止めていないと結論し、

サイの角の違法取引が、生息国と伝統的な消費国のみにとどまらず、世界的な法施行上の問題として知られるに至ったが、法執行のみに力点を置くことではサイに対する脅威は取り除けなかったことを認識し、

サイの角のストックはいくつかの国で今も蓄積され続け、決議 6.10 で勧告されたそれらの破壊の呼びかけは実行に移されておらず、いくつかの締約国はそれをもはや適切とみなしていないことを自覚し、

例えば取引などに関し、一部の国際的措置が意図しない結果をもたらしてきたことを認識し、

サイの保護に対するもっとも効果的なアプローチについては、多様な意見があることを認識し、

サイ個体群への脅威がいまだに存在し、サイの十分な安全を保証するための費用が上昇しており、多くの生息国にとって容易に捻出できなくなっていることを憂慮し、

条約締約国会議は

以下のように促す。

- a) サイの角のストックを所有するすべての締約国は、それらストックすべてを認識し、マークを付け、登録し、確実に保管する。
- b) 全締約国はサイの部分および派生物の違法取引の削減を狙いとする、国内的な取引規制や罰則を含む包括的な法と執行管理を採択および施行する。
- c) 事務局は可能な場合、法律、執行、ストックの管理

が不十分な締約国に対して技術的助言と関連情報を提供することによって援助する。

- d) 生息国は違法狩猟の防止と潜在的な違反者の早期発見を含む法施行活動において用心を怠らない。
- e) サイの角の違法取引を縮小するため、各国間の法施行上の協力を促進する。そして
- f) 消費国は優先課題として、すべての利用者団体ならびに業界と協力し、サイの部分ならびに派生物の利用と消費を削減するための戦略を立案し、実施する。常設委員会に対し、違法取引削減を狙いとする対策の追求を続け、以下を保証するよう指示する。

a) これらの行動すべてにおいて、それらの有効性の評価を行う。かつ

b) 介入を導く方針が評価の結果に対応し、それに適応できること。

サイの保全ならびに管理計画の予算を組んでいない生息国に対し、利用可能なすべての専門知識と資源を使い、可能な限り早急にそれを立案し、実施するよう勧告する。

サイについて既存の予算を立てた計画を持つ生息国に対し、可能な限り早急にその計画の実施に向けて努力し、その実施における施行と取引規制措置の適切さを検討するよう、さらに勧告する。

IUCN の種の保存委員会 (IUCN/SSC) のアフリカ並びにアジアのサイ専門家グループおよびトラフィックが、締約国会議の 6 ヶ月前までに、アフリカ並びにアジアのサイの種の国内および大陸での保全状況、サイの標本の取引、サイの標本の在庫および在庫の管理、サイの違法捕殺事件、執行問題、保全対策および管理戦略に関する報告書を、それらの有効性の評価を付けて事務局に提出するよう勧告する。

事務局に対し、IUCN/SSC アフリカ並びにアジアのサイ専門家グループおよびトラフィックの報告書を検討し、適宜、締約国会議で協議するための勧告を作成するよう命じる。

アフリカ並びにアジアのサイの生息国および他の締約国に対し、サイの取引並びに保全に関して事務局に報告するための情報収集において、IUCN/SSC アフリカ並びにアジアのサイ専門家グループおよびトラフィックを支援するよう促す。

すべての政府並びに政府間組織、国際援助機関、非政府組織に対して、サイ保全活動、特にサイの違法捕殺を防ぎ、サイの角の違法取引を取り締まり、監視する活動を施行するため、および IUCN およびトラフィックが毎回の締約国会議の前に、事務局への報告を有効に実施す

るための取り組みを実施できるようにするための資金を提供するよう呼びかける。

この決議の目的を達成するために、全条約締約国間での建設的な関与および条約と IUCN/SSC サイ専門家グル

ープとの相乗効果を呼びかける。かつ

以下の決議を破棄する。

- a) 決議 3.11（ニューデリー、1981）ーサイの角の取引
- b) 決議 6.10（オタワ、1987）ーサイの製品の取引 ■

決議 9.24 (改正) *

* 第 12 回、第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

附属書 I および II の改正基準

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択された決議 9.24 の中で、基準、定義、注、ガイドラインの科学的有効性および異なる生物分類群へのこれらの適用可能性に関し、この決議の本文ならびに付記を第 12 回締約国会議前に全面的に再検討するよう勧告したことを想起し、

第 12 回締約国会議（サンティアゴ、2002 年）で、この再検討の手続きを承認し、決定 12.97¹ に明記したことを想起し、

附属書 I と II に掲げられる種を特定する条約第 2 条第 1 項および 2 項の基本原則を考慮に入れ、

ある種を附属書 I に掲げるためにはその種が生物学上並びに取引上の基準を満たさなければならないことを認識し、

条約第 2 条 2(a) 項は、種の存続に反する利用を回避するため、絶滅の脅威にさらされるおそれのある種の附属書 II への掲載を規定していることを想起し、

この条項の適切な履行のためには、生物学上と取引上両方の要因を考慮した適切な基準の採択が必要であることを認識し、

条約第 2 条 2(b) 項は、条約第 2 条 2(a) 項に従って附属書 II に掲げられたある種の標本の取引に対して有効な規制を加えるために規制対象としなければならない種の附属書 II への掲載のみを規定していることを想起し、

一方、附属書 I に掲げられた種の標本の取引に対して有効な規制を加える必要性が生じた場合にも、この条項は適用すべきであることを考慮に入れ、

締約国またはそれに代わる事務局は関連する締約国会議決議に従い、改正案の対象となる種の生息国と協議すべきであり、また事務局は条約第 15 条 1(a) 項に従い全締約国と協議すべきであることを認識し、

事務局は条約の同条に従い、海洋生物種に関係する機能を持つ政府間団体と協議すべきであることをさらに認識し、

事務局は改正案の対象となる何らかの種に関係する機能を持つ他の政府間団体とも協議すべきであることを考慮し、

あらゆる野生動植物の国際取引が条約の条項に基づいて行われることを想起し、

条約に関係する事柄、特に附属書 I ならびに II の改正基準の適用について開発途上国に技術援助を提供する必要性に関し、第 3 回締約国会議（ニューデリー、1981 年）で採択された決議 3.4 の重要性を強調し、

条約の附属書改正の決定は確実で関連性のある科学情

報を基礎とし、社会経済的要因を考慮に入れ、そのような改正について合意された生物学的ならびに取引上の基準を満たすよう保証するという目的に留意し、

不確実性がある場合はリオ原則 15「予防的アプローチ」の適用の重要性を認識し、

条約締約国会議は

以下の付記を決議の一部として採択する。

付記 1：附属書 I のための生物学的基準

付記 2a：条約第 2 条 2(a) 項に従い附属書 II に種を掲載するための基準

付記 2b：条約第 2 条 2(b) 項に従い附属書 II に種を掲載するための基準

付記 3：特殊な場合

付記 4：予防手段

付記 5：定義、解説、ガイドライン、および

付記 6：附属書改正を提案するための書式

附属書 I または II の改正案を考慮する際、締約国は予防的アプローチという根拠により、また、種の状態または種の保全に対する取引の影響が不確実な場合、当該種の保全にとって最善なように行動し、その種について予測される危険性に比例した対策を採択するよう勧告する。

附属書 I と II の改正案について考える場合、以下の項目を適用することを決議する。

- a) 付記 1 に列挙された生物学的基準のうち少なくともひとつが満たされる場合、取引による影響を受けるかあるいは受ける可能性のある種は、条約第 2 条 1 項に従って附属書 I に掲載するものとする。
- b) 付記 2a に列挙された附属書 II の基準を満たすいかなる種も、条約第 2 条 2(b) 項に従って附属書 II に掲載するものとする。
- c) 付記 2b に挙げた基準を満たせば種を第 2 条 2(b) 項の規定に従い附属書 II に掲げる。
- d) どの単一の種も、同時に複数の附属書に掲載することはできない。
- e) しかし、亜種、個体群、または種の他の下位分類は、付記 3 の関連基準に従い、同時に異なる附属書に掲載することができる。
- f) 上位分類群は付記 3 の関連基準を満足する場合にのみ附属書に掲載すべきである。
- g) 雑種は野生において明確かつ安定した個体群を形成する場合にのみ、特に附属書に掲載できる。
- h) 取引されているすべての標本が飼育繁殖あるいは人

1 第 13 回締約国会議で削除。

工繁殖されている種の場合、野生からとられた種の取引が行われる可能性がごくわずかであれば、附属書に掲載すべきではない。

- i) 付記 1 に列挙された基準を満たさないことを実証する十分なデータが得られる附属書 I 掲載種は、付記 4 に列挙された関連予防手段に従うことを条件として附属書 II に移すものとする。
- g) 条約第 2 条 2(a) 項に従って附属書 II に掲載されている種で、付記 2a に列挙された基準を満たさないものは、付記 4 に列挙された関連予防措置に従うことを条件として削除する。また、削除の対象となる種に類似しているか、あるいはそれに関連する理由で条約第 2 条 2(b) 項に従って掲載されている種も、関連予防措置に従うことを条件として削除する。そして
- k) 当該種の管理に関して権限を持つ政府間組織の見解がもしあれば、考慮に入れるものとする。

附属書 I と II を改正するための提案は、入手可能な最善の情報に基づいて、適切であれば、付記 6 の書式で提示されるべきであることを決議する。

種を附属書 I に移行するか、または著しい取引の再検討の規定に従い、検討中の種に対してゼロ輸出割当量を定めるという提案を提出する提案者に対し、その再検討に関する適用可能な知見を考慮に入れるよう奨励する。

附属書 I または II の改正案に対する注釈は適用可能な締約国会議決議に従って作成され、影響を受ける部分ならびに派生物に関して具体的かつ正確であり、可能な限りの範囲で既存の注釈と調整すべきであることを決議する。

十分な関連生物学データが入手できる場合、改正案を裏付ける提案文書に数値評価を盛り込むよう締約国に奨励する。

この条約で与えられる保護の有効性を監視するため、生息国と提案者は、資金を得られることを条件として、附属書 I と II に掲載された種の状態を、動物委員会、植物委員会の協力を得て、定期的検討を行うものとすることを決議する。

締約国と協力組織に対し、附属書改正案の準備、管理計画の立案、附属書への種の掲載の有効性の検討において、要望があればそれに応じて財政面・技術面の援助を提供するよう呼びかける。締約国は広義の生物多様性という意味でこれらの目的を達成するため、他の利用可能な国際機構や手段の利用を受け入れるものとする。

決議 1.3 (ベルン、1976 年) の一部を廃止する一特定の状況における附属書 II または III からの種の削除—
a) 項 ■

付記 1 附属書 I の生物学的基準

以下の基準は、付記 5 に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

以下の基準のうち少なくともひとつを満たす、もしくは満たす見込みが高い場合、その種は絶滅のおそれがあるとみなされる。

- A. 野生個体群が小さく、以下のような特性のうち少なくともひとつを持つ。
 - i) 個体数または生息地の面積および質において、衰退が観察、推定あるいは予測される。または
 - ii) 各地域個体群が非常に小さい。または
 - iii) 個体の大半が、一世代あるいはそれ以上の期間、地理的に集中する。または
 - iv) 個体数の短期的変動が大きい。または
 - v) 内的または外的要因による高い脆弱性。
- B. 野生個体群の分布面積が制限され、以下のうち少なくともひとつの性質を持つ。
 - i) 分断化またはきわめて少数の場所に生息。または
 - ii) 分布面積または地域個体群の数における大きな変動。または

- iii) 内的または外的要因による高い脆弱性。または
- iv) 以下の項目のいずれかにおいて衰退が観察、推定、あるいは予測される。
 - 分布面積、または
 - 生息地の面積、または
 - 地域個体群の数、または
 - 個体数、または
 - 生息地の質、または
 - 加入量。

- C. 野生での個体数における衰退が、以下のいずれかに該当する。
 - i) 現在進行中あるいは過去に発生した（だが、再発の可能性がある）ことが観察されている。または
 - ii) 以下のいずれかに基づき推定または予測される。
 - 生息地の面積における減退。または
 - 生息地の質における減退。または
 - 捕獲採取のレベルまたはパターン。または
 - 内的または外的要因による高い脆弱性。または
 - 加入量の減少 ■

付記 2a 条約第 2 条 2 (a) 項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準は、付記 5 に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

入手可能な取引データおよび野生個体群の状態ならびに傾向に関する情報に基づき、以下の基準の少なくともひとつを満たす時、種を附属書 II に掲げるものとする。

A. 近い将来に附属書 I への掲載が適格となる事態を回避するために、その種の取引の規制が必要であることが

判明しているか、または推論あるいは予測できる。または

B. 野生からの標本の捕獲採取が、その継続またはその他の影響によって、種の存続が脅かされる水準にまで野生個体群を縮小させないよう保証するために、その種の取引の規制が必要であることが判明しているか、または推論あるいは予測できる。 ■

付記 2b 条約第 2 条 2 (b) 項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準のいずれかひとつを満たす場合、第 2 条 2 (b) 項に従い種を附属書 II に掲げることができる。

A. 取引される形でのその種の標本が、第 2 条 2 (a) 項または附属書 I の規定に基づき、附属書 II に掲げる種の標本に似ており、CITES 掲載種の標本を見た取締官

がそれらを区別できそうもない。または

B. 現在の掲載種に関する有効な取引規制が達成されることを保証するために、上記基準 A に挙げた理由以外で説得に足る理由がある。 ■

付記 3 特殊な場合

分割掲載

複数の附属書への種の掲載は、それが引き起こす施行上の問題という観点から、一般的には避けるべきである。

分割掲載が行われる場合は、一般に亜種ではなく国内または地域個体群に基づいて行うものとする。ある種の一部の個体群を附属書に掲載し、残りは附属書に掲載しないまま放置するという分割掲載は、通常は認めるべきではない。

いかなる国の司法管轄範囲内にも入らない種の場合、附属書での列挙の際、個体群の定義に既存の国際協定—もしも存在すれば—で使われる条件を用いる。そのような国際協定が存在しなければ、附属書は個体群を地域あるいは地理上の座標によって定義すべきである。

種レベルよりも低い分類は、附属書では使用しない。ただし、当該分類群がきわめて識別しやすく、その名称を用いても施行上の問題が起きない場合はその限りではない。

上位分類群

上位分類群の全種が附属書 I または II に掲げられている場合、それらはその上位分類群の名称で掲げる。上位分類群の一部の種が附属書 I または II に掲げられ、その他全部が他の附属書に掲載されている場合、後者の種は上位分類群の名称で掲げ、附属書での注釈の使い方に関する関連決議の規定に従い適切な注釈を付ける。

附属書 II への上位分類群の掲載から附属書 I への分割掲載に個別の植物種を移行するための提案作成を検討する締約国は次のことを考慮する。

- i) それを人工的に繁殖させることがどの程度容易か。
- ii) 現在、人工的に繁殖させた標本をどの程度栽培に利用できるか。および
- iii) 特にそれが取引される形においてなど、その種の識別に関する実施上の問題。 ■

付記 4 予防措置

附属書 I または II の改正の提案を考慮するにあたり、種の状態に関し、あるいは取引が種の保護に及ぼす影響に関し、予防的アプローチの観点により不確実な要素があった場合、締約国は当該種の保護にとっての最善

を期して行動し、その種にとって予測される危険に応じた対策をとる。

A. 1. 附属書 I に掲載された種は、まず附属書 II に移し、締約国会議間の間隔最低 2 期間分にわたり、取引が

- その種に及ぼす影響をモニターしない限り、附属書から削除してはならない。
2. 附属書 I に含まれる種については、付記 1 の関連基準を満たさない場合で、以下の予防的保護手段のうちひとつを満たす場合にのみ附属書 II へ移行されるべきである。
 - a) その種に対しては国際取引の需要がなく、それを附属書 II に移すことが、附属書 I に含まれる他の種の取引を刺激したり、あるいは施行上の問題を引き起こす見込みが低い。または
 - b) その種に対しては取引の需要がある見込みが高いが、締約国会議が以下の項目に満足できるような管理が行われている。
 - i) 条約の要件一特に条約第 4 条一の原産国による履行。および
 - ii) 適切な施行管理と条約の要件への準拠。または
 - c) 改正案の支持文書中に記述された管理手段に基づき、有効な施行上の規制が行われるという条件で、改正案の一部として締約国会議が承認した輸出割当または他の特別な対策を適用。または
 - d) 適用可能な締約国会議決議と一致するランチング案を提出し、承認される。
 3. 附属書 I の種を附属書 II へ移行する提案に関しては、当該種について留保している締約国が考慮すべきではない。ただし、その締約国が改正案採択後 90 日以内に留保を撤回することに同意すればその限りではない。
 4. 附属書 II から削除した場合、近い将来に附属書掲載の条件を満たすようになる見込みが高い場合、いかなる種も削除してはならない。

5. 締約国会議の過去 2 回の合間に、著しい取引の再検討の規定に基づき保全状態を改善する勧告の対象になった種は附属書 II から削除してはならない。
- B. 上記 A. 2. c. に従い、種を附属書 II に移す場合、以下の検討手順を適用するものとする。
 1. 植物委員会、動物委員会またはある締約国が他の締約国の管理手段への準拠および輸出割当量に関する問題に気づいた場合、事務局にその旨を通知し、その後、事務局がその件を解決できない場合、事務局は常設委員会に通知し、常設委員会は当該締約国と協議した後、全締約国に対し、その締約国との CITES 掲載種の標本の取引を停止し、および／または、その個体群を附属書 I に戻す提案を準備するよう寄託政府に要請することができる。
 2. 割当量とそれを支持する管理手段を検討する上で、動物または植物委員会が準拠あるいは種に対する潜在的な害に関する問題に直面した場合、その関係委員会は寄託政府に対し、適切な矯正措置を講じるよう要請する。
- C. 上記 A. 2. c) 項に従い定められる割当量に関し
 1. 締約国がその割当量の再検討、改正または削除を望む場合、締約国会議の次回会合で検討するための適切な提案を提出する。
 2. 限られた期間について割当量が定められた時、その期間後に新たな割当量が定められるまで割当量はゼロになる。
- D. おそらく絶滅したとみなされる種については、再発見された場合に取引によって受ける影響が考えられる場合、附属書 I から削除してはならない。これらの種には附属書に「絶滅の可能性あり」という注釈をつける。 ■

付記 5 定義、解説、ガイドライン

注：この付記で数値ガイドラインを引用している箇所では、それらは単に例として提示しているにすぎない。生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。

種

条約第 1 条で、「種」という用語は「種もしくは亜種またはその地理的に隔離された個体群」と定義されている。

「種」および「亜種」は種の生物学的概念に言及しており、それ以上の定義を必要としない。

これら 2 つの用語は品種も包含する。

「地理的に隔離された個体群」とは特定の地理的境界内の種または亜種の一部を指す。これは個体群または下位個体群、または漁業管理で理解される特定の場合に便利な用語として「系群」を指すこともある。

これまで締約国会議は「地理的に隔離された個体群」を地理的境界によって区切られた個体群と解釈しており、地理的境界に関するもう 1 つの選択肢はめったに使われない。

取引によって影響を受ける

以下の場合、種は「取引によって影響を受けているか、または受けることがある」。

- i) それが取引されており（条約第 1 条の「取引」の定義に従い）、取引がその種の状態に悪影響を与えているか、または与えるかもしれない。または
- ii) それが取引されているか、またはその種に明らかな潜在的な国際的需要があり、野生での存続に悪影響を与えることがあることが疑われる。

分布域

ある種の「分布域」は、自然分布域外への侵入または移入の場合を除き、既知、推論、予測される分布域全部を包含するように引くことができる想像上の最短の連続した境界と定義される（ただし、分布域の推論と予測は慎重かつ予防的方法で行うものとする）。だが、想像上の境界内の領域から、その種が生息しないかなりの領域が除かれるため、分布域の定義にあたっては種の空間分布における不連続または分離に注意を払うべきである。移動性の種については、分布域はいずれかの段階におけるその種の存続に不可欠な最小域である（例えば営巣地、移動性種の採食地など）。ある種が限られた分布域を持つという決定は分類群ごとに異なり、生息地の特性、個体数密度、固有性などを考慮に入れるものとする。

衰退

「衰退」はある種の豊度（abundance）、分布域の面積または生息地の面積の減少を意味する。個体数の測定が内因性の困難を伴う場合、分布域という観点から見た衰退を評価する方が適切なことがある。

衰退は 2 種類の方法で表現できる。それは（i）全体

的な長期的衰退の程度または（ii）最近の衰退率である。長期的衰退度は基準となる個体群または分布域からの推定または推論される総縮小率（%）である。最近の衰退率は、最近の期間における豊度または分布域内での変化の割合（%）である。衰退度に関する基準値の推定または推論に使うデータは可能な限り遠い過去にまで及ぶようにする。

衰退を認める判定は分類群ごとに異なり、例えば関連分類群の個体数変動などのいくつかの考慮事項によって正当性を確認できる。過去の著しい衰退度を示す一般的なガイドラインは基準値の 5% – 30% の衰退率とされ、その種の生物学的特性と生産性に従い、その間で上下する。生産性はある個体群の最大成長率（%）である。それは生殖生物学、生殖能力、個体成長率、自然死亡率、成熟年齢、寿命の複雑な関数である。生産性の高い種は生殖能力が高く、個体の成長が速く、世代交代が速い傾向がある。

極値である 5% と 30% は比較的少数の種にしかあてはまらないが、中にはこれらの極値よりもさらに外にはずれる種もある。ただし、これらの 2 つの値は単に例としてのみ提示されている。生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である（¹ 商業利用される水生生物種への衰退の適用については脚注を参照）。

最近の著しい衰退率に関する一般的なガイドラインは過去 10 年間または 3 世代のいずれか長い方における 50% 以上の衰退である。個体群が小さい場合、過去 5 年または 2 世代（いずれか長い方）における 20% の衰退率の方

1 商業利用される水生生物種への衰退率の適用

海洋および大規模な淡水域ではほとんどの場合、5-20% という狭い範囲の方が適切とみなされ、生産性が高い種では 5-10%、生産性が中程度の種では 10-15%、生産性が低い種では 15-20% とされる。だが、この範囲からはずれる種もある。低生産性と低死亡率の間には相関関係があり、高生産性と高死亡率の間にも相関関係がある。生産性の指標として考えられる 1 つの目安は自然死亡率で、年 0.2-0.5 という範囲が中程度の生産性を意味する。

一般に、附属書 I への掲載を考慮する第一の基準は歴史的な衰退の程度である。衰退の程度を推定するための情報が限られている状況では、最近の期間の衰退率自体が衰退の程度に関してある程度の情報を提供できることがある。

附属書 II への掲載については歴史的な衰退の程度と最近の衰退率を合わせて考慮する必要がある。歴史的衰退度が高く種の生産性が低い場合ほど、最近の衰退率が重要になる。

著しい最近の衰退率についての一般的なガイドラインは、約 10 年の期間内に現在の個体数水準から歴史的衰退度に関するガイドライン（つまり利用される魚種の基本値の 5-20%）まで個体数を引き下げるような衰退率である。最近の衰退率が極端に高い場合を除き、歴史的衰退度が 50% 未満の個体群については、めったに心配する必要はない。

個体群が顕著に衰退していない場合でも、上で附属書 I 掲載に関する考慮について推奨した衰退度ガイドラインに近ければ、附属書 II への掲載を考慮することができる。「近い」という言葉の定義としては、その種の生産性を正當に考慮に入れた上で、関連する衰退度よりも 5% から 10% 高い範囲と考えることができる。

最近の衰退率が重要になるのは、それがまだ起きているか再開する可能性があり、約 10 年の期間内に附属書 I の衰退度ガイドラインにおいてその種に適用可能な点に到達すると予想される場合に限られる。それ以外の場合は、重要なのは全体的な衰退度である。十分な情報が入手できれば、約 10 年の期間にわたる最近の衰退率を計算すべきである。入手できるデータが少なければ、より短い期間の年率を使うことができる。傾向が変化した証拠がある場合は、より最近の一貫性のある傾向の方を重視する。ほとんどの場合、衰退が続くと予想された場合にのみ掲載が考慮される。

上記の割合を考えるにあたり、分類群・事例別に絶滅の危険性に影響を与えそうな生物学的およびその他の要因を考慮する必要がある。分類群の生物学的特性、利用パターン、分布域によっては、脆弱性要因（この付記に列挙したような）によって危険性が増すことがあり、一方、軽減要因（たとえば絶対数が多い、退避地の存在など）によって危険性が低下することもある。

が適切なことがある。ただし、これらの 2 つの値は単に例としてのみ提示されている。それは生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことが不可能なためである。

過去の衰退度と最近の衰退率は互いに関連させて考慮すべきである。一般に、過去の衰退度が高く種の生産性が低いほど最近の衰退率が重要になる。

過去の衰退度または最近の衰退率を推定または推論するにあたりすべての関連データを考慮に入れるものとする。衰退は進行中である必要はない。短期間のデータしか入手できず、これらのデータに基づく衰退度または衰退率に不安がある場合も上記ガイドラインを適用すべきである（必要に応じ、または関連性があれば、外挿する）。ただし通常、自然変動は衰退の一部としてみなされないが、証拠がない限り、観察された衰退は必ずしも自然変動の一部とはみなされない。計画した水準にまで個体数を減少させる科学的基盤に基づく捕獲計画に従い実行され、その種の存続に有害でない合法的活動の結果として起きる衰退は、普通は「衰退」という言葉に包含されない。

変動

当該個体群の規模または分布域が広く、速く、または頻繁に変動する時、個体群の規模または分布域の変動が大きいとみなされる。個体数に短期的な大きな変動があるという判定は分類群ごとに異なる。例えばそれは分類群での 1 世代の長さに依存する。

分断化

分断化とは、ある分類群中の個体の大部分が、小さな比較的孤立した地域個体群中にみられる場合を指す。この結果、これら小さな地域個体群は絶滅する確率が高くなり、再確立の確率は低い。

世代の長さ

「世代の長さ」は最新のコホート（つまり個体群中の新生個体）の親世代の平均年齢である。したがって、世代の長さは個体群中の繁殖個体の回転率を反映する。一生に一度しか繁殖しない種を除き、世代の長さの値は最初の生殖年齢よりも大きく、最高齢の繁殖個体の年齢よりも小さい。危機に瀕して世代の長さが変動する場合は、より自然な（つまり障害が発生する以前）世代の長さを使う。

推論または予測される

これは間接または直接的方法を用いた推定のことである。推論は直接の測定値または間接的証拠のいずれかに基づき行われる。予測では実現しそうな将来価値を推論

するための外挿を含む。

近い将来

これはある種が附属書 II に掲げられていない限り、付記 1 の基準をひとつ（またはそれ以上）満たすと推論または予測できるような時間的期間を意味する。これは分類群と事例ごとに異なるが、5 年よりも長く 10 年よりも短いはずである。

個体群の問題

個体群

「個体群」は、その種の個体の合計を意味する（「種」は条約第 1 条およびこの付記で定義されている）。

野生個体群

「野生個体群」は、この付記で定義した分布域内で自由に生活するその種の個体の合計を意味する。

地域個体群

「地域個体群」は、個体群中の地理的またはそれ以外の点で識別可能な集団で、個体群どうしの間に限られた遺伝的交流しかないものをいう。

個体群の規模

個体群または地域個体群の規模について詳細を提示するとき、提示される情報が総個体数の推定値または効果的な個体群規模（つまり、環境的および行動的に、またはそれ以外に、野生で生殖が抑制された個体を除く繁殖可能な個体）あるいは別の適切な測定値、指標または個体群の構成要素に関係するか明確にする。

生活環の全部または一部について生物学的に他の種に依存する種の場合、宿主または共生種に関する生物学的に適切な値を選択する。

小さな野生個体群

野生個体群が小さいという判定は分類群ごとに異なり、いくつかの考慮事項によって正当性を確認できる。例えば関連する分類群の個体数である。生産性の低い種については、推定するためのデータが存在すれば、5,000 個体未満という値が小野生個体群を構成する適切なガイドライン（しきい値ではない）と判断されてきたが、生産性が高い種では、その値はもっと高くなる可能性がある。ただし、この値は単に例としてのみ提示されている。それは全分類群に適用可能な数値を示すことが不可能なためである。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

極小野生地域個体群

野生地域個体群が極小であるという判定は分類群ごとに行われる。推定するためのデータが存在する種については、500 個体未満という値が極小野生地域個体群を構成する適切なガイドライン（しきい値ではない）と判断されてきた。ただし、この値は単に例としての

み提示されている。全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

絶滅の可能性あり

過去に生息が知られている地域全体において、生息地であることが判明しているかまたはそう疑われる場所を適切な回数（毎日、季節ごと、毎年）徹底的に調査したにもかかわらず、1 個体も記録できなかった場合、その種は「絶滅の可能性あり」とみなされる。ある種をおそらく絶滅したと宣言するには、その種のライフサイクルと生活様式から考えて適切な時間枠にわたって調査を実施すべきである。

加入量

「加入量」とは有性生殖か無性生殖のいずれかにより個体群中に追加される個体の総数である。

絶滅のおそれがある

「絶滅のおそれがある」という用語は付記 1 で定義されている。絶滅の脅威に対する種の脆弱性は、個体群の個体数動態、生物学的特性（体のサイズ、栄養状態、ライフサイクル、繁殖構造、あるいは生殖を成功させるために必要な社会構造など）、そして密集する習性が原因の脆弱さ、個体群サイズの自然変動、かつ／または定着性／移動性パターンによって変化する。このため、すべての分類群に適用できる個体群サイズまたは分布面積という数的な基準値を求めることは不可能である。

脆弱性

「脆弱性」は絶滅の危険性を増大させる（たとえ緩和要因を考慮に入れた場合も）内因性または外因性の影響を受けやすいことと定義できる。衰退のパーセント値、地域個体群規模または分布制限区域の地域個体群の規模

に伴う絶滅の危機に影響を与えるいくつかの分類群または事例固有の生物学的その他の要素が存在する。これらは以下のいずれかの側面になりうるが、それらに限定されない。

内的要因

- － 生活史（例えば低い生殖能力、遅い個体成長率、成熟年齢が高いこと、長い世代時間）
- － 低い絶対数またはバイオマスまたは制限された分布域
- － 個体群の構成（年齢／規模の構成、性比）
- － 行動要因（例えば社会構造、移動、集合行動）
- － 密度（定着性または半定着性の種について）
- － 特殊化した最適要件（例えば食性、生息地）
- － 共生その他の共依存型などの種間の関連性
- － 低下した遺伝子多様性
- － 逆補償減少（利用が存在しない場合でも衰退が続く傾向）
- － 固有性
- － 種子散布機構
- － 特殊化した受粉媒介者

外的要因

- － 選択的に行われる除去（加入を阻害することがある）
- － 外来侵入種による脅威（交雑、病気の伝染、略奪など）
- － 生息地の悪化（汚染、土壌浸食、外来侵入種による変性など）
- － 生息地の消失／破壊
- － 生息地の分断
- － 厳しい環境条件
- － 病気による脅威
- － 急速な環境の変化（例えば気候型の移行）
- － 確率事象

付記 6 附属書改正提案書式

以下の資料は附属書改正案と適切な支持文書提出のための追加情報と指示を提供するものである。提案者は締約国会議に十分な質と十分な詳細を伴う十分な情報を提供し、提案された措置に関して確立された基準に照らし合わせて会議が提案を裁定できるようにするという必要性に従って行動するものとする。これは関連する発表済みならびに未発表の情報源を使うべきであることを意味する。ただし、種によっては科学的情報量が制限されることが考えられる。生態学的に類似する関連する分類

群または種からの類推が判定に役立つことがある。その提案に関する情報を取得するために特に調査が実施された場合、締約国による評価を行うために十分な詳細を盛り込んだ調査結果を提出する。

提案書は普通 12 ページまでに（参考文献の一覧を除く）制限されるので、締約国は注意すること。提案書が 12 ページを超える場合、提案国は条約の公用語に翻訳した文書を提供する。さらに、これは提案書式の全要素を取り上げられないことがあることを意味する。

A. 提案書

提案国は附属書に対する特定の改正およびそれに関連する注釈または但し書きを示す。提案国はその種が関連基準を満たすとする根拠が正当であることを明記する。

- 附属書 I への掲載または附属書 II から附属書 I への移行。この決議の付記 1 中のどの基準が満たされるかを明記する。
- 附属書 II への掲載
 - 第 2 条 2 (a) 項に従い。この決議の付記 2 中のどの基準が満たされるかを明記する。
 - 第 2 条 2 (b) 項に従い
 - 類似問題 (付記 2b の基準 A) という理由から。この場合、すでに附属書に掲載されている類似種名を C. 11 「追記」に記載する)
 - 他の理由から (この決議の付記 2a のかつ／または付記 3 で言及したような)
- この決議の付記 4 で指定した予防措置に従い、附属書 I から附属書 II に移動。この決議の付記 2 中のどの基準が満たされるかを明記する。この決議の付記 1 中の基準がもはや満たされない理由を明記する。この決議の付記 4 中の措置のどれが満たされるか、または実施されるかを明記する。
- 附属書 II から削除。この決議の付記 2 中の基準が満たされない理由を明記する。
- 他の措置 (説明、例えば割当の改正など、が必要)

注釈

附属書への掲載に対する特定の注釈を提案する場合、提案国は次のことを行う。

- 提案する注釈が適用可能な決議を遵守していることを保証する。
- 注釈の実用上の意図を示す。
- 新規注釈と既存注釈の調整を図る。かつ
- 影響を受ける部分ならびに派生物に関して具体的かつ正確に記す。

B. 提案者

提案者はこの条約の第 15 条に従い、締約国のみとしなければならない。

C. 支持文書

1. 分類

提案者は提案の対象である分類群を締約国会議が明確に識別できるよう、十分な情報を提供するものとする。

- 1.1 綱
- 1.2 目
- 1.3 科
- 1.4 属、種、亜種 (命名者と年を含む)

当該種が締約国会議が採用した標準名称リストまたは分類参考資料のひとつに含まれる場合は、その参考資料が示す名称をここに記入する。当該種が採用された標準参考資料のひとつに含まれない場合は、提案者は使用した名称の引用源として参考資料を示す。

1.5 同義の学名

特に種の取引に使われる場合を始め、提案国は当該種について現在使われることがある他の学術名または同義語に関する情報を提出する。

1.6 俗名 (適切であれば、取引名を含む)

1.7 コード番号

当該種がすでに附属書に掲載されている場合、CITES 識別マニュアル中のコード番号を記載する。

2. 概要

提案の重要な要素について簡単な概要を提示する。締約国は提案文書の重要な節を引用する。

3. 種の特性

この項目に必要な情報は調査、文献調査、関連研究の要旨である。使用した参考文献は提案書の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が大幅に異なることは了解されており、これらの指示は必要な情報のタイプを示したものである。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関係するものである場合、関連性があれば生物学的種の全体を考慮に入れ、適切な背景情報を提示する。

3.1 分布

その種について現在知られている分布域を明記する。可能であれば種の分布が連続的であるかどうかを示す情報を提示し、連続的でない場合は、どの程度まで断片化しているかを示す。

3.2 生息地

その種が占める生息地のタイプを明記し、関連性があれば生息地の特異性の度合いおよび種の生息域全体での各生息地タイプの広さを明記する。

3.3 生物学的特性

その種の全般的な生物学的ならびに生活史の特性 (例えば生殖、加入、生存率、移動、性比、再生または生殖に関する戦略) の要旨を提示する。

3.4 形態的特性

色を含むその種の形態的特性の全般的記述および分類学上の近縁種から識別するための形態的特徴に関する情報を提示する。

3.5 生態系内でのその種の役割

入手可能であれば、その種が生態系内で果たす役割およびその他の関連する生態学的情報、この提案がその役割に対して与える潜在的影響を提示する。

4. 状態と傾向

この項目には基準に従い過去と現在の傾向を評価するための定性的ならびに定量的情報が含まれる。使用する情報源は提案の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が異なることは了解されている。以下の指示は可能ならば提示すべき情報のタイプを示している。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関係するものである場合、関連性があれば適切な背景情報を提示できるよう生物学的種の全体を考慮すべきである。入手可能であれば提案書には関連する定量分析結果、資源量の評価などを盛り込む。観察、推論、予測のどれに基づき結論を引き出したかを提案書に記載する。

4.1 生息地の傾向

生息地の変化の性質、速度、範囲（例えば生息地の消失、悪化、変化）に関する情報を提示し、適用可能であれば断片化の程度と生息地の質における目に見える変化を記載する。適切であれば生息地と個体数の傾向の間にみられる関連性も記述する。

4.2 個体群の規模

入手可能な最新のデータに基づき、現在の総個体数または可能であれば関連する年齢層ごとに分けた個体数の推定値を示す。使用したデータ源に関する情報を提示する。適切であれば地域個体群の数とそれらの推定規模を提示する。個体群の規模は生息地のタイプその他の方法論上の考慮事項を十分顧慮し、個体数密度を参考にして推定できる。

4.3 個体群の構成

現在の個体群の構成およびその構成中での過去または現在の時間的变化（例えば社会構成、個体数動態、成熟個体の割合、性比など）に関する情報を提示する。

4.4 個体群の傾向

種の数量における現在と過去の傾向に関する基礎的で定量的ならびに定性的情報を提示する（情報源を示すこと）。なんらかの傾向があれば、それらの傾向を測定した期間を示す。その種の個体群規模について自然に著しい変動が起きる場合は、その傾向が自然な変動を上回るものであることを実証する情報を提示する。傾向の推定に世代時間を使用した場合は世代時間の推定方法を明記する。

4.5 地理的傾向

種の分布において現在と過去になんらかの傾向があれば、それらの傾向を測定した期間を示し、入手可能な情報を提示する。関連性があれば分布域における変動の程度と周期性に関するデータを示す。

5. 脅威

人が引き起こす脅威の性質、強度、可能であれば相対的重要性を明記する（例えば生息地の消失および／または悪化、過剰利用、導入種による競争／捕食／病気の影響、交雑、毒物、汚染物質など）。

6. 利用と取引

6.1 国内利用

その種について判明しているすべての用途のタイプと規模を指定し、可能であれば傾向も示す。採取方法の詳細も提示する。飼育繁殖、人工繁殖、野生標本からの利用の規模を示す。

存在が判明している在庫、およびそれらを廃棄するためにとられる可能性のある手段の詳細を示す。

6.2 合法的国際取引

国際取引のレベルを定量化し、引用した統計値の情報源をあげる（例えば税関統計、CITES 年次報告書データ、FAO のデータ、業界レポートなど）。取引のレベルに関する推定値を正当化する根拠を示す。取引の性質に関する情報（例えば、主に営利目的、主に生きた標本、主に部分と派生物、主に飼育繁殖または人工繁殖された標本など）と、改正案がどのような形で取引の性質に影響を及ぼすと予測されるかを示す。

6.3 取引される部分ならびに派生物

可能な範囲で、取引される製品のタイプも含め、部分ならびに派生物、それらの部分ならびに派生物固有の税関の関税コード、それらの部分ならびに派生物を取引する主な輸出入国を列挙する。

6.4 違法取引

可能な範囲で、国内・国際的な違法取引のレベルを定量化し、その性質を説明する。国内利用または合法的な国際取引のための合法的な採取に関するこの取引の相対的重要性を査定する。改正案がこの取引の性質に及ぼすと予測される影響に関する情報を示す。

6.5 実質または潜在的な取引の影響

当該種に対する脅威として、全体的利用（国内利用を含む）と比較した国際取引のための現在および／または将来の利用の重要性について考察する。

7. 法制度

7.1 国内

生息地も含めた種の保護に関する法の詳細を、個別に（絶滅のおそれのある種に関する法など）、あるいは総合的に（野生生物に関する法とそれに伴う規制など）示す。法律上の保護の性質を示す（つまり、その種が全面的に保護されているか、または採取が規制または制御されているか、など）。種の保護および／または管理を保証

する上でのこの法の有効性を査定する。

当該種の取引の管理をつかさどる法に関する同様の情報を示す。この種の違法取引を規制する上でのこの法の有効性を査定する。

7.2 国際

当該種に関する国際的手段の詳細を示し、そのような手段によって可能になる保護の性質を盛り込む。その種の保護および／または管理を確保する上でのこれら手段の有効性を査定する。

当該種の取引の管理に関する国際的手段に関する同様の情報を示す。その種の違法取引を規制する上でのこれら手段の有効性を査定する。

8. 種の管理

8.1 管理措置

生息国において当該種の個体群を管理するために設置された計画の詳細を提示する（例えば野生からの管理収穫、飼育繁殖または人工繁殖、再導入、ランチング、割当制度など）。適切であれば、計画されている収穫率、割当の設定と実施のために計画された個体群規模を決定する手順、野生生物管理に関する助言が考慮されるよう保証するための機構などの詳細も含める。

適用可能であれば、当該種の利用から保全および／または管理計画（例えば価格設定制度、地元社会の所有権、輸出関税など）への復帰を保証するために使われる機構の詳細を提示する。

8.2 個体群のモニタリング

野生個体群と野生からの除去の持続可能性に関するモニタリングのために設置された計画の詳細を提示する。

8.3 規制措置

8.3.1 国際

CITES に加え、当該種の標本の国際的境界を越える移動を規制するために設置された措置に関する情報を提示する。マーキング制度が導入されていれば、それに関する情報を含める。

8.3.2 国内

当該種の野生からの持続可能な収穫を保証することを目的とした生息国内の規制に関する情報を提示する。適切であれば教育、法の遵守、法執行活動に関する情報と計画の有効性に関する評価を含める。

8.4 飼育繁殖と人工繁殖

適用可能であれば、当該国内の当該種に関するプランテーションを含む商業的な飼育繁殖または人工繁殖事業の詳細を提示し、それには飼育ストックと生産の規模、これらの事業が保全計画に寄与する度合い、あるいはそれらの事業がなければ野生の標本が満たしていたはずの需要を事業が満

たす程度を含める。飼育繁殖または人工繁殖計画の管理面での潜在的意味について考察する。また、可能な限りの範囲で原産国外での飼育繁殖または人工繁殖の普及に関する情報も提示する。

8.5 生息地の保全

入手可能であれば、その種の生息地に関係する保護区の数、規模、タイプ、および保護区域外での保全計画に関する情報を提示する。

8.6 安全策

種の附属書 I から附属書 II への移行または附属書 II からの削除を求める提案、または実質的注釈が関係する提案の場合、関連するあらゆる安全策に関する情報を提示する。

改正案により当該種の取引が増えそうな場合、それが類似種の非持続的取引につながらない理由を説明する。

9. 類似種に関する情報

取引される標本が酷似している種の名称を提示する。どのように識別するかを詳細に提示し、特に頻繁に取引される商品または部分や派生物の詳細を含め、専門家でなくとも情報を与えられれば確実に識別できると期待することが妥当かどうかを説明する。掲載を提案された種の標本を類似種の標本、特にもっとも頻繁に取引される標本から識別する上での難しさをいかに解決するかを詳細に提示する。

10. 協議

直接の接触により、あるいは CITES 事務局を通じ、種の生息国から提案に関する所見を得るために行われた協議の詳細を提示する。各国から受けとった所見を提示するものとする。所見は求めたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合は、その旨注記する。要請した日付も記入する。

著しい取引の再検討の対象である附属書 II 掲載種の附属書 I への移行を提案する場合、提案国は影響を受ける生息国および適切であれば動物委員会または植物委員会と協議する。提案国は改正案を提出する理由の正当性を証明する根拠を明らかにする。CITES 事務局を介した締約国との協議の場合は、生息国からの情報と非生息国からの情報を分離する。

他の国際協定または政府間組織による管理も行われている種の場合、それら組織あるいは団体の所見を得るために行われた協議の詳細を提示し、それらの所見が支持文書でどのように取り上げられたかを示す。所見を求められたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合、その旨注記する。要請した日付も記入する。

11. 追記

12. 参考



決議 9.25 (改正) *

* 第 10 回および第 14 回締約国会議で改正。

附属書 III への種の掲載

第 16 条 1 項により、締約国は附属書 III に種を掲載する権利を与えられていることを認識し、

第 II 条 3 項では、締約国が取引の規制において他の締約国の協力を必要とする場合のみの締約国による附属書 III への種の掲載を規定していることを想起し、

附属書 III への掲載を要求する締約国およびその隣国の領土を越えた自然分布域を持つ種に関し、そのような掲載では必ずしも全生息国を包含する必要はないことを認識し、

第 1 回締約国会議（ベルン、1976）で締約国によって採択された決議 1.5 が、附属書 III に含まれる種の容易に識別可能な部分と派生物すべてを包含するよう勧告していることに留意し、

第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985 年）で締約国によって採択された決議 5.22 が、附属書 III に掲載する種に関する基準を勧告したことに留意し、

第 7 回締約国会議（ローザンヌ、1989 年）で締約国によって採択された決議 7.15 が、締約国に対し、種の附属書 III への掲載または附属書 III からの削除を締約国会議会合で宣言するよう奨励していることに留意し、

第 8 回締約国会議（京都、1992）で締約国によって採択された決議 8.23 が特に、附属書 III に掲載する種を提出する前に、締約国はその種の取引上の状態および生物学的状態に関し、動物委員会または植物委員会の助言を要請するよう勧告していることに留意し、

附属書 III には、まったく国際取引が行われないか、あるいは稀にしか国際取引が行われず、したがって、条約が有効でない種が含まれていることを意識し、

多くの締約国が、附属書 III に関する条約の規定を履行する管理上の負担を進んで引き受けようとしなかったことを看取し、

この不満足な履行状態が生じているのは、締約国が附属書 III の有効性を完全には納得していないためであると信じ、

決議 1.5 勧告 5 は、国内法の十分な履行の必要性を取り上げていないという点で欠陥があることを認識し、

第 8 回会合（京都、1992）で表明された決議の数を減らしたいという締約国会議の希望を想起し、

附属書 III に関する条約の有効な履行のためには、附属書 III への種の掲載に関し、前文で表明された条約の狙いを反映する明快なガイドラインを示すことが望ましいことを考慮し、

条約締約国会議は

附属書 I または II に掲げる種に関して留保を付した

締約国は、この種の附属書 III への掲載を要求しないよう勧告する。

附属書 III へのある種の掲載を考えた場合、締約国は以下のことを行うよう勧告する。

a) 次のように保証する。

i) その種はその国に原生する。

ii) 種の保護のために使用を防止または制限し、取引を規制する上で、十分な国内法規があり、それらは違法な採取、取引、所有に対する罰則と没収に関する規定を含む。

iii) 国内施行手段はこれらの規制の履行という点で十分である。そして

iv) 木材を得るために取引される種に関し、特に附属書 III への掲載を要求する国の種の保全という観点から、その掲載により条約の目的とその効果的施行をもっとも良く達成するような地理的に離れた種個体群のみを含めることを考慮する。

b) これらの法規と手段にも関わらず、違法取引の規制には、締約国の協力が必要であることを示す徴候があると判断する。

c) 他の生息国の管理当局、既知の主な輸入国、事務局、動物委員会または植物委員会に、附属書 III へのその種の掲載を考慮中であり、そのような掲載が潜在的に持つ影響力に関してそれらの意見を求めたい旨を伝える。

d) 規定の協議の後、また、その種の生物学的状態と取引状態から、その行動が正当化されると満足できた後、附属書 III への掲載を希望する種の名称を事務局に提出する。かつ

e) ある種を附属書 III に掲載するための要求では、容易に識別可能な部分並びに派生物全部を掲載することを意図しない限り、どの容易に識別可能な部分並びに派生物を掲載するかを確実に指定する。

さらに、緊急な掲載の必要性が無い限り、附属書 III への種の掲載もしくはそこからの種の削除を意図する締約国は、締約国会議会合の少なくとも 3 ヶ月前までにその意図を事務局に通知し、その会合で採択された附属書 I と附属書 II の改正と同じ日にそれが発効することを保証するために間に合うよう締約国がその改正について通知されるよう勧告する。

事務局に対し、次のように指示する。

a) 各締約国会議会合の後に、あるいは正当な根拠があった場合はそれ以外の時点でも、変更された附属書 I、II、III をまとめて公表する。そして

b) 附属書 III へのある種の掲載を締約国に知らせる前に、第 16 条 4 項に従い、当該締約国からすべての関連国内法ならびに条例のコピーを確実に受理する。

注釈の付かない附属書 III への種の掲載は、容易に識別可能な部分並びに派生物全部が附属書に掲載されることを意味することに合意する。

動物委員会と植物委員会に対し、入手可能な資金提供を条件として、附属書 III の種の状態の検討にあたり、必要に応じて締約国を支援するよう要請する。

附属書 III に種を掲載した締約国に対し、これらの種の状態を定期的に検討し、これらのガイドラインおよび動物並びに植物委員会の勧告を考慮に入れた上で、それらを附属書に維持する必要性を考慮するよう促す。

すでに附属書 III に掲載されている種が、その後、附属書 I または II に掲載される時、それは附属書 III か

ら削除されることを決議する。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 1.3 (ベルン、1976 年) – 特定の状況における附属書 II または III からの種の削除 – b) 項
- b) 決議 1.5 (ベルン、1976) – 条約のある規定の解釈と履行に関する勧告 – 3、4、5 項
- c) 決議 1.5 (CoP12 で改正) (ベルン、1976 年。フォートローダーデール、1994 年およびサンティアゴ、2002 年で改正) – 条約のいくつかの条項の解釈および施行
- d) 決議 5.22 (ブエノスアイレス、1985) – 附属書 III への種の掲載に関する基準 – 勧告の a) および b)、要請の段落
- e) 決議 7.15 (ローザンヌ、1989) – 附属書 III の改正
- f) 決議 8.23 (京都、1992) – 附属書 III の検討 ■

決議 10.4（改正）＊

＊ 第 14 回締約国会議で改正。

生物多様性条約との協力および共同作用

CITES 事務局および生物多様性条約事務局間の「相互理解の覚書」を支持した生物多様性条約締約国会議の決定Ⅲ /21 を歓迎し、

2 つの事務局の間に育まれた協力並びに誠意に満ちた関係に対して感謝の意を表し、

生物多様性条約締約国会議の決定Ⅲ /21 が「生物多様性に関係する条約の監督機関は、生物多様性条約の目的の実現に対してそれらの条約が寄与する可能性を考慮し、また、中でも良好な管理実務に関して当締約国会議と経験を分かち合う」と促したことを承知し、

生物多様性条約締約国会議が「生物多様性に関連する条約の締約国が、いくつかの国が関与し、生物多様性条約締約国会議が提供したグローバル環境ファシリティ有資格性基準並びにガイダンスを満たす関連プロジェクトのため、グローバル環境ファシリティを通じて資金提供を受ける機会を探る」よう促したことを想起し、

またアジェンダ 21 の第 38 章および「環境条約およびそれらの事務局間の協力と調整を推進し、支援するうえでの UNEP の重要性を認識し」、「関連する条約の締約国会議がそれぞれの条約事務局に対し、この協力プロセスに関与し、積極的参加を継続するよう奨励することを要請する」とした UNEP 理事会の歓迎すべき決定 19/9c も想起し、

環境条約の事務局の調整に関する UNEP の会合という流れに沿って会合を開く生態系保護グループの復活の可

能性を探るという提案に留意し、

UNEP が締約国の全面的協力においてそのような作業を引き受けるべきであること認識し、

条約締約国会議は

CITES 事務局並びに生物多様性条約事務局に対し、プログラム活動を特に UNEP 調整会合を通じて調整するよう呼びかける。

締約国に対し、国内状況に関して適切な限りにおいて、また、共同作用を促すため、各条約の国内当局間の活動の調整を行い、重複を減らすための措置を講じるよう示唆する。

締約国に対し、多国間プロジェクトを含め、生物多様性条約締約国会議が提供したグローバル環境ファシリティ有資格性基準並びにガイダンスを満たす関連プロジェクトのため、グローバル環境ファシリティを通じて資金提供を受ける機会を探るよう呼びかける。

事務局に対し、CITES が生物多様性条約の適切な規定の実施におけるパートナーになれるような機会について調査するよう勧告する。かつ

常設委員会の委員長に対し、生物多様性条約締約国会議に第 10 回および今後の締約国会議会合で採択されるこれおよびその他の関連決議と決定を伝達するよう命じる。 ■

決議 10.8（改正）＊

＊第 12 回および第 14 回締約国会議で改正。

クマの保護および取引

クマ種の全個体群が条約の附属書 I または附属書 II に掲げられていることを意識し、

クマはアジア、ヨーロッパ、北米および南米に原生し、そのため、クマの保護という問題は世界的なものであることを認識し、

クマ種の部分および派生物のいまだに続いている違法取引は条約の有効性を損ね、CITES 締約国および締約国でない国がそのような取引を排除するための措置を講じない限り、密猟によって野生のクマが減少し、特定の個体群または種さえも絶滅する可能性があることに留意し、

クマの保護および保全のための長期的解決策として、実質的かつ測定可能な措置が必要であることを認識し、

条約締約国会議は

全締約国、特にクマの生息国並びに消費国に対し、次のことを行うことにより、クマの部分並びに派生物の違法取引を削減するための措置を講じ続けるよう促す。

- a) クマの部分および派生物の輸入および輸出を規制するための国内法の確認、採用または改善を行い、違反に対する罰則が違法取引を抑制するために十分なことを確保する。
- b) 野生生物取引規制に対して国内および国際的に追加資金を提供することにより、CITES の施行を促進する。
- c) クマの部分および派生物の違法輸出および輸入を規制するための手段を強化する。
- d) 違法市場を特定し、目標を定め、排除するため、主な生産国および消費国における新たな国内活動を開始または奨励する。
- e) クマの部分および派生物に特に焦点を絞り、現場係官のための野生生物法施行に関する国際訓練計画を策定し、現場での技法と情報を交換する。
- f) 保護と法施行努力のための二国間および地域協定を策定する。

- g) クマの部分および派生物を識別するため、およびクマの部分および派生物を含むと表示された製品を調べるための十分な能力を持たない締約国を援助するために、法科学の技術を共有すること。

附属書 I および II に掲げられた種の標本に関し、クマの部分および派生物が関係する条約の規定を施行するための手段を、必要に応じ、全締約国が検討し、強化するよう勧告する。

さらに、締約国と締約国でない国が、緊急の問題として、次のことを行うことにより、クマの部分および派生物の違法取引の問題と取り組むよう勧告する。

- a) 政府機関、業界、消費者団体および自然保護団体の間の対話を強化し、合法的取引が附属書 I のクマの部分および派生物の違法取引の経路を提供しないよう確保し、CITES による取引の規制に対する一般の意識を高める。
- b) CITES 締約国でないクマの生息国と消費国に対し、緊急の問題として、条約への加盟を奨励する。
- c) 特にアジアに生息する種をはじめとする絶滅のおそれのあるクマの状態に関する研究に資金を提供する。
- d) 伝統医療分野と協力し、クマの部分および派生物に対する需要を削減する。これには他の野生種を脅かさない代替品および代用品に関する研究およびそれらの使用の積極的推進が含まれる。
- e) 伝統医療分野および自然保護団体と協力し、クマの標本の取引に伴う保護上の懸念およびより強力な国内取引規制および保護手段の必要性に関する一般の意識と業界での知識を拡大する。

全政府および政府間機関、国際援助機関および非政府団体に対し、緊急の問題として、クマの部分および派生物の違法取引を停止し、クマ全種の存続を保障するための資金その他の援助を提供するよう呼びかける。 ■

決議 10.10 (改正) *

* 第 11 回、第 12 回および第 14 回締約国会議で改正。

ゾウの標本の取引

1973 年からアジアゾウ *Elephas maximus* が附属書 I に掲載されていることに留意し、

アフリカゾウ *Loxodonta africana* が第 7 回締約国会議 (ローザンヌ、1989 年) で附属書 II から附属書 I に移されたが、第 10 回会議 (ハラレ、1997 年) と第 11 回会議 (ギギリ、2000 年) で一部の個体群が一連の条件のもとで附属書 II に戻されたことにもまた留意し、

ゾウ生息国は国内のゾウに関する最善の保護者であるが、それらの多数が国内ゾウ個体群の安全を確保するために十分な施行能力を欠いていることを認識し、

ゾウの管理を促進するための情報を提供し、施行に関する率先計画並びに保護活動の優先順位を定め、それらを指導するために、監視制度には生息国の実施能力強化も含めるべきであることを意識し、

アフリカとアジアのゾウの安全性強化が、生息国間の協力、データ共有、相互援助によって促進されることを確信し、

条約締約国会議は

定義に関して

次のとおり合意する。

- a) 「未加工象牙」という用語には磨かれたものまたは磨かれていないもの、およびいかなる形であれ、全形のゾウの牙すべて、および磨かれたものまたは磨かれていないもの、および元の形からどのように変更されていようと、断片になったゾウの牙すべてが含まれ、「加工された象牙」は除外される。
- b) 「加工された象牙」は容易に認識可能なものとみなされ、この用語は宝飾品、装飾品、美術品、日用品、楽器などのために象牙から作られたすべての品目を含み (だが、表面全体が彫られていない限り、全形の牙は含まない)、ただし、そのような品目がそのようなものであると明瞭に認識可能であり、その目的を達するためにさらなる彫刻、加工、製造を必要としない形であることを条件とする。

マークに関して

あらゆる大きさの全形の牙および長さ 20cm 以上かつ重量 1 kg 以上の牙の断片は、打ち抜き型を使い、またはそれが実際のでない場合は、消えないインクでマークするよう勧告する。形式は原産国を示す 2 文字の ISO コード、その年の最後 2 桁 / 当該年の連番 /、および kg で表した重量 (例えば KE00 /127/14) とする。この数字は全形の牙の場合は「象牙のつけ根」の部分に入れ、目立つ色で強調する。

国内の象牙取引の規制に関して

管轄域内にまだ構造化、組織化または規制されていない象牙彫刻業界がある締約国および象牙輸入国と特定された締約国に対し、以下のための包括的な国内の法律、規制および施行措置を採用するよう勧告する。

- a) 未加工、半加工もしくは加工象牙製品を扱う全輸入者、製造者、卸売業者、小売業者を登録または許可する。
- b) 自国への輸入が違法な場合は象牙を購入すべきはなことを、観光客その他の外国人に伝えるために、特に小売店において、全国的な普及措置を設立する。
- c) 管理当局その他の適当な政府機関が、その国の象牙の流れを特に次のような手段により監視できるようにするための記録および検査手続きを導入する。
 - i) 未加工象牙に対する義務的取引規制
 - ii) 加工された象牙のための包括的かつ実証可能な有効性を持つ報告および施行制度

事務局に対し、これらの法律、規則、施行措置の改善において、可能な限り締約国を援助するよう促す。

常設委員会に対し、法律並びに施行措置を改善するために消費国によって講じられた対策の定期的見直しを実施し、その結果を締約国会議ごとに報告するよう命じる。

国内取引規制の遵守に関して

事務局に対し、ETIS 並びに MIKE で得られた結果を参考にし、かつ可能な財源の範囲内で、次のことを行うよう命じる。

- a) 象牙彫刻業界並びに国内象牙取引が存在し、国内措置では以下のことを行う権限を持たない締約国を特定すること。
 - i) 未加工、半加工または加工象牙製品を取引するすべての輸入業者、製造業者、卸売業者、小売業者を登録または認可する。
 - ii) 未加工象牙に対して取引規制を義務化する。
 - iii) 加工象牙に対する包括的かつ明らかに効果的な報告並びに施行制度を確立する。
- b) そのように特定された各締約国から、国内象牙取引に関する勧告の適切な発効に必要な措置を確立するために要する手続き、対策、時間枠を示す情報を求める。
- c) 常設委員会に対して所見、勧告または進捗状況を報告し、常設委員会はかかる締約国との間の CITES 掲載種の標本の商業取引に対する制限を含め、適切な措置を考える。

事務局に対し、財政的に可能であれば、国内象牙取引を規制する実際の措置を締約国が整備するための技術的援助を提供するよう命じる。

ゾウの標本の違法狩猟および取引の監視に関して

次のとおり合意する。

- a) 常設委員会の監督下で設置されたゾウ密猟監視システム (MIKE) およびゾウ取引情報システム (ETIS) というシステムを、次の目的に従い、今後も継続し、拡張する。
 - i) ゾウの生息国および貿易中継地における違法狩猟および象牙取引のレベル並びに傾向、およびレベル並びに傾向の変化を計測し、報告すること。
 - ii) 観察された傾向が、CITES 附属書へのゾウ個体群の掲載変更および／または象牙の合法的国際取引の再開と関係するか、また、どの程度まで関係するかを評価すること。
 - iii) 適切な管理、保護、施行の必要性に関する決定を下すための裏付けとなる情報基盤を確立すること。
 - iv) 生息国における実施能力の育成
- b) この監視制度は象牙およびその他のゾウの標本の違法取引の監視に関する付記 1 およびゾウの生息国の違法狩猟の監視に関する付記 2 に略述された枠組みに従うものとする。
- c) ゾウの違法捕殺およびゾウ製品の取引に関し、信頼性の高い他の施行並びに専門資源管理組織から得られる情報も、考慮に入れるべきである。
- d) 事務局が設置する独立技術顧問グループを通じ、MIKE 並びに ETIS の両方に対して技術的監督を行う。

ゾウ生息国への援助に関して

締約国は、改善された法執行、調査、野生個体群監視を通して生息国のゾウ個体群の管理および保護の改善について生息国を援助するよう勧告する。

未加工象牙の割当および取引に関して

次のとおり勧告する。

- a) アフリカゾウの個体群を持ち、未加工象牙の輸出を許可することを希望する各締約国は、個体群管理の一環として、牙の最大本数として申告した未加工象牙の年間輸出割当量を定める。
- b) 次の年の各輸出割当量は 12 月 31 日まで (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) に書面で CITES 事務局に通報する。
- c) 締約国は、著しい量の没収された象牙についての事務局への通知が別に行われ、割当量の提出には含まれないよう、確保する。
- d) CITES 事務局は、各割当量に関して提出された情報を

当該個体群の状態に関して受理したあらゆる情報と合わせて検討し、関係する国に関するあらゆる懸念について議論し、懸念の根拠がない場合は、現時点の割当量を締約国に毎年 1 月 31 日までに通報することにより、割当量制度の施行を援助する。

- e) 事務局は象牙取引規制手続きマニュアルを維持し、締約国がこのマニュアルに記された割当量提出手続きに従うようにする。
- f) 締切日までに割当量が提出されない場合は、当該国が事務局に対して書面で割当量を通報し、事務局が締約国に通知を返すまで、当該国の割当量はゼロとなる。
- g) 未加工象牙の輸出、再輸出または輸入は、この決議または事務局マニュアルに従ってマークされない限り、許可されない。
- h) 締約国は当該国の割当量がこの決議に従って締約国に通報された年に輸出許可書が発給された場合にのみ生産国から未加工象牙を受理する。
- i) 締約国は締約国でない生産国の割当量が事務局によって検討され、締約国に通報され、事務局がその国から象牙取引に関する年次報告書を受領しており、その国がこの決議および条約第 10 条 (締約国会議の決議によって解釈されたように) におけるその他の条件すべてを満たす場合にのみ、その国から未加工象牙を受領する。
- j) 年次報告書の編纂にあたり、未加工象牙の輸出を許可した生産締約国および締約国でない国は、いかなる年についてもそのような輸出を割当量と関連させ、最低限、全形または全形に近い牙の本数およびそれら個々の牙の重量と識別番号を含め、可能な限り多くの関連情報を事務局に提供する。
- k) 全締約国は領域内に保管された未加工象牙の在庫帳簿を維持し、毎年 1 月 31 日までにこの在庫のレベルを事務局に通知し、象牙の出所を示す。
- l) 締約国は事務局を援助し、この決議に明記された義務が実施されるよう確保する。

この決議の実施に必要な資源に関して

全政府、非政府自然保護団体およびその他の適当な機関に対し、この決議における勧告が有効に実施されるよう確保するために事務局および生産国が必要とされる資源のための資金を提供するよう要請する。

決議 9.16 (フォートローダーデール、1994 年) - 「アフリカゾウの象牙の取引」を廃棄する。 ■

付記 1 象牙およびその他のゾウの標本の違法取引の監視

1. 前書き

象牙およびその他のゾウの標本の違法取引のレベルを世界的に監視し、記録するため、押収および没収に関する法執行データを収集し、編纂するシステムが必要とされている。締約国会議は 1992 年にトラフィックがこの目的で確立した不正象牙データベース・システム（BIDS）を認識している。

BIDS のさらなる開発と改良を通じ、象牙およびその他の標本の違法取引の傾向と規模を監視するゾウ取引情報システム（ETIS）が開発された。

2. 適用範囲

ETIS に盛り込まれるのは、世界中で 1989 年以降に起きた象牙およびその他のゾウ標本の押収または没収に関する施行記録の詳細である。また、施行活動、合法並びに違法ゾウ製品市場、および背景となる経済データに関する補足的情報も ETIS に含まれる。

3. 方法

象牙および他のゾウ標本の違法取引に関するデータおよび情報は、トラフィックが CITES 事務局と協力して収集する。この点に関し、中でも以下の項目を含むデータ収集のために、標準化された方法が開発される。

- 情報源
- 押収日付
- 取引のタイプ
- 押収国
- 原産国
- 輸出国
- 目的国／輸入国
- 象牙のタイプおよび量
- 輸送方法
- 犯罪の手口
- 犯罪者／容疑者の概要
- 裁判での状況
- 法執行活動

CITES 事務局によってデータ収集書式がつくられ、全締約国に配布された。

4. データの収集および編纂

MIKE 並びに ETIS の技術顧問グループ（TAG）は、ETIS の開発および実施を支援する。ETIS はトラフィックが TAG と協議して管理し、調整する。

全締約国は象牙またはその他のゾウの標本の押収および没収に関する情報を、その発生から 90 日以内に前もって定められた書式で事務局に提供するものとする。さらに、非締約国の法執行当局もこの情報を提供するよう、求められている。

トラフィックは関連した締約国のデータの収集を援助し、データの質および一貫性を確保し、適宜、世界中の担当係官にデータ収集および情報管理技術に関する訓練を提供する。

5. データの分析および解釈

データの解析および解釈は、トラフィックが CITES 事務局およびゾウの違法狩猟の監視に関与する機関（付記 2 を参照）と共同で、TAG と協議して調整する。

6. 報告

トラフィックは各締約国会議に包括的な報告書を提出する。

7. 会合間の矯正策

会合間に緊急に措置が必要になった場合、トラフィックは適宜、事務局を通じて常設委員会に報告する。

8. 資金源

ETIS の完全な運用を確保するため、資金提供の機構を確立する。 ■

付記 2 ゾウの生息国における違法捕殺の監視

1. 前書き

多くのゾウの生息国の懸念と取り組むため、ゾウおよびゾウの標本の取引に関する CITES の決定の影響を評価できるような制度を確立する必要がある。特に重要なのは、レベルと傾向の変化を確認でき、レベルと傾向の変化を把握する基準としての違法捕殺

の件数を報告する単純な国際的制度の確立である。

そのような測定には 2 つの要素が必要であることが認識されている。最初の要素は違法捕殺のパターンと規模、象牙の違法取引のパターンと規模、検出および / または防止のための活動および資金、違法取引された象牙の金銭的価値、および内戦、違法の武

器および兵器の流れ、生息地の消失、干ばつなどのその他の要素などの関連するパラメータの監視である。

第 2 の要素は、関連するパラメータとゾウに関する締約国会議決定との間にある相関関係を確定することである。

このシステムの目標は、生息国並びに他の CITES 締約国が管理並びに施行に関する適切な決定を下すために必要な情報を提供すること、ゾウ個体群の監視および密猟レベルの変化の把握に関する生息国の能力を改善することにより、ゾウ個体群を長期的に管理するための生息国内の制度的能力を構築すること、そしてこの情報を使い、より効果的な法執行を提供し、執行を支えるために必要な規制措置を強化することである。プログラムのための財政支援が終了した後も継続 できるような形でシステムを整備すべきである。

2. 適用範囲と方法

監視制度にはアフリカ、アジア両方のゾウの生息国および取引貨物集散地が含まれる。

それは生息国の CITES 管理当局による違法捕殺の報告および特定の場所または地域における監視のための標準方法を基礎とする。関連したデータベースおよび標準報告方法が、生息国、MIKE 並びに ETIS の技術顧問グループ (TAG) との協議の上、CITES 事務局によって確立される。

3. データの収集、編纂、および報告

データ収集では次の項目を対象とする。

- ゾウの個体数データ／傾向
- 違法捕殺件数およびパターン
- 違法捕殺および取引の検出および防止のための活動量および資金額

密猟と象牙の違法取引に関するデータおよび情報は、MIKE 並びに ETIS (付記 1 を参照) の実施により、生息国との活発な連絡を通じて収集する。

CITES 事務局は次の目的のために、TAG の助言をもって適切な専門家の技術援助を要請／契約する。

- a) 代表サンプルとしての監視場所の選択
- b) データ収集分析のための標準方法の確立
- c) 選択された場所を持つ国において指名された係官およびゾウの生息国の CITES 管理当局への訓練の提供。
- d) 特定された全情報源からの全データおよび情報の照合および処理。
- e) 常設委員会および CITES 締約国に送付するための CITES 事務局への報告書提出。

4. 報告

CITES 締約国事務局はこの監視プログラムの一環として、締約国会議ごとに、収集した情報に関する最新報告を行う。

5. 資金源

以上の活動にはかなりの資金供給が必要である。■

決議 10.13（改正）＊

＊ 第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

木材種に関する条約の施行

改正案には関係する分類群に関する生物学および取引上の最大限の情報を盛り込むべきであることを認識し、

そのような情報は木材取引および／または森林経営に関する専門知識を持つ国際組織からしばしば入手できることを意識し、

附属書 I および II および III の解釈に言及された部分および派生物は明瞭に定義されるべきであることを認識し、

締約国が木材の年間取引に関して十分に報告し、合意された測定単位を使う必要性を強調し、

曖昧なところのない木材の識別は、その性質上、特定の専門知識を必要とする複雑な手順になりうることを意識し、

木材識別資料の作成が条約の有効な実施にとって不可欠であり、作成の費用はかなりの額になることを認識し、

木材取引グループおよび施行係官と話し合い、木材種の現地名およびそれに対応する学名に関する標準命名法の使用について合意に達するためにいくつかの国の当局が採用してきた方法は有用と思われることに留意し、

さらに、条約の目的は国際取引による過剰伐採から一定の種を保護することにより、現世代および将来の世代のために野生動植物相の保護を保証することであることに留意し、

条約は条約の第 3 条、4 条、5 条の要件に従う取引により、および生物学的な状態の評価および有効性のある施行のための取引の監視の改善により、木材種を含む動植物の保護の推進において決定的な役割を果たすことができることに留意し、

商業取引は当該種の存続に悪影響を与えないレベルで実施されるならば、種および生態系の保護にとって有益な場合があることを認識し、

締約国は附属書に掲げられたいかなる種に関しても、より厳重な国内措置を講じる権利を有することも認識し、

そのような措置は掲載された種の保護とは無関係な影響を及ぼすことがあり、当該種が CITES 附属書に掲げられた目的と直接関係しない目的のために講じられる可能性があることを意識し、

附属書 II または III への種の掲載がその種の取引の禁止を意味するという誤解があることに留意し、

そのような誤解は CITES に掲げられた木材種の建築家、技術者、商業事業その他による利用の禁止または制約、および消費者によるそのような品目の使用の減少を含む負の影響を及ぼすことがあることを認識し、

教育は条約の有効性のある実施における重要な手段であることを承知し、

寒帯、温帯、熱帯の国際的に取引されている多くの木材種が適当な植林技術を通じて持続可能な方法で管理可能だが、他の木材種についてはそのような知識が現在欠けていることに留意し、

いくつかの木材種は悪影響を及ぼすレベルの使用および国際取引のために脅かされている可能性があることに留意し、

条約締約国会議は

次のとおり勧告する。

国際組織に関して

- a) 木材種に関して改正案を提出する意図を持ついかなる締約国も、生物学および取引のデータを確認または要求するには、（他の合意された手続きとは無関係に）下の表に掲載した組織中の最低 4 組織（B と T という 2 つのタイプ各々から 2 組織）と協議し、締約国に配布するために事務局に送付する前に、あらゆる関係情報を改正案に盛り込むべきである。

略号	国際組織	データ	
ATO	アフリカ木材機関		T
ATTO	アジア太平洋木材取引機関		T
CIFOR	国際林業研究センター	B	
FAO	国連食糧農業機関；林業部門	B	T
IBFRA	国際北方木材研究協会	B	
ITTO	国際熱帯林機関	B	T
IUFRO	国際森林研究機関連合	B	
IUCN	国際自然保護連合	B	
IWPA	国際木材製品協会		T
SPT-TCA	アマゾン協力協定暫定事務局	B	
TRAFFIC	トラフィック	B	T
UCBD	欧州硬木連合		T
UNEP-WCMC	世界自然保護モニタリングセンター	B	
WWF	世界自然保護基金	B	
B = 生物学的データ T = 取引データ			

- b) 木材種に関する CITES 附属書改正案が提出された時、決議 9.24（Cop14 で改正）の 2 番目の「決議する」の h) を実施するため、事務局は ITTO、FAO、IUCN の見解を求め、それらを締約国会議に提出する。

部分および派生物に関して

- c) CITES 附属書の注釈に関し、次の定義を適用する。

- i) 丸太

樹皮を剥がれたかまたは辺材かによらず未加工、若しくは大まかに四角に切られ、挽き材、パルプ材またはベニヤ板に加工するためのすべての木 (HS コード 44.03¹)。

ii) 挽き材

単純に縦方向に挽かれた木もしくは縦断チップ工程によって製造された木。挽き材は普通厚みが 6 mm を超える (HS コード 44.06¹、HS コード 44.07¹)。

iii) ベニヤ板

普通 6 mm 以下の均一の厚みを持ち、普通剥がされるかまたは薄く切られた木の薄層またはシートで、ベニヤ張りの家具、ベニヤ容器などのための合板の製造に使われる (HS コード 44.08¹)。

iv) 合板

互いに貼り合わせて押しつけた 3 枚以上の木材シートで構成され、連続する層の木目がほぼ交叉するよう配置したもの (HS コード 44.12.13¹、HS コード 44.12.14¹、HS コード 44.12.22¹)、および

d) 木材として取引される種の部分および派生物に関する附属書における注釈では、可能な限りの範囲で、世界税関機構の調整システムの関税分類に基づく定義を用いる。

木材種に関する改正案に関して

e) 附属書 II または III に木材種を掲げる提案では、どの部分および派生物を規制するかを明瞭に示す。

f) これらの部分や派生物が丸太、挽き材、ベニヤ板でないとき、輸出許可書または再輸出証明書の有効期間の延長および／またはそれに記載された目的地の

1 HS は取引される物品を記述し、コード化する世界税関機構の調整システムを意味する。木材に関して本文書で言及されているコードは次のとおりである。

44.03 皮を剥がれたかまたは辺材かによらず未加工、若しくは大まかに四角に切られた木

44.06 鉄道または路面電車の枕木

44.07 かんなどで削られたか、やすりをかけられたかまたはフィンガージョイントされたかによらず、縦方向に挽かれたかもしくはチップされたか、薄く切られたか、または剥がされた厚み 6mm を超える木

44.08 かんなどで削られたか、やすりをかけられたかまたはフィンガージョイントされたかによらず、ベニヤ板および合板用のシート（薄く切られているかを問わない）およびその他の、縦方向に挽かれたか、薄く切られたかまたは剥がされた厚み 6mm 以下の木

44.12.13 木材のシートのみで構成され、各層の厚みが 6 mm を超えず、下の小見出し備考 1* で指定した熱帯木材の外層を最低ひとつ持つような合板

44.12.14 木材の板のみで構成され、各層の厚みが 6 mm を超えず、非針葉樹木材の外層を最低ひとつ持つような合板

44.12.22 その他（ひとつまたはそれ以上の層の厚みが 6 mm を超えることを意味する）、非針葉樹木材の外層を最低ひとつ持ち、下の小見出し備考 1* で指定した熱帯木材の層を最低ひとつ持つような合板

* 小見出し備考 1：小見出し 44.03.41 から 44.03.49、44.07.24 から 44.07.29、44.08.31 から 44.08.39、44.12.13 から 44.12.99 の目的に即し、「熱帯木材」という表現は以下のいずれかのタイプの木材を意味する。

アビュラ Abura、アカジョアフリカ Acajou d'Afrique、アフロルモシア Afrormosia、アコ Ako、アラン Alan、アンジローバ Andiroba、アニング

レ Aningré、アボゾラ Avodiré、アゾベ Azobé、パラウ Balau、バルサ Balsa、ボッセクレイア Bossé clair、ボッセフォンセ Bossé foncé、カチボ Cativo、セドロ Cedro、ダベーマ Dabema、ダークレッドメランチ Dark Red Meranti、ジベツ Dibétou、ドウシェ Doussié、フラミレ Framiré、フレイジョ Freijo、フロメイジャー Fromager、フーマ Fuma、ゲロンガン Geronggang、イロンバ Ilomba、インブイア Imbuia、イペ Ipé、イロコ Iroko、ジャボティ Jaboty、ジェルトン Jelutong、ジェキティバ Jequitiba、ジョンコン Jongkong、カプール Kapur、ケンパス Kempas、クルイン Keruing、コジボ Kosipo、コチベ Kotibé、コト Koto、ライトレッドメランチ Light Red Meranti、リンバ Limba、ロウロ Louro、マカランドゥバ Maçaranduba、マホガニー Mahogany、マコレ Makoré、マンディオケイラ Mandioqueira、マンソニア Mansonia、メンクラン Mengkulang、メランチバカウ Meranti Bakau、メラワン Merawan、メルバウ Merbau、メルバウ Merpauh、メルサワ Mersawa、モアビ Moabi、ニアンゴン Niangon、ニヤトー Nyatoh、オベチェ Obeche、オクメ Okoumé、オンザビリ Onzabili、オレイ Orey、オバンコル Ovengkol、オジゴ Ozigo、パドック Padauk、パルダオ Paldao、パリッサントルグ アデマラ Palissandre de Guatemala、パリッサンドルパラ Palissandre de Para、パリッサンドルリオ Palissandre de Rio、パリッサンドルロゼ Palissandre de Rose、パウアマレロ Pau Amarelo、パウマーフィム Pau Marfim、プライ Pulai、プナ Punah、クアルバ Quaruba、ラミン Ramin、サペリ Sapelli、サキサキ Saqui-Saqui、セプター Sepetir、シボ Sipo、スクピラ Sucupira、スレン Suren、チーク Teak、タウアリ Tauari、ティアマ Tiama、トラ Tola、バイロラ Virola、ホワイトラワン White Lauan、ホワイテメランチ White Meranti、ホワイテセラヤ White Seraya、イエローメランチ Yellow Meranti

変更のための手続きを適用すべきである場合、提案国はそれと関連して決議 12.3 (Cop13 で改正) の改正も提案する。

「人工的に繁殖された」の定義に関して

- g) 単一種人工林で育成された木から取られた木材並びに非木材製品は、決議 11.11 (Cop14 で改正) に含まれる定義に従い、人工的に繁殖されたものとみなす。

木材種の保護における条約の役割の一般による理解の改善に関して

- h) 締約国は附属書 II または III に掲げられた種の木材標本の取引に対してより厳重な国内措置を課す前に、保護および取引に対する可能な限りの有害な影響を考慮する。
- i) 管理当局は政府機関（地方自治体を含む）、NGO、産業界、一般大衆と協力し、条約の目的、規定、実施

に関する情報を作成および提供することにより、附属書への種の掲載が種の標本の取引の禁止を意味するという誤解に反論し、附属書 II および III に掲げられた木材種の国際取引および利用は一般に許可され、有益にもなりうるというメッセージを行き渡らせる。

懸念される木材種に関して

- j) 分布国は生物学的状態および植林の必要性に関する知識により懸念が持たれる国内の国際的に取引されている木材種に特に注意する。かつ

木材種の輸出割当量の設定について

- k) 条約第 4 条 2(a) 並びに 3 項の要件を十分尊重しつつ、附属書 II に掲げる種の木材標本を輸出する締約国は、そのような輸出に関する自主的な年間国別輸出割当量の設定を考慮する。 ■

決議 10.14（改正）＊

＊第 12 回、第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択され、第 9 回会議（フォートローダーデール、1994 年）で改正された決議 8.10（改正）を想起し、

条約第 7 条に従って免除を受けるまれな場合を除き、附属書 I の種の商業的取引は禁じられていることを想起し、

ヒョウ（*Panthera pardus*）は附属書 I に掲げられていることを想起し、

いくつかのサハラ周辺国ではヒョウには絶滅のおそれがないことを認識し、

ヒョウの殺害は生命および財産を守るため、および同種の存続を強化するため、輸出国によって許容される場合があることを認識し、

さらに、それらの輸出国は第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択され、第 9 回会議で改正された決議 2.11（改正）に従い、そのような死んだ標本の取引を認可し、条約第 3 条 2 項に従い輸出許可書を与えることができることを認識し、

第 3 条 3(c) 項で、輸入国の管理当局がその標本は主に商業目的に使われないと確認した場合にのみ輸入許可書が与えられると規定され、また、第 3 条 2 (a) 項で、輸出国の科学当局がその輸出はその種の存続に悪影響を与えないと助言した場合にのみ輸出許可書が与えられると規定されていることを想起し、

この決議によって与えられる割当量の利用状態を監視することの重要性を認識し、

締約国は、決議 8.10（改正）e) の勧告に従って年間輸出した毛皮の量を、事務局が締約国会議に間に合うようには、かならずしも報告されないことを想起し、

ヒョウの商業的市場が再開するのを締約国は望んでいないことを認識し、

条約締約国会議は

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第 3 条 3 (a) 項に従い、ヒョウの全身またはほぼ全身の毛皮（ハンティングトロフィーを含む）を輸入するための許可を求める申請を検討するにあたり、輸入国の科学当局は考慮される毛皮が次の国のいずれかからのものであると納得した場合に輸入を承認する。これらの国は 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）に取られた「割当量」の欄に記入された数字以上の当該毛皮を輸出してはならない。

国名	割当量
ボツワナ	130

国名	割当量
中央アフリカ共和国	40
エチオピア	500
ケニヤ	80
マラウイ	50
モザンビーク	120
ナミビア	250
南アフリカ	150
ウガンダ	28
タンザニア連合共和国	500
ザンビア	300
ジンバブエ	500

- b) 第 3 条 3 (c) 項に従い、ヒョウの全身またはほぼ全身の毛皮を輸入するための許可を求める申請を検討するにあたり、輸入国の管理当局は次のような場合、当該毛皮が主に商業目的で使われるものではないことを確認する。

- i) 毛皮は輸出国で所有者によって取得され、輸入国で販売されない私物として輸入されようとしている。
- ii) 所有者が 1 年間に輸入する毛皮は 2 枚を超えず、それらの輸出は原産国の法律によって許可されている。

- c) 輸入国の管理当局は、各毛皮に輸出国、年間割当量の中でのその標本の番号、その動物が野生で取得された年を示すセルフロックタグー例えば ZW 6/500 1997 はジンバブエが輸出国、標本は 1997 年の割当量 500 に対し、ジンバブエで野生から取得された 6 番目の標本であることを表わす一が付けられ、タグと同じ情報が輸出書類に記入されている場合にのみ、ヒョウの毛皮の輸入を許可する。

- d) 全身もしくはほぼ全身のヒョウの毛皮がこの決議の条件に従って取引される場合、第 3 条 2 (d) 項の「受けている」という言葉は、輸入許可書が与えられることを輸入国の管理当局が書面で保証した時点で満足されたものとみなされる。

- e) 本決議で採択された制度は継続され、割当量の増加または新たな割当量（すなわちそれまで与えられていなかった国の割当量）については、第 9 回締約国会議で採択され、第 13 回会議（バンコク、2004 年）で改正された決議 9.21（CoP13 で改正）に従い、締約国会議の同意を必要とする。

決議 8.10（改正）（京都、1992 年、フォートローダーデール、1994 年に改正）－「私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量」を廃棄する。



決議 10.15 (改正) *

* 第 11 回、第 12 回および第 14 回締約国会議で改正。

マーコールのハンティングトロフィーの割当量の設定

条約第 7 条に従って免除を受けるまれな場合を除き、附属書 I の種の商業的取引は禁じられていることを想起し、

マーコール *Capra falconeri* はワシントン DC で開催された全権会議 (1973 年) で附属書 II に掲げられ、第 8 回締約国会議 (京都、1992 年) で附属書 I に移されたことを想起し、

マーコールは違法狩猟、生息地の分断と消失、家畜との競合によって脅かされていることを認識し、

さらに、この種の保護はその国の利用を規制する能力および現地の人々に家畜よりもこの種を優先して維持しようとする十分な誘因があることに依存することを認識し、

パキスタンが保護手段として野生資源の地域社会を基盤とする管理を積極的に推進し、アイベックスに関し、限られた数の標本のトロフィーハンティングから得られる金銭的利益が管理する地域社会に直接行くよう保証する管理計画を承認し、地域社会がそのような金銭的利益の等分された分け前を使い、その種のための管理計画を持続していることを認識し、

輸出国は第 2 回締約国会議 (サンホセ、1979 年) で採択され、第 9 回会議 (フォートローダーデール、1994 年) で改正された決議 2.11 (改正) に従い、そのような死んだ標本の取引を認可し、条約第 3 条 2 項に従い輸出許可書を与えることができることを想起し、

第 3 条 3 (c) 項で、輸入国の管理当局がその標本は主に商業目的に使われないと確認した場合にのみ輸入許可書が与えられると規定され、また、第 3 条 2 (a) 項で、輸出国の科学当局がその輸出はその種の存続に悪影響を与えないと助言した場合にのみ輸出許可書が与えられると規定されていることを想起し、

この決議によって与えられる割当量の利用状態を監視することの重要性により、パキスタンは野生個体数の年次調査を含め、地域社会を基盤とする管理計画を監視するための厳重な計画を実施することを認識し、

条約締約国会議は

1 年 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) にパキスタンからのマーコール *Capra falconeri* のハンティングトロフィー 12 点という輸出割当量を承認する。

次のように勧告する。

- a) 第 3 条 3 (a) 項に従い、マーコールのハンティングトロフィーを輸入するための許可を求める申請を検討するにあたり、輸入国の科学当局は考慮されるトロフィーがパキスタンからのものであり、この決議の規定に従って取引されると納得した場合に輸入を承認する。
- b) 第 3 条 3 (c) 項に従い、マーコールのハンティングトロフィーを輸入するための許可を求める申請を検討するにあたり、輸入国の管理当局は次のような場合、当該トロフィーが主に商業目的で使われるものではないことを納得する。
- i) トロフィーは輸出国で所有者によって取得され、輸入国で販売されない私物として輸入されようとしている。
- ii) 各所有者が 1 年間に輸入するトロフィーは 1 点を超えず、輸出は原産国の法律によって許可されている。
- c) 輸入国の管理当局は、各トロフィーに輸出国、年間割当量の中でのその標本の番号、その割当量が適用される年を示すセルフロックタグが付けられ、タグと同じ情報が輸出書類に記入されている場合にのみ、マーコールのトロフィーの輸入を許可する。
- d) トロフィーがこの決議の条件に従って取引される場合、第 3 条 2 (d) 項の「受けている」という言葉は、輸入許可書が与えられることを輸入国の管理当局が書面で保証した時点で満足されたものとみなされる。
- e) この決議で採択されるシステムは継続され、割当量の増加または新規割当量 (つまり、それまで割当量がなかった国に対する割当量) については、第 9 回締約国会議 (フォートローダーデール、1994) で採択された決議 9.21 に従い、締約国会議での合意を必要とする。

■

決議 10.17 (改正) *

* 第 11 回および第 14 回締約国会議で改正。

動物の雑種

第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択された雑種の問題に関する決議 2.13 を想起し、

附属書 I および II に掲げられた種の取引の規制を支援するため、附属書に掲げられた種の雑種の取引は規制すべきであることを憂慮し、

条約締約国会議は

次のとおりに決定する

- a) 最近の系統の中に附属書 I または II に掲げられた種の一またはそれ以上の標本を持つ雑種動物は、たとえ当該雑種が特に附属書に掲げられていない場合でも、完全な種であるかのように条約の規定の対象とされる。
- b) 最近の系統の中の最低一の動物が附属書 I に掲げられた種である場合は、その雑種は附属書 I に掲げられた種の標本として扱われる（また、適用可能な場合は、第 VII 条の免除を受けることができる）。
- c) 最近の系統の中の最低一の動物が附属書 II に掲げら

れた種であり、かつその系統の中に附属書 I の標本がない場合は、その雑種は附属書 II に掲げられた種の標本として扱われる。締約国が第 3 条 2(a) 項または第 4 条 2(a) 項に従い、条約の規定の対象となる雑種の標本に関し、悪影響がないという答申を行うことを考慮する際、締約国は掲載された種の存続に対する潜在的悪影響を考慮する。および

- d) ひとつの指針として、この決議で使われている「最近の系統」という言葉は、通常系統の前の 4 世代を指すものと解釈される。

締約国は、有害でないという判定を考慮する際に、条文第 3 条 2(a) 項または第 4 条 2(a) 項に従って、条約の規定の対象である雑種の標本については、締約国は掲載種の存続に潜在的に有害となることを考慮することを勧告する。

決議 2.13（サンホセ、1979 年）－「雑種の問題」を廃棄する。 ■

決議 10.19 (改正) *

*第 12 回および第 14 回締約国会議で改正。

伝統医療

野生動植物がさまざまな形で伝統医療に使われ、伝統医療において続いているいくつかの絶滅のおそれのある種の規制されない使用が、これらの種の長期的存続に対する潜在的脅威および持続可能性を基礎とする伝統医療の発展という観点から、生息国および消費国の間で懸念の対象となってきたことを認識し、

東アジアのほとんどの伝統医療システムが、広範囲な臨床的観察と試験を重ね数千年かけて発達してきた理論と実際から成る合理的システムである漢方から派生したものであることを認識し、

世界保健機関が伝統医療が世界の医療の保障にとって重要であり、数百万人が主な健康管理法としてこれらの医療に依存していると認めたことを意識し、

一定の野生種の過剰な捕獲という問題と取り組みつつ、世界の健康管理システムにおいて伝統医療が持つ意義に関する理解を改善する必要性について確信し、

多くの形式の伝統医療が野生種の持続可能な採取に依存していることを承知し、

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 13 回会議（バンコク、2004 年）で改正された決議 9.19（CoP13 で改正）が、野生個体群への圧力は飼育繁殖および人工繁殖によって軽減される可能性があることを想起し、

絶滅のおそれのある種の標本に対する代替品の使用に関する研究の重要性を認識し、

過剰な捕獲の危険性のある野生種がサイやトラのように一層厳重な措置が必要になる点まで脅かされることを避けるため、十分な措置を講じることが必要であると信じ、

条約第 7 条 3 項に基づく手回り品として取引される伝統薬の合計量が、特定の種の保全に悪影響を与える可能性があることに留意し、

包括的な国内法およびその有効な施行が全締約国における条約の実施にとって重要であると確信し、

第 9 回締約国会議で採択され、第 14 回会議（ハーグ、2007 年）で改正された決議 9.14（CoP14 で改正）、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 12 回会議（サンティアゴ、2002 年）および第 14 回会議で改正された決議 10.8（CoP14 で改正）、第 11 回会議（ギギリ、2000

年）で採択された決議 11.7、第 12 回会議で採択された決議 12.5 が、伝統薬の成分として普通に遭遇する特定分類群の保全並びに取引に関係して講じられる様々な措置に言及していることを想起し、

条約締約国会議は

締約国に次のことを行うよう勧告する。

- a) 絶滅のおそれのある種の違法利用の撤廃に向けて一般への教育および啓蒙計画を立案し、他の野生種の過剰な採取を避ける必要性について意識を高めるため、伝統医療開業者および消費者の団体と密接に協力する。
- b) 伝統医療で使われる部分および派生物を識別するため、法科学の応用を含め、技術の発展を促進する。
- c) 合成化合物や脅かされている程度が低い種の派生物など、脅かされた野生種の標本に代わる代替成分の伝統医療における一層の利用を容易にし、奨励し、調査し、これが他の種が脅かされる事態につながらないことを確保する。および
- d) 伝統医療の必要性を満たし、それによって種の野生個体群に対する圧力が軽減され、国内法に従う場合、適宜かつ十分な安全対策があれば、人工繁殖の応用および一定の状況では飼育繁殖を考慮する。

締約国に対し、国内での使用を意図した伝統薬に、その旨が明瞭に表示され、輸出が効果的に防止されるよう確保することを促す。

締約国に対し、条約第 7 条 3 項が伝統薬に関して完全かつ一貫して施行されることを確保し、附属書 I の成分を含む伝統薬が、適切な書類が伴わない限り、旅行者並びに訪問者により輸出されないよう確保することを促す。

伝統薬の成分として普通に遭遇する掲載種を効果的に保護するには、手回り品および家財に関し、締約国が一層厳重な国内措置を適用することが必要な場合があることを認める。および

資金提供を行う可能性のある者に対し、本決議における措置を施行するための行動への資金提供を援助するよう促す。 ■

決議 10.21 (改正) *

* 第 14 回締約国会議で改正。

生きている動物の輸送

条約第 3 条、4 条、5 条、7 条で、管理当局が輸出許可書もしくは再輸出または移動展示証明書を発給する前に、標本が傷を受け、健康を損ね、もしくは虐待されるのをできる限り小さくするような方法で準備され、発送されると管理当局が満足することを求めていることを考慮し、

第 2 回締約国会議(サンホセ、1979 年)で採択された「生きている野生動植物の発送のための輸送および準備に関するガイドライン」の改訂版が全締約国に伝えられていることに留意し、

これらのガイドラインの実施は国内レベルおよび運搬の条件を規制する資格を持つ国際団体および会議内で講じられる措置に依存するという事実注意到意し、

多くの生きている動物および植物の輸送に関し、空輸が優先される方法であり、空輸によって必要とされる特別な用件があることを考慮し、

生きている標本の輸送のために、生きている動物の輸送の場合は国際航空運送協会 (IATA) の「生きている動物に関する規則」、および生きている植物の輸送の場合は IATA の「生鮮品に関する規則」が使われるものとされる程度、および「生きている動物に関する規則」並びに「生鮮品に関する規則」が毎年改正され、したがって、変化する必要性に対して一層迅速に対応できることに留意し、

一方、第 14 条 1 項では、附属書に掲げているかを問わず、いかなる締約国も全種の取引を規制するための一層厳重な国内措置をとることを許可し、

生きている動物および植物の輸送において改善が行われてきたが、締約国による輸送状態改善のための継続的努力に関わらず、一定の種の死亡率は意味ある程度に低下しておらず、また、取引に関する死亡率は持続可能な取引という概念を損なうことに留意し、

いくつかの生物学およびその他の要因により、いくつかの種は傷を受け、健康を損ね若しくは虐待される危険性をできる限り小さくするように準備し、輸送することが他よりもはるかに困難であることに注意し、

事務局と協力して締約国に助言し、技術的援助を提供する上での生きている動物の輸送に関する作業部会の重要な仕事を認識し、

すべての生きている標本の輸送を取り上げる必要性を認識し、

条約第 4 条 2(c) 項の有効な実施のためには、問題の一層の特別な評価、情報の分析、矯正又は修正対策のための締約国への勧告を必要とすることに同意し、

条約締約国会議は

条約締約国会議は動物委員会に対し、生きている動物の輸送に関する事柄を処理するよう命じる。

次のとおりに勧告する。

- a) 生きている標本の準備および輸送に関する「生きている動物に関する規則」(動物に関し)並びに「生鮮品に関する規則」(植物に関して)の管理当局による完全かつ有効な利用を促進するため、締約国が適当な措置を取り、かつ、それらが空、陸、海または内陸水路による運搬条件を規制する資格を持つ輸出者、輸入者、輸送業者、輸送者、貨物取扱人、検査当局、国際機関および会議に注目されるようにする。
- b) 締約国は上記団体並びに機関に対し、「生きている動物に関する規則」(動物に関し)並びに「生鮮品に関する規則」(植物に関して)に関して意見を述べ、拡充することにより、それらの有効性を促進するよう招請する。
- c) CITES 事務局および常設委員会と国際航空運送協会 (IATA) の生きている動物および生鮮品理事会並びに動物運送協会 (AATA) の理事会とのとの定期的連絡を維持し、国際獣疫事務局 (OIE) 並びに国際植物防疫条約 (IPPC) との関係を構築する。
- d) CITES 事務局および常設委員会が同意する限り、「生きている動物に関する規則」(動物に関して)並びに「生鮮品に関する規則」(植物に関して)は、CITES の空輸要件を満たすものとみなされる。
- e) 適切な場合、空輸以外の手段による運搬に関する適当な条件を示すための参考として「生きている動物に関する規則」(動物に関して)並びに「生鮮品に関する規則」(植物に関して)を使うものとする。
- f) 「生きている動物に関する規則」および「生鮮品に関する規則」の生きている植物標本の輸送に関する部分を、締約国の国内法または政策に導入する。
- g) 輸出許可書もしくは再輸出または移動展示証明書の申請者は、発給の条件として、「生きている動物に関する規則」並びに「生鮮品に関する規則」に従い生きている標本を準備し、輸送することが必要とされることを通告される。
- h) 国内法並びに政策を遵守し、生きている標本の積荷は、標本の良好な状態を確保するために、積み替え地点での長い保管期間中、CITES が指名した人物または輸送会社の社員により検査され、必要な措置が講じられる。
- i) 国内法並びに政策を遵守し、条約締約国が入出国の港を指定した場合、生きている動物および植物のた

めの保管設備を提供する。

- j) 国内法並びに政策を遵守し、可能な限り、動物および植物を保管する設備は輸送会社の立ち会いのもと、CITES が指名した施行係官又は指名したオブザーバーが行う積荷の検査に開放される。また、適当な当局及び輸送会社があらゆる文書情報を入手可能とする。

動物および植物委員会に対し、事務局と協議し、次のことを行うよう命じる。

- a) 「生きている動物に関する規則」並びに「生鮮品に関する規則」を拡充または更新するために、IATA の生きている動物および生鮮品理事会の会議に出席すること。
- b) 適宜、現在の決議に取り入れるために、生きている標本の輸送に関する新規または追加参考文献を調べること。
- c) 適宜、現在の決議に取り入れるために、生きている植物の標本の輸送に関する進展を調べること。
- d) 生きている標本の死亡率が高い積荷を定期的に調べ、関連する締約国、輸出者、輸入者、輸送会社に対し、

今後、それを回避する方法について勧告すること。

事務局、締約国や関連機関に対して、「生きている動物に関する規則」並びに「生鮮品に関する規則」に関する普及や一般意識の向上を支援するよう、奨励する。

非政府組織、特に生きている動物の発送、発送の準備、輸送、世話又は交配に関する専門知識を持つ獣医学、科学、自然保護、福祉および業界団体に対し、国際取引の対象となる生きている動物の輸送および発送の準備に関する条約の規定の有効な実施を保証するために援助を必要とし、かつ、それを要請する締約国に対し、必要な財政上、技術上およびその他の援助を提供するよう招請する。

「生きている動物に関する規則」並びに「生鮮品に関する規則」の締約国による施行を改善するために、輸送会社、輸出者、執行機関の要員の訓練に関する一層有効な方法を通じ、それらの規則に対する意識を大幅に高める必要があることに留意する。

決議 9.23 (フォートローダーデール、1994 年) — 「生きている標本の輸送」を廃棄する。 ■

決議 11.1 (改正) *

* 第 12 回、第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

委員会の設置

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 10 回会議で改正された委員会の設置に関する決議 9.1 (改正) を想起し、

全委員会共通の手続き規則が正式会議の必須要件であることを認識し、

条約締約国会議は

委員会の設置に関して

締約国会議の委員会を指定するためのシステムを作り、委員会設置にあたって従うべき手続きを確立することに合意し、

次のとおりに決議する。

- a) 締約国会議の特別委員会として恒久的な常設委員会を設置し、締約国会議の監督下におかれる。
- b) 動物委員会、植物委員会は締約国会議において会合では締約国会議の監督下におかれ、締約国会議と会議の間は、要請があれば常設委員会の監督下におかれる。
- c) 締約国会議は必要に応じ追加委員会を指定できる。
- d) 締約国会議もしくは常設委員会は特定の問題との取り組みに必要な特定の委任事項を持つ作業部会を指定できる。これらの作業部会の継続期間は締約国会議の次回会議までの期間を超えないよう規定され、次回会議時点で必要ならば更新が可能である。それらは締約国会議の直属とし、要請があれば常設委員会の監督下におかれる。
- e) 常設委員会は独自の手続き規則を採択する。
- f) 動物並びに植物委員会は独自の手続き規則を採択するが、ただし、実施可能な限り、常設委員会の手続き規則に従うものとする。
- g) 締約国会議で常設委員会の構成員として地域代表が選出される。
- h) 事務局は可能な限りの範囲内で、要請があれば、発展途上国、移行経済圏諸国、小島嶼開発途上国からの代表のために、関連委員会の会合への出席、妥当で正当と認められる委員の旅費、および常設委員会、動物委員会、植物委員会の委員長のその他の経費を支給できるよう備える。
- i) 締約国会議によって設置された全委員会をこの決議の付記に掲載する。
- j) 事務局は委員会議長の要請に応じ、承認された事務局予算の範囲内で事務サービスを提供する。かつ
- k) 動物委員会および植物委員会の連続した会合が共同会議を含む時、分割された委員会会合の持続期間は 4 日間で、連続していない場合は、各会合の長さは 5 日間である。

常設委員会における地域代表権に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

A. 地域委員並びに代理地域委員の選出

- a) 地域委員並びに代理地域委員の選出にあたり、以下の点を考慮に入れるべきである。
 - i) 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出において輪番を推奨する。
 - ii) 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、バランスのとれた形で（地政学的、文化的、生態学的に）代表を選ぶよう努めるべきである。
- b) 地域での立候補は、締約国会議の少なくとも 120 日前までに、関係国が政府の経路を通して正式に提出する。これらの立候補は事務局を通じ、その地域の中締約国に通告される。
- c) ある地域に割り当てられる人数を超える立候補が提出された場合、締約国会議の会合中に、その地域の締約国による会議で投票を行う。選出には絶対過半数を必要とする（つまり、投票数の半分を超える数）。会議によって正式に認定された代表団のみが投票権を持つ。選出は会合の第 2 週目に行う。
- d) 委員並びに代理の選出は、彼らの前任者の任期満時に、前述の手続きに従い、1 回の過程での連続した投票によって行う。

B. 委員並びに代理委員の交替時機

- a) 地域委員およびその代理の任期は、彼らが選出された定期会合が終了した時点で始まり、その後の 2 回目の定期会合が終了する時点で終わる。
- b) 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出は 1 回おきの会議で行う。
- c) 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、継続性を保証するために、すべての委員または代理委員を同じ会合で変更すべきではない。

締約国会議における地域会議に関して

次のとおりに合意する。

- a) 地域会議は公式という性格を備え、議題を持つものとする。取り上げた提案並びに合意に関する議事録を作成する。
- b) 各地域会議の議長は常設委員会の地域委員の代表とする。および
- c) 各地域は次のような特定の作業を行うことになっている。
 - i) 適宜、常設委員会委員および代理委員の選出。これらは締約国である。

- ii) 動物委員会並びに植物委員会の委員および代理委員の選出。この決議の付記 2 に従い、動物並びに植物委員会の委員および代理委員は個人である。選出される個人は動物または植物全般および特に彼らが代表する地域に関する専門家とする。
- iii) 複数の委員を持つ地域は、締約国会議の次回会議までに、代表権を行使する方法を決定する。これについては各会合で検討する。
- iv) かなりの部分、締約国会議の議題によって決定される他の作業。地域代表は会議に先立ち、会議の議題を決める。これには代理代表の助けを借りることもできる。議題では i) および ii) 項で触れた点を取り上げ、かつ締約国会議の本会議または委員会 I 並びに II の会議で論じられる議題の主な項目、特に当該地域に関係する項目に関する討議の準備をする。

動物並びに植物委員会における代表に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

A. 候補者の選出

- a) 代表候補者を提案する締約国は、指名の際に、その候補者が支持されること、および活動の実施に必要な手段を彼らが獲得することを確約する。地域代表ではないが、動物学または植物学の学名の専門家として出馬する際には、候補者には同様のプロセスが

適用される。

- b) 提案された候補者の氏名並びに履歴書は、代表が選出される締約国会議の少なくとも 120 日前に、当該地域の締約国に配布する。
- c) 理想的には、候補者は科学当局と結びつきを持ち、CITES に関する十分な知識を備え、任務を果たすために十分な制度上の支援を受けるべきである。この情報は履歴書にも盛り込むこと。
- d) 代表が個人である限り、締約国を提案された候補者として承認し、後にその締約国が個人を特定するということは行ってはならない。

B. 地域委員並びに代理委員の交替時期

- a) 手続きは上記の常設委員会に関する手続きと同じとする。
 - b) 代理委員は特定の委員の代理であるため、委員と同時に選出する。
 - c) ある地域が委員または代理委員を再選出することを希望する場合は、それを阻む理由はない。
 - d) 期日までに指名を受けられない場合は、後任が選出されるまで、現職者にその意志と能力がある限り、現職者が代表として残る。
- 決議 9.1 (改正) (フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正) — 「委員会の設置」を廃棄する。 ■

付記 1 締約国会議常設委員会の設置

締約国会議と会議の間の期間、条約の仕事と履行を指導する上で常設委員会が果たす重要な役割を考慮し、

南北間で起きる野生生物取引問題の数、そして影響を受ける附属書掲載種の状態を判断する上での常設委員会の重大な影響力を考慮し、

常設委員会での代表の構成に偏りがあると、生産国にとってきわめて重要な案件の決定において不公正な査定が行われる可能性があることを考慮し、

条約において地域が代表されることが、各地域に属する締約国の参加の度合いに明確に反映されることの重要性を考慮し、

条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議常設委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、常設委員会は次のことを行う。

- a) 条約の実施に関し、事務局に総合的な方針および業

務に関する指示を与える。

- b) 会議での議事その他の要件の準備に関し、また、事務局が機能を果たす中で事務局に持ち込まれるその他の事柄に関し、事務局に指導並びに助言を与える。
- c) 締約国に代わり、信託基金その他の資金源による事務局予算の編成並びに運用、締約国会議が認可した特定の機能を遂行するために事務局が行う資金調達 の全側面を監督し、かつ、そのような資金調達活動の経費を監督する。
- d) 必要に応じて他の委員会の調整を行い、助言を与え、常設委員会自体もしくは締約国会議が設置した作業部会に指示を与え、調整を行う。
- e) 締約国会議と会議の間の期間に必要な暫定的活動を会議に代わって遂行する。
- f) 締約国会議で検討する決議を起草する。
- g) 会議と会議の間に常設委員会が遂行した活動について締約国会議に報告する。
- h) 手続き規則が採択されるまで、締約国会議で事務局

の役割を果たす。

i) 締約国会議から委任されるその他の機能を果たす。

以下のとおりに決定する。

a) 常設委員会の構成に関する次の原則

i) 常設委員会の委員は次のとおりに構成される。

A. アフリカ、アジア、中南米カリブ諸国、ヨーロッパ、北米、オセアニアから成る主要 6 地域の各々から次の基準に基づき選出される 1 カ国以上の締約国。

1. 締約国数が 15 カ国までの地域から 1 代表

2. 締約国数が 16 カ国から 30 カ国までの地域から 2 代表

3. 締約国数が 31 カ国から 45 カ国までの地域から 3 代表

4. 締約国数が 45 カ国より多い地域から 4 代表

B. 寄託国

C. 前回国議開催国および次回会議開催国

ii) 段落 A に記載された地域ごとに代理委員として選出された各締約国 1 カ国は、それが代理する国の代表が欠席した場合にのみ地域委員として会合に代表を出席させる。

iii) 常設委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。地域委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。

b) 常設委員会は次の手続きに従う。

i) 全委員が委員会の仕事に参加できるが、投票権を持つのは地域委員または代理地域委員のみである。ただし、票が同数の場合は寄託国が決定票を入れる権利を持つ。

ii) 議長、副議長、その他必要な役員は地域委員により、地域委員の中から選出される。

iii) 締約国会議定期会議の間に、臨時会議が開催される場合、その会議の開催国はその会議の開催準備に関連する事柄について常設委員会の仕事に参加する。

iv) 技術委員会の委員長は定期的に常設委員会の会合に招かれる。

v) 常設委員会の委員ではない締約国は、参加権を持つが投票権は持たないオブザーバーという形で

委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。

vi) 議長は、いかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、投票権を持たないオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。

vii) 事務局は常設委員会の会合の開催日時および場所を全締約国に通知する。

c) 常設委員会の委員に対する旅費支給に関する原則

i) 事務局は、先進国の代表以外の各地域委員を代表する 1 人が常設委員会の各定期会議（締約国会議に伴う会議を除く）に出席するために、要請があれば、妥当な額で正当と認められる旅費を支払うよう予算の中で準備する。

ii) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。

iii) 常設委員会議長は締約国会議、常設委員会または事務局を代表して行った旅行の妥当で正当と認められる旅費全額について払い戻しを受けることができる。

iv) 旅費の支給を受ける地域委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付けが必要とされ、旅行後から 30 日以内に事務局に提出されなければならない。

常設委員会の地域代表の任務に関して次のとおりに決議する。

a) 地域代表は彼らの地域の締約国並びに事務局と流動的かつ永続的な連絡を維持する。

b) 常設委員会の会合に先立ち、代表は彼らの地域の締約国に議題を伝え、できればそれらの国々または地域に特に関連性を持つ事柄に関して意見を求める。また、会合の結果も報告する。締約国会議と会議の間に、少なくとも 2 回の地域会合を開き、その内 1 回の会合では、次回締約国会議に提出される提案を特に取り上げる。これらの会合は地域代表が招集する。

c) 地域代表は締約国会議の会合中に開かれる地域会議で、彼らの活動、率直的計画、実績について詳しく報告する。締約国はこれらの報告に対して意見を表明することができ、それらは議事録に盛り込まれる。

■

付記 2 締約国会議の動物委員会並びに植物委員会の設置

動植物の取引および管理に関する生物学的データと専門知識の不足に関し、締約国会議並びに個々の締約国が直面する多くの問題を了解し、

ある種が CITES 附属書に適切に掲げられているかどうか

かを評価する有効な手法として、その種の生物学上並びに取引上の状態の定期的再検討が必要であることを認識し、

かなりの水準で国際取引があり、かつ、そのような水

準の取引に対してその種が耐え得るかどうかについての科学的情報が、当条約第 4 条 3 項の要件を満たすほど十分には存在しない附属書 II 掲載種を識別する必要性を認識し、

世界の中でもアフリカ、アジア、中南米において生物多様性が高く、条約附属書に掲げる動植物の半数以上がそれらの地域に生息することを認識し、

北米地域の締約国がわずか 3 カ国であるのに対し、アフリカには 40 カ国以上、中南米カリブ諸国には 25 カ国以上、アジアには 20 カ国以上の締約国が存在し、それに加え、アジアは西のイスラエルから東の日本にまで及ぶことを意識し、

そのような生物学的学名命名法が流動的であることに留意し、

条約附属書で使われている学名命名法を標準化することが、締約国にとりきわめて有用であることを認識し、

締約国会議特別分科会で採択された勧告 Conf. S. S. 1.7 (ジュネーブ、1977) で、附属書に使われる学名命名法の標準化の必要性が認識されたことを想起し、

条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議動物委員会並びに植物委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、動物委員会並びに植物委員会は次のことを行う。

- a) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、附属書に掲げる動植物種の国際取引に関連するすべての事柄に関して科学的な助言並びに指導を提供し、それには附属書改定案も含まれる。
- b) 以下の作業を実施することにより、学名命名法の問題と取り組む。
 - i) 条約附属書に掲げる全種に関し、亜種または植物品種の水準まで、同義名も含め、動植物分類群の標準化した学名参考文献を作成するか、または適宜、既存の学名参考文献の採択を提案する。
 - ii) ある分類群に関する新規または更新された参考文献（またはその一部）を受け入れるにあたり、下記の手続きに従った後、これをその分類群の標準参考文献として採択するよう締約国会議に提示する。
 - iii) 動植物名並びに同義名の標準参考文献一覧表を作成する上での最優先項目を次のとおりに定める。
 - A. 種の水準で附属書に掲げる動植物の種名
 - B. 属または科の水準で附属書に掲げる動植物の属名
 - C. 科の水準で附属書に掲げる動植物の科名

- iv) 動物学並びに植物学上の学名の正しい使用に関し、既存の附属書を再検討する。
- v) 事務局から要請があれば、種その他の当該分類群について正しい名称が使われているようにするため附属書改正案を再検討する。
- vi) 締約国によって提案された学名変更が、その分類群の保護の適用範囲を変えないことを確保する。
- vii) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、学名に関する勧告を行う。
- c) 識別マニュアルに関する決議およびそれに関連する決定の実施について事務局を補助し、事務局から要請があれば、識別について起こりうる問題に関して附属書改正案を検討する。
- d) 科学当局を補助するための作業計画実施について事務局と協力する。
- e) 当条約掲載種の専門家である各地域の植物学者および動物学者を掲載した地域ごとの名簿を作成する。
- f) 次のことを行うために、取引による実質的な影響を受けるとみなされている附属書 II の分類群の一覧表を作成し、それらの分類群に関し、以下の事項について原産国からの意見を含む、入手可能なすべての生物学上並びに取引上の情報を検討し、査定する。
 - i) 取引がそれらの個体群に対して実質的な悪影響を及ぼしていないと結論するに足る十分な情報が存在するすべての種を除外すること。
 - ii) 取引が悪影響を及ぼしていると確信できる種のための修正策に関する勧告の実施。
 - iii) 取引水準が悪影響を及ぼすかどうかの判断基準として入手可能な情報が不足している種に関し、情報収集のためのプロジェクト優先課題を定めること。
- g) 取引量の変化を示す証拠があるか、または再検討の必要性を示す特定情報が得られた種に関する情報を査定する。
- h) 次の方法により、CITES 附属書に掲げる動植物種の定期的再検討を実施する。
 - i) これらの種の生物学上並びに取引上の状態を再検討するための日程を確定する。
 - ii) 取引される種の生物学的状態に関する問題もしくは潜在的問題を特定する。
 - iii) 特定種を再検討する必要性に関して締約国と協議した後、原産国と直接協力して種を選抜し、再検討においてそれらの国々の支援を求める。
 - iv) その再検討の結果として、寄託政府を通じ、締約国会議で検討する改正案を準備し、提出する。

- i) 原産国から支援要求があれば、それらの国に管理の技術および手順に関する助言を与える。
- j) 動植物に関連する科学的事柄に関し、締約国会議で検討される決議を起草する。
- k) 締約国会議または常設委員会が動物委員会並びに植物委員会に委託するその他の機能を実施する。
- l) 締約国会議と会議の間に遂行または監督した活動に関し、締約国会議および要請があれば常設委員会に報告する。

動物並びに植物委員会に指示を与えるにあたり、締約国会議は作業の性質がそれらの委員会の委任事項の範囲内であるかどうか、また、それらの委員会にそのような作業を引き受ける時間と人員があるかどうかに細心の注意を払うことに合意する。

次のとおり決定する。

- a) 動物委員会並びに植物委員会の委員は次のとおり構成される。
 - i) 北米およびオセアニアで構成される主要地域各々から 1 名を選出。
 - ii) アフリカ、アジア、中南米とカリブ海諸国、ヨーロッパで構成される主要地域各々から各々 2 名を選出。かつ
 - iii) 締約国が指名する動物の学名に関する専門家(動物委員会)並びに植物の学名に関する専門家(植物委員会)。彼らは職権上の地位を持ち、投票権を持たない。
- b) a) の i) または ii) に記載された委員の代理委員として選ばれた者はそれぞれ、その者が代理する委員が欠席した場合にのみ会合で地域委員としてその地域を代表する。
- c) 委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その次後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。
- d) どの締約国もオブザーバーという形で委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。
- e) 議長並びに副議長は委員会によって選出される。
- f) 議長はいかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、オブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。

動物並びに植物委員会の地域選出委員並びに彼らの代理委員の任務は以下のとおりであることを決議する。

- a) 各委員は委員会の会合の間に行うべき作業に関し、代理委員と協力する。
- b) 各委員はその地域内の締約国と定期的に連絡をとる。

- c) ある地域に複数の代表がいる場合、代表は各人がどの締約国を代表するかについても合意する。それらの国々における窓口となる人物を特定する。その地域の非締約国との窓口も設ける。
- d) 各委員は、事務局および地域または小地域レベルでの他の組織が開催するセミナーまたは関連する会合への参加などの仕組みを通じ、委員会の役割および機能、その権限、自分の地域に関する問題についての意識を高める。
- e) 委員会の会合に先立ち、委員は議題、特に地域内の国々に関する事柄に関し、自分の地域の締約国と相談する。
- f) 委員会の各会合で、委員は先立つ期間に関する報告書を提出する。
- g) 委員は自分の地域の締約国に、委員会の各会合の結果について報告する。
- h) 委員は委員会の次の会合に出席しない場合、十分な時間的余裕を見て、代理にその旨を伝えなければならない。
- i) 委員はその地域内の活動に関するすべての関連情報を後任者に提供する。

さらに、動物並びに植物委員会の動物並びに植物の学名の専門家は、締約国により委ねられた責任を果たすため、必要な専門家からの意見を調整、監視、分析することを決議する。

さらに、植物委員会または動物委員会の委員に対する旅費支給に関する次の原則を決定する。

- a) 締約国会議の会期間に開かれる当該委員会の 2 回までの会合に出席するために、事務局は要請があれば地域委員の妥当で正当と認められる旅費を支給できるよう予算の中で備える。
- b) 事務局は、委員会の委員長が、常設委員会の会合および締約国会議が委員長に出席するよう指示する他の会合に参加するための備えもする。
- c) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。
- d) 旅費の支給を受ける委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付けが必要とされ、旅行後 30 日以内に事務局に提出されなければならない。

事務局に対し、可能な限りの範囲内で、委員会が準備する刊行物の制作費として、外部の資金源から資金を提供するよう命じる。 ■

決議 11.3 (改正) *

* 第 13 回、第 14 回締約国会議で改正。

遵守および施行

第 6 回および 7 回締約国会議（オタワ、1987 年、ローザンヌ、1989 年）で採択された決議 6.3 並びに決議 7.5、第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択され、第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で改正された決議 2.6（改正）、第 3 回締約国会議（ニューデリー、1981 年）で採択され、第 9 回会議で改正された決議 3.9（改正）、第 6 回締約国会議で採択され、第 9 回締約国会議で改正された決議 6.4（改正）、第 9 回会議で採択され、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で改正された決議 9.8（改正）を想起し、

条約の附属書 II 並びに III に掲載される動植物の取引が一部の種の存続に悪影響を及ぼすことに関して、さまざまな締約国から表明された憂慮を認識し、

生きたものおよび死んだ動植物、およびそれらの部分・派生物の取引を規制する規定の遵守状態の監視、書類の発給、管理に関し、輸出国と輸入国両方の管理当局による不適切または不十分な実施が原因で過去に条約違反が何件か起きていることを意識し、

上記の違反が再発しないこと、および条約の目的のために定められたメカニズムが完全に実施され、絶滅のおそれがある動植物種の取引規制並びに有効な保護のためにその正常かつ効率的な機能が保証されることが、条約の全締約国にとり、倫理、生物学、生態学、経済的にもっとも有益であることを考慮し、

条約の規定を施行ならびに執行する能力には、締約国の間でかなりの差があることを意識し、

途上国はその特別な社会経済的、政治的、文化的、地理的状况により、適切な規制要件を満たす上で大きな困難を抱えているが、しかし、可能な限りの最高水準の効果を維持することがそのために免除されるわけではないことを認識し、

適切な CITES 規制の欠如により、違法輸入を許し続けている消費国がいまだに存在する中、自国の CITES 規制の施行において全生産国が極度の困難に直面し、そのような困難が他の締約国での施行問題を悪化させることを認識し、

附属書に掲げる種の標本の生産国からの違法輸出が貴重な野生生物資源に対して深刻な被害を引き起こし、管理計画の効果を下げることが認識し、

輸入国による留保が抜け穴となり、それを通じて原産国で違法に取得された標本が何ら規制を受けることなく合法的な市場を見つけることができるという事実を配慮し、

留保を維持する一部の輸入国が、第 4 回締約国会議（ガボローネ、1983 年）で採択され、第 14 回会議（ハーグ、

2007 年）で改正された決議 4.25（CoP14 で改正）の締約国会議の勧告を検討することを拒否し、そうすることにより、自国の野生生物資源の保護を望む生産国の自然保護政策を弱めていることに注目し、

野生動植物の違法取引がいまだに主要な関心事であることを認識し、

これらの違法に取得された資源を輸入する国は世界的な違法取引を助長する直接的責任があり、このような方法で生産国の自然遺産が損害を受けることを考慮し、

締約国が条約によって定められたすべての規則を実施し、有効に遵守することが条約の成功にとり不可欠であることを考慮し、

もし彼らが条約の目的達成に成功したら、条約の執行は締約国のもっとも高いレベルの絶え間ない関心事でなければならぬことを確信し、

野生動植物の違法取引によって生じる深刻な問題と取り組むために条約の執行を強化する必要があること、またそのような取引から得られる利益と比べたときに、執行のための入手可能な資源はほんとうにわずかであるということを確認し、

条約の目的達成に成功するためには、締約国が条約の条約第 8 条 1 項により、締約国は条約の規定を施行し、それに違反した標本の取引を禁じるために適切な措置を講じること、およびそれには違法に取引された標本の没収または輸出国への返還を行うための措置が含まれる、と規定されていることを想起し、

条約の前文に、野生の動植物の一定の種を国際取引による過剰な捕獲から守るためには国際協力が不可欠であると明記されていることを認識し、

不正行為と疑われる野生生物取引に関連する事例と状況に関する迅速な情報交換を通じ、条約の適用において緊密に協力し、他の関連締約国が法的制裁を加えることを可能にするという締約国の義務を確認し、

1994 年 3 月にイスラエルで開催されたアジア地域会合で、法施行協力に関する決議が採択されたことを歓迎し、

1995 年 10 月に北京でこの件について開催されたワークショップで作成され、アジア地域での法執行協力機構を創設するために努力すると述べたアジア地域野生生物取引規制に関する北京声明を歓迎し、

国際的に活動することがあり、他の違法活動にも携わることがある個人並びに組織犯罪集団を含むグループにより、しばしば木材、野生生物、他の森林生物資源を含む森林製品の違法国際取引が犯されること、また、国連国際組織犯罪防止条約並びに国連腐敗防止条約が、野生生物犯罪と取り組むための国際協力のための追加法的枠

組みを提供することを、国連犯罪防止刑事司法委員会が認識したことを歓迎し、

野生動植物の違法取引に対する協力執行活動に関するルサカ協定による CITES 施行強化への寄与を認識し、

国、地域、国際レベルでの CITES 当局ならびに野生生物法執行機関の間で協力と調整を改善する必要性を意識し、

2004 年 2 月にシェパードタウン（米国）で開催された会合での CITES 執行専門家グループの結論ならびに勧告に留意し、

事務局からの情報要求に締約国が対応する期限が第 13 条で指定されていないこと、また対応がない場合に回答拒否と解釈されないようにするためには期限設定が必要であることを考慮し、

野生生物の部分並びに派生物を示すためにある種の用語を使用した際、何らかの法律違反を引き起こす場合があることを考慮し、

施行過程において事務局が果たしうる役割の重要性および条約第 13 条で規定された手段を認識し、

第 13 条で規定された条約施行促進における事務局の役割、および施行機関間および教育目的の情報交換の円滑化のために事務局が国際刑事警察機構（ICPO- インターポール）並びに世界税関機構（WCO）と共に講じた措置を自覚し、

入手可能な限られた資金を用い、締約国および事務局は、例えば国連薬物犯罪事務所の下で提供される機構のように、既存の政府間施行機構並びに資源を最大限に活用すべきであることを意識し、

条約の対象種の違法取引をさらに削減するため、一層の措置が必要であることに同意し、

そのような高水準の野生生物の取引が行われるため、消費国は生産国と共に、取引が合法的かつ持続可能であり、締約国により採択され、施行される執行措置が生産国において保全を支援することを確保する責務を負うことを承知し、

条約附属書に掲げる種の標本の違法取引が、野生生物資源に深刻な被害を与え、野生生物管理計画の有効性を低下させ、合法的かつ持続可能な取引、特に多数の生産国の発展途上経済を弱体化させ、脅かす可能性があることを認識し、

条約締約国会議は

遵守、規制、協力に関して

全締約国に対し、可能な限り早急に各国の管轄下にある領土内における野生生物取引の規制、特に隣国を含む生産国からの輸送に対する規制を強化し、管理当局を持つ国から発給された書類を厳重に確認するよう促す。

次のとおりに勧告する。

a) 全締約国が：

- i) 野生動植物の違法取引の深刻さを認識し、それを国内法執行機関における優先項目として特定する。
- ii) 適当であれば、CITES の執行を強化し、その規定の遵守を達成し、野生生物法執行機関を支援するよう意図した国内並びに地域行動計画を、日程、目標、資金調達に関する規定を組み込み、策定することを考慮する。
- iii) 野生生物法執行の責任を持つ係官に、税関ならびに警察のよく似た立場の係官に同等の訓練、地位、権限を与える。
- iv) 附属書 II に掲げる動植物種の取引の規制に関係する条約の全機構ならびに規定に関し、また、附属書に掲げる種の違法取引からの保護を保証する全規定に関し、厳重な遵守と規制を保証する。
- v) 上記規定に違反した場合、そのような違反に対して罰を与え、適切な矯正策をとるために、ただちに条約第 8 条 1 項に従う適切な措置を講じる。
- vi) 違法取引に関係しそうなすべての状況と事実および規制措置に関し、そのような取引を全廃することを目的として、互いに情報を提供し合う。

b) 締約国は、違反に対し、それらの性質と重大さに適した制裁措置を推奨する。

c) 国連国際組織犯罪防止条約並びに国連腐敗防止条約にまだ加盟していないか、またはまだ批准していない締約国は、それを行うことを考慮する。

d) 特に輸入国は：いかなる状況または弁解のもとでも、輸出国または再輸出国により権限を持つと公式に指定され、事務局に正しく通知された管理当局以外には、階層水準とは無関係に、いかなる当局が発給した輸出または再輸出書類も受理しない。

e) 附属書 II または III の種が取引に関与するいずれかの国の法律に違反して取引されていると輸入国が確信する理由がある場合、輸入国は：

- i) その法律への違反が起きたと考えられる国にただちに通知し、可能な限りの範囲で、取引に関連する全書類の写しをその国に提供する。
- ii) 可能な場合、条約第 14 条に規定されたように、その取引に対してより厳重な国内措置を適用する。

f) 締約国は、自国の在外公館、外国における任務の代表、国際連合の旗の下で活動する部隊に対し、彼らが条約の条項を免除されないことに注意を促す。

第 13 条の適用に関して

次のとおりに勧告する。

a) 第 13 条の適用において、違反の疑いがある件に関する情報を事務局から要求された場合、締約国は 1 ヶ月の期限内に回答するか、または可能ならば、その

月内に要求を受理したことを通知し、要求された情報を提供できると考える日付を、たとえおその日付であっても提示する。

- b) 要求された情報が一年の期限内に提供されなかった場合、締約国は回答できなかった理由の説明を事務局に提供する。
- c) 事務局が特定の締約国で条約実施に関する重大な問題が生じていると認識した場合、事務局は当該締約国と協力し、その問題の解決に努め、必要に応じて助言または技術援助を申し出る。
- d) 解決策が即座にみつからないように思える場合、事務局はその件に注目するよう常設委員会に促し、常設委員会は解決策をみつける手助けをするという観点から、当該締約国と直接接し、その件を追求することができる。
- e) 上記の実施上の問題およびそれらを解決するために講じられた措置に関する情報を、事務局は通告を通じて可能な限り完全に締約国に通報し続け、違反の疑いがある件の報告書でそれらの問題を取り上げる。

事務局の執行活動に関して

締約国、政府間および非政府組織に対し、事務局の施行支援作業に資金を提供することにより、条約の施行に対する一層の財政支援を提供するよう促す。

事務局に対し、次の優先事項にその資金を使うよう命じる。

- a) 執行関係の事柄について事務局で作業を行う追加職員の指名
- b) 地域の法執行協定の締結並びに実施の支援
- c) 締約国に対する訓練並びに技術援助

法執行問題との取り組みで事務局を支援するための執行職員を向出させるよう締約国に促す。かつ

条約の機関、国内条約施行当局、既存の政府間組織、特に世界税関機構および国連薬物犯罪事務所並びに国際刑事警察機構（ICPO- インターポール）との間でより密接な国際的連携を追求するよう、事務局に対して命じる。

情報の通報と調整に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 管理当局は、訓練活動並びに共同会議を手配し、また、情報交換を促進することにより、税関並びに警察、また、適宜、分野別の NGO を含め、CITES の執行に責任を負う政府機関の調整を行う。
- b) 締約国は国別の機関間委員会を設置し、管理当局と税関並びに警察を含む CITES の執行に責任を負う政府機関とを統合する。
- c) 締約国は、緊急の問題として、野生動植物の違法取引を調査する責任を持つ自国の関連国内法施行機関

の詳細な連絡先を事務局に通報する。

- d) 締約国は事務局から自国が発給した書類の不正使用に関する通報を受けた時、必要であれば ICPO- インターポールに呼びかけ、その犯罪を教唆した者を特定するための調査を実施する。
- e) 偽の書類を提示された時、締約国は標本がどこにあるか、偽の書類がどこで発給されたかを割り出すために可能な限りのことを行い、適切であれば事務局およびその他の締約国に通報する。
- f) 地域レベルで野生生物法執行機関の間の協力ならびに調整を図るための適切な機構を作るために、締約国はそれぞれの地域内で協力する。
- g) 事務局は常設委員会と協議し、当初は附属書 I に掲げる種を中心に、必要に応じて臨時の CITES 執行特別委員会を設置する。
- h) まだ行っていない締約国は、関連国内執行ならびに起訴機関からインターポール野生生物犯罪作業部会に出席する係官を指名について考慮する。
- i) 締約国は事務局に意味のある違法取引事件に関する詳しい情報を提供する。
- j) 締約国は事務局に対し、可能な限り、有罪判決を受けた違法取引業者並びに常習犯に関する情報を提供する。および
上記の情報を直ちに締約国に通報するよう事務局に命じる。および

施行促進のための一層の行動に関して

さらに、締約国が次のことを行うよう勧告する。

- a) 以下により、国境警備、監査、審査のための包括的戦略の策定に必要な措置を講じる。
 - i) 物品の通関手続きおよび積み替え、仮通関、倉庫保管などの税関での手続きのための様々な手続きを考慮に入れる。
 - ii) 例えば CITES の要件、標本の識別、生きた動物の取扱いなどに関する CITES 関係の事柄を、規制責任者である係官が意識しており、それについて訓練されているよう保証する。
 - iii) CITES 許可書ならびに証明書の真正性ならびに有効性を保証するために、特に必要であれば、有効性の確認を事務局に要求することにより、文書管理を実施する。
 - iv) リスク評価ならびに対象設定の方針に基づき、物品の物理的検査を行う。
 - v) 輸出および再輸出の時点で規制の質を引き上げる。かつ
 - vi) これらの目標を達成するために必要な資源を提供する。
- b) 野生生物資源の管理とそれによる違法取引との戦い

において、国内および地方社会の支持と協力を確保するための誘因を宣伝する。

- c) 適宜、施行を目的として、機密保護の基準を守りつつ、非政府情報源から得られる情報を評価並びに活用する。
- d) 国内での特別野生生物法執行部隊またはチームの編成を考慮する。
- e) 国内執行能力を強化し、かつ改善するための革新的手段を探る。
- f) 機関間の協力の育成と法知識の改善、種の識別、リスク分析、犯罪行為の捜査に特に重点を置き、焦点を絞った国内並びに地域の施行能力強化活動を実施する。および
- g) 情報交換、技術的助言、支援を通じ、野生生物の違法取引を摘発し、抑止し、予防するために、適切かつ可能である限り、消費国、原産国、通過国の CITES 管理当局並びに法執行機関と密接に連携する。

締約国、政府間組織、NGO に対し、開発途上国ならびに移行経済圏諸国を中心に、できれば地域または準地域を基盤として、施行関係の訓練または訓練資料の提供を可能にする資金と専門知識を緊急に提供し、そのような国の野生生物法執行要員が十分な訓練と備えを与えられるよう保証するための資金を提供するよう促す。

締約国に対し、CITES の執行および条約違反の起訴を優先するよう奨励する。

附属書 I の種の標本の違法狩猟ならびに取引に関し、

違反者の逮捕と有罪判決につながる情報に報酬を与えるよう各国に奨励する。

ICPO- インターポールに対し、インターポール野生生物犯罪作業部会の代表による CITES 締約国会議会合への出席を支援するよう促す。

事務局に対して次のように命じる。

- a) 世界税関機構、ICPO- インターポール、所管国内当局と協力し、
 - i) 適切な訓練資料を準備し、配布する。かつ
 - ii) 国境警備を担当する当局間の技術情報交換を促進する。かつ
- b) 常設委員会の各会合ならびに締約国会議の各定期会合に、施行問題に関する報告書を提出する。
次に列挙する決議またはその一部を廃棄する。
- a) 決議 2.6 (改正) (サンホセ、1979 年、フォートローダーデール、1994 年で改正) – 附属書 II および III 種の取引 – b) 並びに「要求」という表題の項
- b) 決議 3.9 (改正) (ニューデリー、1981 年、フォートローダーデール、1994 年で改正) – 国際的遵守管理
- c) 決議 6.3 (オタワ、1987 年) – CITES の実施
- d) 決議 6.4 (改正) (オタワ、1987 年、フォートローダーデール、1994 年で改正) – 違法取引の規制
- e) 決議 7.5 (ローザンヌ、1989 年) – 施行
- f) 決議 9.8 (改正) (フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正) – 施行 ■

決議 11.10 (改正) *

* 第 12 回、第 14 回締約国会議で改正。

石サンゴ類の取引

水槽飼育用標本および飾り物として、石サンゴ類 (Helioporacea、アナサンゴモドキ亜目 Milleporina、イシサンゴ目 Scleractinia、根生目 Stolonifera、サンゴモドキ亜目 Stylasterina) の国際取引が行われていることを意識し、

サンゴ岩、破片、砂その他のサンゴ製品が取引されていることもまた認識し、

サンゴのユニークな性質、すなわち骨格が残り、時の経過につれて石化する場合があること、それがサンゴ礁の土台であること、そして、侵食後にサンゴの断片が鉱物および沈殿物の一部を形成する場合があることに留意し、

サンゴ岩は生きたサンゴが付着する重要な基底の役割を果たすことがあり、岩の除去がサンゴ礁の生態系に有害な影響を及ぼす場合があることにも留意し、

だが、サンゴ岩はイシサンゴ目に属するという以外には即座に識別できず、したがって、条約第 4 条 2(a) 項に基づく害を与えないという判断を容易に適用できないことを意識し、

第 4 条 3 項により、附属書 II の種が生態系で果たす役割に合った水準を維持しているかどうかを査定するために、各種の標本の輸出の監視が必要であることに留意し、

サンゴの採取が、採取が行なわれた生態系に与える影響を、CITES 第 4 条 3 項に従い評価することは、輸出の監視のみでは十分行えないことに留意し、

サンゴ片並びにサンゴ砂は即座に認識できないことを受容し、

標準学名法の欠如および非専門家のための包括的かつ利用しやすい識別ガイドの欠如が原因で、生きたまたは死んだサンゴを種のレベルまで識別することが難しい場合が頻繁にあることも認識し、

化石化した石サンゴ類は条約の規定の対象ではないことを認識し、

サンゴの取引に関する条約の規定の適用並びに執行が難しかったことに留意し、

条約締約国会議は

この決議の付記に規定されたサンゴ砂、サンゴ片、サンゴ岩、生きたサンゴ、死んだサンゴの定義を採用することを採択する。

締約国は、サンゴの輸出を許可するにあたり、CITES 第 4 条 3 項の実施を、従来よりもはるかに重視し、かつ輸出のみの監視に頼らずに、生態系的なアプローチの原則並びに実施を採用するよう勧告する。

次のとおりに促す。

- a) 関連締約国および生息国並びに消費国の他の組織は、取引されるサンゴ並びにサンゴ岩を認識するための利用しやすい実用的なガイドを優先事項として作成し、それらを適切な媒体を通じ、締約国が広く入手可能とするために協力かつ支援し、事務局はそれを調整する。
- b) 締約国はサンゴ礁生態系の保全並びに持続的な利用のために他の多国間環境協定並びに構想との相乗効果を追求する。 ■

付記 定義

サンゴ砂 – 全部または一部が直径 2 mm を超えない死んだサンゴの微粉砕断片で構成される物質。有孔虫および貝並びに甲殻類の殻の残骸、サンゴモなどを含むことがある。属までの識別は不可能。

サンゴ片 (砂利並びに石を含む) – 直径 2 mm から 30mm の折れた指状の死んだサンゴその他の物質で構成される未固結断片。属までの識別は不可能。

サンゴ岩¹ (およびライブロック並びに基底) – 死んだサンゴの断片から成る直径が 3cm より大きく硬い固結物質で、接着した砂、サンゴモ、他の堆積岩を含むことがある。「ライブロック」は、条約附属書に掲げられていない無脊椎動物種並びにサンゴモの生きた標本が付着し、水に入れずに湿った状態でクレート梱包輸送

されるサンゴ岩を指す用語である。「基底」は無脊椎動物 (CITES 附属書に 掲げられていない種の) が付着し、生きたサンゴのように水に入れて輸送されるサンゴ岩を指す用語である。サンゴ岩は、属のレベルでは識別不可能だが、目のレベルまでは識別が可能である。死んだサンゴと定義される標本はこの定義には入らない。死んだサンゴ – 輸出される時点で死んでいるが、採取した時点では生きていた可能性があり、サンゴ石 (個々のポリプの骨格) の構造はまだ損なわれていないサンゴ。したがって、種のレベルまたは属のレベルまでの識別が可能である。

生きたサンゴ – 水に入れて輸送され、種または属のレベルまでの識別が可能な生きたサンゴ。 ■

1 サンゴを含まないか、またはサンゴが化石化した岩は条約の規定の対象にはならない。

決議 11.11 (改正) *

* 第 13 回、第 14 回締約国会議で改正。

植物の取引の規制

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で改正された植物に関する CITES の施行に関する決議 9.18(改正)を想起し、

特定の野生植物種を国際取引による過剰な捕獲から保護するための国際協力的手段を条約が提供していることを意識し、

条約並びにいくつかの締約国会議決議の植物に関する文章は植物の栽培における最新の発展および人工繁殖された植物の取引に照らして起草されない場合があるか、または起草され得なかったことを意識し、

植物に関して条約を実施するにあたり条約締約国がこれまで直面し、いまだに直面している多数の特定問題を想起し、

ランのフラスコ入り実生に関する性質など、植物の取引および植物の生物学的性質には動物と同類とみなすことができないユニークな側面があり、時に植物には異なる取り組みが必要であることを認識し、

閉じた苗床に由来するランのフラスコ入り実生の取引の規制は、一般にラン種の自然個体群の保護に関係があるとみなされないことを認識し、

条約に基づく植物の国際取引取締に伴う問題の多くに人工繁殖標本が関与することを認識し、

第 7 条 4 項、5 項の免除を受ける資格がない附属書 I 掲載植物種の標本の取引については、条約第 3 条の規定がいまだに許可の根拠であることも認識し、

人工繁殖のための商業事業設立を目的とした附属書 I 植物種の野生採取標本の輸入は条約第 3 条 3(c) 項によって除外され、第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985 年）で採択された決議 5.10 でさらに説明されていることに留意し、

人工繁殖植物を大量に輸出する特定の締約国が、野生植物の保護を維持しつつ事務作業を減らす方法および人工繁殖植物の輸出業者が条約の要件を理解し遵守できるよう支援する方法を見つける必要があることに注目し、

注釈により示される CITES 条文の免除規定に従い、植物標本の合法的な国際取引が可能となり、またそのような免除の資格は原産国の外では失効することを意識し、

そのような標本はその後の国際取引のために CITES 許可書または証明書を必要とすることを意識し、

原産国で発給された輸出許可書を伴わない場合、そのような CITES 許可書または証明書の発給は困難なことがあることを認識し、

条約締約国会議は

「人工的に繁殖させた」の定義に関して

この決議で使われる用語について以下の定義を採択する。

- a) 「制御された条件下で」は植物生産という目的で人工的に集中的に操作された非自然環境を意味する。制御された条件の一般的な特性としては、耕作、施肥、除草ならびに害虫駆除、灌漑、または鉢植え、苗床もしくは天候からの保護などの種苗事業を含むが、それらに限定されない。および
- b) 「栽培された親株」は繁殖に使われ、制御された条件下で育成された植物の集合を意味し、輸出国の指定 CITES 当局が満足する程度に以下の条件を満たすものとする。
 - i) CITES および関連国内法の規定に従い、野生でのその種の存続に有害でない方法で確立された。かつ
 - ii) 野生からの補充の必要性を最小限にするか除去し、そのような補充は例外としてのみ起こり、栽培された親株の生長力と生産性を維持するために必要な量に限られるよう、繁殖に十分な量が維持されていた。

「人工的に繁殖させた」という用語は以下の植物標本を指すと解釈すると決定する。

- a) 制御された条件下で育成された。かつ
- b) 条約の規定を免除されるか、または栽培された親株から派生した種子、切り枝、株分け、カルス組織またはその他の植物組織、孢子またはその他の胚芽から育成された。

切り枝または株分けから育成された植物は、取引される標本が野生から採取されたものを含まない場合にのみ人工的に繁殖させたとみなされると決定する。かつ

野生から採取した種子または孢子から育成された標本については、関係する分類群について以下の条件を満たす場合にのみ、免除を与え、人工的に繁殖させたとみなすよう勧告する。

- a) i) 多数の樹種で見られるように、標本が生殖年齢に達するまでに長い時間を要し、栽培された親株の確立が実際上かなり困難である。
- ii) 種子または孢子が野生から採取され、生息国内の制御された条件下で育成され、生息国がその種子または孢子の原産国でもある。
- iii) その生息国の関連管理当局が、種子または孢子の採取が合法的であり、その種の保護と保全に関

する関連国内法と一致すると決定した。かつ

iv) その生息国の関連科学当局が以下のように決定した。

- A. 種子または胞子の採取は野生でのその種の存続に有害ではなかった。かつ
 - B. その標本の取引を許可することが野生個体群の保全に肯定的影響を与える。
- b) 最低限、上記 iv) A ならびに B を遵守するために
- i) この目的のための種子または胞子の採取は野生個体群の再生を可能にする方法に限られる。
 - ii) そのような状況下で生産された植物の一部は、将来栽培された親株としての役割を果たし、種子または胞子の追加供給源になり、よって野生から種子を採取する必要性を削減または除去するプランテーションの確立に使われる。かつ
 - iii) そのような状況下で生産された植物の一部は、既存個体群の回復を促進するか、または絶滅した個体群を再確立するために、野生での再移植に使われる。
- c) そのような条件下で商業目的のために附属書 I の種を繁殖させる事業の場合、附属書 I の種の人工的に繁殖させた標本を輸出する種苗事業の登録に関するガイドラインについての決議 9.19 (CoP13 で改正) に従い、CITES 事務局に登録する。

接ぎ木した植物について

以下のように勧告する。

- a) 接ぎ木した植物は、台木と接ぎ木の両方が上記の定義に従い人工的に繁殖させた標本から取られた場合にのみ人工的に繁殖させたものとして認識される。かつ
- b) 異なる附属書に掲げる分類群で構成される接ぎ木した標本は、より厳重な附属書に掲げる分類群の標本として扱われる。

交配種に関して

次のとおりに決定する。

- a) 交配種は附属書 II または III 中の特定の注釈によって CITES の規制から除外される場合を除き、その親のいずれかまたは両方が附属書に掲げられた分類群に属していれば、たとえその交配種が附属書に特に掲げられていない場合でも、条約の規定の対象となる。
- b) 人工的に繁殖された交配種に関して
 - i) もっとも厳重な附属書に関連する規定が適用される場合、附属書 I に掲げる植物種その他の分類群に注釈を付ける (第 15 条に従う)。
 - ii) 附属書 I に含まれる植物の種またはその他の分類群に注釈が付けられた場合、それに由来するす

べての人工繁殖交配種の標本の取引には、輸出許可書または再輸出証明書が必要になる。

- iii) ひとつ以上の注釈が付かない附属書 I の種またはその他の分類群に由来する人工繁殖交配種は附属書 II に含まれるものとみなされ、したがって、附属書 II に含まれる種の人工繁殖標本に適用可能なすべての免除を受ける資格を得る。

附属書 I に掲げるラン科のフラスコ入り実生について

試験管中の固体または液体培地から取得され、無菌の容器に入れて輸送される附属書 I に掲げるラン種のフラスコ入り実生については、第 7 条 4 項および第 1 条 (b) (iii) 項の規定を考慮に入れ、この免除に関する決議 9.6 (改正) からの逸脱に合意した上で、上記定義に従い人工的に繁殖させた場合にのみ CITES の規制を免除されると解釈するよう勧告する。

免除による国際取引が行われる植物標本について

CITES の規定の免除を受けて合法的に輸出入された標本が免除の資格を失った場合、免除資格を失った国がそれらの原産国とみなされると決定する。

植物での執行に関して

締約国に対して、次のことを保証するよう勧告する。

- a) 執行係官は CITES の要件、CITES 植物標本の検査並びに通関を司る手続き、および違法取引の摘発に必要な手続きについて十分情報を得ている。
- b) 執行機関は標本が野生から取得されたものか、または人工繁殖されたものかを含め、取引される植物標本の識別を可能にする資料並びに専門知識を利用できる。
- c) 施行機関は可能性のある違法取引を摘発するために、年次報告書、植物の健康に関する書類、ナーセリー (栽培場) のカタログ、その他の情報源を利用する。
- d) 施行機関は施行の優先課題を設定並びに実施することを目的として、管理当局並びに科学当局との密接な連携を維持する。および
- e) 施行を改善するために、取引されるものを注意深く検査し、特に人工的に繁殖させたと申告された植物を輸入と輸出両方の時点で検査する。

救出された植物標本の取引に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 締約国は可能な限り常に環境に変化をもたらす計画が CITES 附属書に掲げる植物種の存続を脅かさないよう、また、附属書 I 種の現地での保護を国内並びに国際的責務とみなすよう保証する。
- b) 一致協力した試みにより、上記の計画が CITES 附属

書に掲げる種の野生個体群を危険な状態に置かないよう保証することができなかった場合、締約国は保護された標本の培養を確立する。

- c) 保護された附属書Ⅰの植物標本、および取引が種の存続に有害な可能性がある附属書Ⅱの保護された標本の国際取引は、次の条件全部が満たされた場合に許可される。
- i) 上記の取引が野生においてではないとしても、明瞭に種の存続を強化する。
 - ii) 輸入がその種の保護および繁殖という目的で行われる。
 - iii) 輸入が「真正の」植物園または科学施設によって行われる。

CITES による植物保護教育に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 科学、園芸または植物取引の専門誌、および植物協会の刊行物で発表するために、締約国は日常的に、植

物に関する CITES 施行の全側面に関する最新情報を提供する。

- b) 締約国は CITES 施行の全側面に関する最新情報を植物園、観光団体、関連 NGO に定期的に提供し、一般社会への一層の普及を図る。
- c) 締約国は国内の植物取引組織との間に良好な連携を確立し、それを維持し、植物に関する CITES 施行の全側面に関する情報を提供し、また、これらの国内組織から提示された施行上の特定の問題を、締約国会議で協議するために事務局に通報する。
- d) 事務局は国際植物取引組織並びに植物園協会（特に、国際植物園協会および植物園自然保護国際機構）との間に良好な連携を育て、それを維持する。
- e) 事務局は人工繁殖の潜在的な保全上の有益性に関する情報を配布し、適切な場合、野生からの標本採取に代わる方法として人工繁殖を奨励する。かつ
- 決議 9.18（フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正）－「植物の取引の規制」を廃棄する。■

決議 11.16 (改正) *

* 第 14 回締約国会議で改正。

附属書 I から附属書 II に移行した種のランチング標本のランチング並びに取引

第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985 年）で採択され、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で改正された決議 5.16（改正）並びに第 10 回会議で採択された決議 10.18 を想起し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 10.16（改正）の条件が、野生から取得され、飼育下で育成された附属書 I 掲載種の標本の取引を、条約の第 3 条の規定に従う場合を除き、許可していないことに留意し、

一定の種の保護を目的とし成功したいいくつかの計画により、そのような取引がもはや野生個体群の存続に悪影響を及ぼさなくなることを根拠として、それらの種の標本の国際取引が許可されることを認識し、

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 9.6（改正）で、締約国はランチング事業の全製品を即座に識別可能とみなすよう勧告されていることを想起し、

十分な規制を達成するには、ランチングされた動物の取引される部分並びに派生物のマーキングが必要であることを認識し、

同じ種のランチングされた動物の部分並びに派生物に対し、各締約国が異なるマーキングシステムを設置した場合、混乱が起き、施行が困難になることを認識し、

ある種をランチングのために附属書 II に移すという提案は、その種に対して以前にそのような提案が承認されたことがある場合、承認された提案と意図、条件、特定される条件が一致すべきであることを確信し、

条約第 14 条に従い、締約国は附属書に掲げる個体群の標本の取引に関し、より制限的な国内規制を採用できることを認識し、

ある個体群を利用するランチング事業がもはや基準を満たさないことが確定した場合、個体群を附属書 I に戻す必要があることを考慮し、

卵又は孵化直後の個体の管理された採取に基づくワニ目のランチングは、潜在的に価値があり、かつ積極的な保護手段になる可能性があるが、成体の取得にはより厳重な規制が必要であることを自覚し、

一部の種のランチングは、成体の野生からの捕獲と比較して管理制度として、「安全」かつ確実な持続可能な利用の形態であることが証明されていることを認識し、

野生個体群を保護する努力に害を及ぼす可能性がある飼育繁殖事業の確立に対し、原則としてワニ目の保護に

とってより有益なランチング事業よりも大きな誘因を提供することの危険性を意識し、

条約の優先的目的は附属書に掲げる種の野生個体群を保護することであり、この目的の達成を意図した計画に積極的な誘因を提供しなければならないことを強調し、

条約締約国会議は

定義に関して

次のとおりに決定する。

- a) 「ランチング」という用語は野生から取得された標本の制御された環境での育成を意味する。
- b) 「均一なマーキングシステム」という用語は種に対して締約国会議が承認した各産物をマーキングするシステムを意味し、それは最低限、国際標準化機構による原産国の 2 文字のコード、一意の識別番号、産出年、又は提案の時点で在庫中にあるかもしくは在庫中のその事業の産物から製造された産物については提案が承認された年を含むものとする。

ランチングのために個体群を附属書 I から附属書 II に移す提案に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 締約国の管轄権内に生息し、締約国会議により、もはや絶滅のおそれがなく、取引を意図したランチングによって利益を得ると見なされた附属書 I の個体群は附属書 II に掲げられる。
- b) 締約国会議によって考慮されるために、ランチング計画実施のために個体群を附属書 II に移す提案は、次のような総合基準を満たす。
 - i) 計画は局所的個体群の保護にとって主に有益でなければならない（すなわち適用可能な場合、野生での増加に寄与するか、又は安定した個体群を維持しつつ種の生息地の保護を促進する）。
 - ii) 各事業の全産物（生きた標本を含む）は、附属書 I の個体群の産物から即座に識別可能であるよう保証するため、十分に識別および記録されなければならない。
 - iii) 計画は適切な目録、捕獲量の規制、野生個体群を監視する機構を備えていなければならない。
 - iv) 必要に応じ、かつ適宜、十分な数の個体が野生に戻されることを保証するための十分な安全策を計画の中に確立しなければならない。
- c) 以前にその種に関してランチング提案の承認を受けたことがあるか否かを問わず、ある種の個体群に関

するランチング提案を提出する締約国は、附属書改正案のために必要とされる通常の生物学的データに加え、次の項目を提案に盛り込む。

- i) この決議で定義された均一なマーキングシステムの最低要件を満たすべきマーキングシステムの詳細
 - ii) 事業によって生産される産物のタイプを指定した一覧表
 - iii) 取引に供される全産物および容器のマーキングに使われる手法の記述
 - iv) ランチング事業からのものかどうかを問わず、当該種の標本の現在のストックの目録
- d) ランチングを目的として、ある種のある締約国の個体群又はそれよりも小さい地理的に離れた個体群の附属書Ⅱへの移項の提案は、次の項目を含まない限り締約国会議によって承認されない。
- i) 野生からの取得が野生個体群に重大な悪影響を与えないという証拠
 - ii) 各ランチング事業の生物学的および経済的成功の見込みの査定
 - iii) 事業は全段階において人道的な（虐待しない）方法で実施されるという保証
 - iv) 計画は再導入又はその他の方法を通じて野生個体群にとって有益であると実証する記録された証拠
 - v) 上記「勧告」の b) に特定した基準が継続的に満たされるという保証
- e) 締約国会議の次回会議で討論するためには、この決議に従う附属書改正の提案はその会議の少なくとも 330 日前までに事務局が受理するものとする。動物委員会との協議のうえ、事務局は上記「勧告」の d) に特定された基準が満たされていることを確認し、上記 d) に特定された提案中の情報および保証を検討するため、適当な科学的および技術的助言を求める。事務局の意見により、基準に関する一層の情報が必要になった場合、事務局は提案受理後 150 日以内に提案した締約国に情報を要求する。その後、事務局は条約第 15 条に従い、締約国に通報する。
- f) 野生成体の捕獲部分を含む提案は、純粋に卵、新生児、幼生、又はその他の若年期段階の採取のみに基づくものよりもはるかに厳重に検討する。
- g) この決議の規定に従い、ある種の個体群の附属書Ⅱへの移行を達成しようとするか又は達成した締約国は、野生個体群の利用方法を提案に記載された技法に限り、たとえば後に事務局に通知せずに野生の動物を取得するための新たな短期計画を開始するようなことをしない。
- h) ランチング提案を承認された締約国は上記「勧告」の

c) で事務局に供給した情報の変更を事務局に提出する。事務局は動物委員会との協議のうえ、提案された変更が元のランチング計画を実質的に変え、野生個体群の保護を阻害又は危険にさらすかどうかを決定する。事務局はその結果としての決定を締約国に通知する。

- i) 事務局が動物委員会との協議のうえ、h) に従い提案されたランチング計画の変更がその種の管理を実質的に変えるという結論に達した場合、提案された管理は新たな提案として扱われ、この決議および条約第 15 条の要件に従う提案の提出を必要とする。

附属書Ⅰから附属書Ⅱに移される種のランチングされた標本の取引に関して

全締約国は取引が当該個体群に関して承認されたランチング提案のすべての条件および要件を遵守しない限り、ランチング事業の産物の取引を禁ずるよう勧告する。

ランチングのために附属書Ⅰから附属書Ⅱに移される種に関する監視及び報告に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 承認された各ランチング事業の関連する全側面に関する年次報告書が、関連締約国により提出され、それは次の項目を含むものとする。
 - i) ランチングにより起きる個体群の規模並びに構成の変化の認識を可能にする適切な頻度並びに十分な精度で行われるモニタリングにより確定した当該野生個体群の状態
 - ii) 野生から毎年取得される標本（卵、若年個体または成体）の数およびこの取得数の中でランチング事業に供給するために使われるパーセント値
 - iii) 年間生産量水準の詳細および輸出向けに生産された産物のタイプ並びに量
- b) 締約国は以下の情報を維持し、要求に応じて事務局に提出するものとする。
 - i) ランチング事業のために取得される卵、新生児、その他の成長段階の年間野生生産量の推定パーセント値
 - ii) 放出された動物の数、およびもしも行われていれば、調査並びに標識計画に基づき推定されるそれらの生存率
 - iii) 飼育下での死亡率および死亡原因
 - iv) ランチング事業または当該野生個体群に関連して実施される保護計画および科学実験
 - v) 種の分布面積にランチングを営む面積の推定パーセント値
- c) 常設委員会および関連締約国の同意を受け、事務局は状況がそれを必要とするいかなる場合にも、ラン

チング事業を訪れ、検査するという選択肢を持つ。

- d) 事務局の報告書がこの決議を遵守することができず、常設委員会および関連締約国がその件を満足できる程度に解決できない場合、常設委員会は関連締約国との十分な協議の後、寄託政府に対して当該個体群を附属書 I に戻すための提案を準備するよう要求す

ることができる。

以下に列挙する決議を廃棄する。

- a) 決議 5.16 (改正) (ブエノスアイレス、1985 年、ハラレ、1997 年で改正) – ランチングされた標本の取引
b) 決議 10.18 (ハラレ、1997 年) – ランチングされた標本のランチングおよび取引 ■

決議 11.17 (改正) *

* 第 12 回、第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

国の報告書

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で改正された取引の年次報告書および監視に関する決議 9.4（改正）を想起し、

条約第 8 条 7 項の規定に従い定期報告書を提出するという締約国の義務を考慮し、

条約の施行状況および附属書に掲げる種の標本の国際取引の水準を監視する唯一の利用可能な手段としての年次報告書と隔年報告書の重要性を認識し、

締約国の年次報告書が可能な限り完全かつ比較可能である必要性を認め、

条約第 12 条 2(d) 項の規定により、事務局は締約国の定期報告書を研究しなければならないことを考慮し、

この義務を果たすなかで、事務局との契約のもとで UNEP 世界自然保護モニタリングセンターが提供する貴重な支援の価値を認め、

コンピューターの使用が、条約施行に関する取引統計および情報をより有効に扱うことに役立つことに留意し、

期限である翌年の 10 月 31 日までに、報告書の作成に関するガイドラインに従い年次報告書を提出する、という締約国会議と事務局の勧告に多数の締約国が従っていないことを憂慮し、

多数の締約国が隔年報告書を定期的に提出していないことをさらに憂慮し、

条約締約国会議は

全締約国に対し、第 8 条 7(a) 項の規定に従い要求される年次報告書を、事務局が配布し、常設委員会の同意を得て時折改定することがある「CITES 年次報告書の作成並びに提出に関するガイドライン」の最新版に従い提出するよう促す。

全締約国に対し、第 8 条 7(b) 項の規定に従い必要とされる隔年報告書を期限である翌年の 10 月 31 日までに、事務局が配布する「隔年報告書書式」に従い提出するよう求める。書式は時折、常設委員会の賛成を得て事務局によって改訂される。

全締約国に対し、2003 年 1 月 1 日から 2004 年 12 月 31 日の期間を対象とする隔年報告書を提出することも求める。

複数の管理当局を持つ締約国に対し、可能な限りの範囲で、調整のとれた年次報告書と隔年報告書を提出するよう、さらに促す。

年次報告書または隔年報告書を通じて求めることができない追加情報が必要な場合、締約国会議が締約国に対して特別報告書を提出するよう求めることがあることを認める。

条約の各締約国に対し、第 14 条 3 項の意味での地域取引協定に加盟している場合、条約第 8 条の記録並びに報告の義務が地域取引協定の規定と直接的かつ両立不可能な形でくい違う場合を除き、年次報告書にその地域取引協定の他の加盟国との間での附属書 I、II、および III に掲げる種の標本の取引に関する情報を盛り込むよう勧告する。

あらゆる締約国に対し、統計と施行の報告書作成のコンピュータ化の可能性、また、そのような報告書の電子書式による提出の可能性を考慮するよう促す。

年次報告書あるいは隔年報告書の定期的作成並びに提出に関して問題を抱えている締約国に対し、それら報告書の作成に関し、事務局の援助を求めるよう、さらに促す。

条約の下、情報管理と同様に取引の認可および報告のためのコンピュータ・プログラムの研究または開発を行う締約国は、システムの最適な調和並びに互換性を確保するため、互いに、また、事務局と協議するよう勧告する。次のとおり決定する。

- a) 年次報告書を期日の翌年の 10 月 31 日までに提出できない場合、それは条約の実施に関する重大な問題を構成し、事務局は決議 11.3 (Cop13 で改正) に従い常設委員会にその解決策について問い合わせる。
- b) 締約国が期日前に事務局に十分な正当化理由を含む書面による要請を提出することを条件として、年次報告書または隔年報告書の提出に関する 10 月 31 日という期日の妥当な期間の延長を求める締約国からの有効な要請を事務局は承認することができる。

常設委員会に対し、条約第 8 条 7(a) 項で求めている年次報告書を、当決議で示す期限（または延長された期限）内に提出することを 3 年連続で怠り、その理由を示す十分な資料を提示しなかった締約国を、事務局が提示する報告書に基づき確定するよう命じる。

条約第 8 条 7(a) 項で求めている年次報告書を当決議で示す期限（または延長された期限）内に提出することを 3 年連続で怠り、それを正当化する十分な証拠も提示しなかったと、常設委員会が確定した締約国との CITES 掲載種の標本の取引を許可しないよう締約国に勧告する。

全締約国並びに条約の目的の推進に関心を持つ非政府組織に対し、事務局の取引監視業務および事務局との契約のもとで請け負われる UNEP 世界自然保護モニタリングセンターの取引やその他の監視業務を支援するため、事務局に対する寄付を行うよう訴える。

決議 9.4 (改正) (フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正) - 「取引の年次報告書および監視」を廃棄する。 ■

決議 11.21 (改正) *

* 第 13 回、第 14 回締約国会議で改正。

附属書 I および II における注釈の使用

いくつかの理由により附属書での注釈の使用例が増えていることを認識し、

一定のタイプの注釈が参考のためのみに使われるのに対し、他のタイプの注釈は実質的で、種の掲載の適用範囲を定義することを意図したものであることを意識し、

ランチング、割当量、一定の部分並びに派生物、取引制度に関連するものなど、附属書改正の一定の特別な事例に関する移行、報告、および検討のための特定の手続きを締約国が整備したことを考慮し、

一定のタイプの注釈が種掲載一覧表の不可欠な部分であり、また、そのような注釈の導入、改訂または削除の提案は、第 9 回会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 12 回（サンティアゴ、2002 年）、第 13 回会議および第 14 回会議（バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年）で修正された決議 9.24（Cop14 で改正）の規定に従わねばならないことも意識し、

締約国会議が第 2 回並びに第 4 回会議で、注釈を伴わない附属書 II の植物種の掲載は、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物を含むものと解釈するものと合意したこと、およびこの見解が締約国会議のその後のいかなる決定によっても変更されていないことを想起し、

注釈を含む附属書改正の提案を提出するための基準およびそのような注釈の実施を検討するための手続きは、実施並びに施行上の問題を避けるために明確に定義する必要があることを自覚し、

条約締約国会議は

次のとおりに合意する。

- a) 以下は参考注釈であり、情報としての使用のみを目的とする。
 - i) 注釈が付いた分類群のひとつ以上の地理的に離れた個体群、亜種または種が別の附属書に掲載されていることを示す注釈
 - ii) 「絶滅の可能性あり」を意味する注釈、および
 - iii) 学名法に関する注釈
- b) 以下は実質的な注釈であり、種掲載一覧表の不可欠な部分である。
 - i) 指定された地理的に離れた個体群、亜種、種、種の集団、またはそれよりも上位の分類群の掲載または除外を指定する注釈で、輸出割当量を含むことがある。および
 - ii) 標本のタイプまたは輸出割当量を指定する注釈
- c) 参考注釈は附属書の理解を助けるために、必要に応じて締約国会議または事務局により導入、改訂または削除することができる。

d) 附属書 I または II の種に関連する実質的な注釈は、条約第 15 条に従い締約国会議によってのみ導入、改訂または削除できる。

e) 附属書 I または II の地理的に離れた個体群に関連する実質的な注釈は、決議 9.24（Cop13 で改正）付記 3 に含まれる分割掲載規準を遵守するものとする。

f) 附属書 I から附属書 II に種を移行する状況で使われる実質的な注釈は、決議 9.24（Cop13 で改正）付記 4 に含まれる予防措置を遵守するものとする。

指定されたタイプの標本に関連する注釈の対象となる附属書 I から附属書 II への種の移行に関し、問題の種について留保した締約国からの提案は考慮されないが、ただし、その締約国が改正の採択から 90 日以内に留保を取り下げることに合意した場合はその限りではないことに合意する。

植物種を附属書 II に掲載するため、または植物種を附属書 I から附属書 II に移行するための提案は、掲載する標本のタイプを指定する注釈がその提案に含まれない場合、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物を含むものと解釈されることに合意する。

さらに、附属書 II に掲げる植物種に関し、その種に関係する注釈の不在は、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物が含まれることを示すことに合意する。

以下のとおりに勧告する。

- a) 実質的な注釈を含む提案を提出する締約国は、文章が明瞭かつ曖昧でないよう保証する。
 - b) 薬用植物に関して今後注釈を作成する際の標準ガイドラインとして従うべき 2 つの主要原則
 - i) 規制は、原産国からの輸出品として最初に国際取引に現れる商品について集中的に行う。その範囲には原料から加工製品まで含まれる。かつ
 - ii) 規制は野生由来資源の取引と需要にかかわる商品のみを含む。
 - c) 提案された注釈が指定タイプの標本に関係する場合、標本の各タイプの輸入、輸出、再輸出に関する条約の適用可能規定を指定する。
 - d) 一般的な規則として、締約国は、生きた動物またはトロフィーを含む注釈を採択するための提案を回避する。かつ
 - e) 附属書に掲載する標本のタイプを指定する注釈については、特に識別問題がある場合や取引の目的が指定されている場合など、その施行が特に困難を伴うため、慎重に使うものとする。
- 以下のとおりに命じる。
- a) 実質的な注釈の対象となる附属書 I から附属書 II へ

の種の移行提案の採択後最低 4 年、事務局はそのような種の違法取引または密猟の有意な増加を示す信頼の置ける情報を受理した場合、それを常設委員会に報告する。

- b) 常設委員会は上記の違法取引の報告に関する調査を行い、状況を矯正するための適切な対策を講じる。それには影響を受ける種の商業的取引を一時停止するよう締約国に呼びかけることや、注釈を改訂するか、

または種を附属書 I に戻す提案を提出するよう寄託政府に勧めることが含まれる。

附属書に掲げる標本のタイプを指定する注釈に従って附属書 I から II への移行される種に関し、注釈で特に指定されていない標本は附属書 I に掲げる種の標本とみなされ、それらの取引はそれに従い規制されることに合意する。 ■

決議 12.3 (改正) *

* 第 13 回、第 14 回締約国会議で改正。

許可書および証明書

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択された決議 8.16 を想起し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 10.2 (改正) を想起し、

許可書および証明書に関する条約第 6 条の規定を想起し、

偽造および無効な許可書および証明書が不正な目的で使用される頻度がますます増え、そのような書類の受領を防ぐために適切な処置が必要であることに注目し、

非常に貴重な標本や附属書 I に掲げる種の標本に関する許可書および証明書の発給に関し、締約国が特に慎重に管理する必要性を認識し、

許可書および証明書の標準化を改善する必要性を考慮し、

CITES 許可書および証明書の発給が、附属書に掲げる種の存続に対してその取引が悪影響を与えないことを確約する証明制度の役割を果たすことを認識し、

許可書および証明書に掲載されたデータは輸入のためと同程度に輸出のためにも、標本と書類との一致を確認できるよう最大限の情報を提供しなければならないことを自覚し、

標本が輸出された後、輸入のために許可書を提示する前に有効期限が切れた輸出許可書の受領可能性に関し、条約では何ら指導を提供していないことを認識し、

輸入許可書の最大有効期間を定めるための規定が存在せず、条約の第 3 条 3 項の規定の遵守を確約するために適切な有効期間を定める必要があることを考慮し、

条約第 3 条、4 条、5 条で、附属書に掲げる種の標本の取引は関連書類の事前の発給と提示を必要とすると規定されていることを想起し、

条約第 8 条 1(b) 項に従い、締約国は条約に違反して取り引きされた標本を没収するかまたは輸出国に返還する準備を整えておく義務があることを想起し、

条約の第 8 条 1(b) 項による義務を遂行するための輸入国による努力が、許可書または証明書を伴わずに輸出国または再輸出国を離れた標本に対する遡及的な許可書または証明書発給により、深刻な妨害を受ける可能性があり、条約の要件を満たさない書類の有効性に関する宣言も同様の効果を与えそうであることに留意し、

許可書および証明書の遡及的発給は条約の適切な施行の可能性に対してますます悪影響を与え、違法取引の抜け穴の発生につながることを考慮し、

条約第 7 条 7 項で、一定の状況下で「管理当局は、移

動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第 3 条、第 4 条、第 5 条の要件を免除し、許可書または証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、次のことを条件とする。・・・中略・・・標本がこの条文の 2 または 5 項のいずれかに規定する標本に該当するものであること」と規定されていることを考慮し、

ただし、この免除規定が条約附属書に掲げる標本の国際取引の規制に必要な措置を回避するために使われないことを願い、

多数の生物サンプルの取引が、それらの特別な性質またはそれらの取引の特別な目的を理由として、積み荷の時宜を得た移動を可能にするような許可書並びに証明書の迅速な処理を必要とすることを認識し、

締約国は条約第 8 条 3 項に従い、標本が取引に必要な手続きを最小限の遅延で通過するよう確約する必要があることを想起し、

条約第 7 条で、条約の規定が適用される前に取得された標本並びに飼育により繁殖させたかまたは人工的に繁殖させた標本の取引に対し、規制レベルを引き下げることが特に規定されていることを認識し、

生物多様性条約の締約国の義務と一致する簡素化された手続きを立案する必要性に留意し、

条約締約国会議は

この決議の次の項を定める。

- I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して
- II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して
- III. 輸入許可書に関して
- IV. 条約適用前取得証明書に関して
- V. 原産地証明書に関して
- VI. 移動展示証明書に関して
- VII. 植物衛生証明書に関して
- VIII. 割当対象種の許可書および証明書に関して
- IX. ワニの標本の許可書および証明書に関して
- X. サングの標本の許可書および証明書に関して
- XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板を指定」を伴う附属書 II、III に掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して
- XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用に関して
- XIII. 許可書および証明書の遡及的発給に関して
- XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して

XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

付記 1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

付記 2 標準 CITES 書式、指示と説明

付記 3 移動展示会証明書のモデル指示および説明、連続紙面

付記 4 生物サンプルおよびそれらの使用のタイプ

I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して

次のとおりに合意する。

- a) 条約第 6 条および関連決議の要件を満たすため、輸出入許可書、再輸出および条約適用前取得証明書、飼育繁殖および人工繁殖の証明書には（植物衛生証明書がこの目的で使用された場合を除く）、この決議の付記 1 に特定した情報すべてを記載する。
- b) あらゆる書類は、条約で使用される言語（英語、スペイン語、フランス語）のうち一以上および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも印刷する。
- c) あらゆる書類はそれがどのようなタイプの書類であるか（輸入または輸出許可書、再輸出または条約適用前取得証明書、飼育繁殖または人工繁殖の証明書）を示す。
- d) 許可書または証明書に申請者が署名する部分がある場合、署名がなければその許可書または証明書は無効とする。
- e) 許可書または証明書の一部として付記が添付されている場合、その旨とページ数を許可書または証明書に明瞭に示し、付記の各ページに次の事項を記載する。
 - i) 許可書または証明書の番号と発給日、および
 - ii) 書類発給当局の署名並びにスタンプまたは印章（エンボスが望ましい）

次のとおりに勧告する。

- a) 許可書および証明書の書式の変更、既存書類の重刷、新規書類の導入を希望する締約国は最初に事務局に助言を求める。
- b) 締約国は許可書および証明書の内容および実行可能な範囲で、書式を本決議の付記 2 として添付した標準書式に適合させる。
- c) 外部資金獲得を条件として、事務局はそれを必要とする締約国のためにセキュリティ用紙への許可書および証明書の印刷を手配する。
- d) 悪用または不正使用を避けるために、締約国は CITES 書類と同じ書式を国内取引証明書に使わない。
- e) 追跡および年次報告の目的のために、許可書および証明書の番号は可能であれば次の形式で 14 文字までに制限する。

WWxxYYYYYY/zz

ここで WW は発給年の末尾 2 桁、xx は 2 文字の ISO

国番号、YYYYYY は 6 桁の連番、zz は締約国が国内での照会目的に使用できる 2 桁の数字または文字あるいは数字と文字の組合せを表す。

f) 締約国は各許可書および証明書に次のコードを使って取引の目的を明記する。

- T 商業
- Z 動物園
- G 植物園
- Q サーカスおよび移動展示
- S 科学研究
- H ハンティングトロフィー
- P 私用
- M 医療（生物医学研究を含む）
- E 教育
- N 野生への再導入または導入
- B 飼育繁殖または人工繁殖
- L 法執行／司法／科学捜査

g) 標本の出所は次のコードで示す。

- W 野生から取得された標本
- R ランチング事業から産出された標本
- D 商業的目的で飼育により繁殖させた附属書 I の動物および商業的目的で人工的に繁殖させた附属書 I の植物およびそれらの部分および派生物で、条約第 7 条 4 項の規定に従い輸出されたもの
- A 決議 11.11（Cop13 で改正）の a) 項に従い人工的に繁殖させた植物およびその部分および派生物で、条約第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの（非商業的目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる種の標本および附属書 II および III に掲げる種の標本）
- C 決議 10.16（改正）に従い飼育により繁殖させた動物およびその部分および派生物で、条約の第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの（非商業的目的で飼育により繁殖させた附属書 I に掲げる種の標本および附属書 II および III に掲げる種の標本）
- F 決議 10.16(改正)における「飼育により繁殖させた」の定義を満たさない飼育下で生まれた動物（F1 またはその後の世代）およびその部分および派生物
- U 出所不明（正当な理由を示さなければならない）
- I 没収または押収された標本
- O 条約適用前取得標本

h) 取引される標本のタイプを示すための用語並びにコードが許可書および証明書に使われている場合、これらは事務局の最新の「ワシントン条約年次報告書の作成および提出のためのガイドライン」で規定された用語並びにコードに従い、使われる計測単位もこれらのガイドラインに従う。

i) 全締約国がセキュリティ用紙に印刷された許可書お

よび証明書の発給を考慮する。

- j) まだそれを行っていない締約国は各許可書および証明書にセキュリティ・スタンプを押す。
- k) 許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されている場合、署名並びにスタンプまたは印章（エンボスが望ましい）によって取り消すことができ、かつ、スタンプの番号も書類に記録する。
- l) 許可書および証明書発給の際、締約国は締約国会議で種の名称を示すために採用された標準学名に従う（決議 12.11 (Cop13 で改正）を参照）。
- m) まだそれを行っていない締約国は許可書および証明書に署名する権限を与えられた人物の氏名およびそれらの人物の署名のサンプル 3 件を事務局に通報し、かつ、全締約国はそれを変更してから 1 ヶ月以内に、すでに署名の権限を与えられた人物の一覧表に追加された人物の氏名、署名がもはや有効でない人物の氏名、変更が効力を持った日付を通報する。
- n) 使われる輸送手段が「船積貨物運送状」または「航空貨物運送状」を必要とする場合、その書類の番号を許可書または証明書に明記する。
- o) 各締約国は他の締約国に直接または事務局を通じ、条約第 14 条 1 (a) 項に従い同国が設けている一層厳重な国内措置について通知し、かつ、それを通知された締約国はそれらの措置に反するような許可書および証明書の発給を控える。
- p) 許可書または証明書の取消、紛失、盗難、または破損が起きた場合、それを発給した管理当局はただちに目的地国の管理当局および商業的出荷に関しては事務局にも通知する。かつ、
- q) 許可書または証明書が、取消、紛失、盗難、または破損が起きたかまたは有効期限の過ぎた書類を交換するために発給される場合、交換された書類の番号および交換の理由を示す。

II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して

再輸出証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 原産地、原産地の輸出許可書番号、その発給日。および
 - b) 最後の再輸出国、その国の再輸出証明書番号、その発給日。
- またはその必要性が生じた場合、
- c) 前述の情報が省略されたことの正当な理由の提出。
次のとおりに勧告する。
 - a) 輸出者は意図する輸出時点の直前に許可書を申請するよう推奨する。
 - b) 管理当局は、各許可書により輸出される標本の数または量に関する正確な情報を要求し、かつ、数または量が実際に輸出される数または量を正確に反映し

ない許可書の発給を、可能な限り回避する。

- c) 未使用の許可書の差し替えが要求された場合、発給した当局に原本を返却した場合にのみ差し替えが行われるが、原本の紛失が報告された場合はその限りではない。後者の場合、発給した管理当局は目的国の管理当局に対し、許可書原本が取り消され、差し替えられたことを通知する。
 - d) 輸出許可書で認可された量よりも少ない数または量の標本を輸出するために許可書を使ったと輸出者が主張し、残りを輸出するために別の許可書を要求した場合、管理当局は新規許可書を発給する前に、すでに輸出した数または量の証拠を取得する（有効輸出許可書の写しや、許可書原本を使い輸入された標本の数または量に関する目的国の管理当局による確認など）。
 - e) 輸出される標本と再輸出される標本は、どの標本が輸出され、どの標本が再輸出されるかが明瞭に示されない限り、同一の書類上に記載しない。
 - f) 輸入されて以来形が変わっていない標本に対して再輸出証明書が発給された場合、使われる計測単位は、輸入の際に受領された許可者証明書で使われたものと同一の単位とする。
 - g) 条約第 3 条 3 項、第 4 条 4 項、第 5 条 3 項、第 6 条 2 項の規定は、輸出許可書または再輸出証明書がそれを受けた日から 6 ヶ月の期間内のみ有効であり、その有効期間中を除き、輸出、再輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと解釈される。
 - h) 6 ヶ月の有効期間の期限が切れた後は、木材種に関する第 11 節で言及される場合を除き、輸出許可書または再輸出証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。
 - i) 標本が以前に没収されたものでない限り、国内法に従って輸入された場合も、違法に取得されたことが知られている標本に対しては輸出許可書または再輸出証明書は発給されない。
 - j) 締約国は標本が原産国で合法的に取得されたものではないと信じる根拠を有する場合、いかなる標本の輸入も認可しない。
 - k) 主として商業目的の使用であり、標本が CITES 登録繁殖事業に由来したものでない時に輸出許可書の発給を避けるために、締約国は附属書 I の標本の原産地を確認する。
 - l) 可能な限り、書類および積荷の検査は輸出時に行う。これは生きた動物の積荷については必須とみなされる。
- CITES 規定の免除を受けて原産国から輸出された植物標本がその資格を失った場合、原産国はその標本が免除

の資格を失った最初の国とみなされることに合意する。

そのような事例において有用と考えられる場合、締約国は許可書の第 5 欄に「CITES 規定の免除の下で合法的に輸入された」という文を追加し、さらに、それがどの免除を指すかを明記することにさらに合意する。

III. 輸入許可書に関して

附属書 I に掲げる種の標本に対する輸入許可書には、他のものに加え、その標本が主に商業的目的に使われないこと、かつ、生きている標本の場合には受領者がそれらを収容し、それらの世話をするために適切な設備を持つという証明を記載できることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第 3 条 2 項並びに 4 項の規定は、輸入許可書がそれを受けた日から 12 ヶ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- b) 12 ヶ月の有効期間の期限後、輸入許可書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

IV. 条約適用前取得証明書に関して

条約適用前取得証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 証明書の対象である標本が条約適用前に取得したものであること。および
- b) 第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）で採択された決議 13.6 による定義に従う標本取得日付。および発給国における条約発効日以降に締約国となった国への輸出または条約締約国ではない国への輸出を除き、条約適用前証明書を発給しないよう勧告する。

V. 原産地証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 附属書 III に掲げる輸出する種の標本の原産地証明書は条約の許可書または証明書を与える権限を持つ管理当局によって発給されるか、または取引が非締約国によるものである場合は権限ある当局のみによって発給され、かつ、そのような当局によって発給されたものでない限り締約国は原産地証明書を受領しない。
- b) 条約第 5 条 3 項の規定は、原産地証明書がそれを受けた日から 12 ヶ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- c) 12 ヶ月の有効期間の期限後、原産地証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

VI. 移動展示証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 国内に本拠地を置き、管理当局に登録し、展示目的のみのために他の国に CITES 掲載種の標本を輸送することを望む移動展示に所属する CITES 標本 に対し、各締約国は移動展示証明書を発給するが、ただし、それらが合法的に取得されたものであり、展示が本拠地を置く国に返却され、かつ、次のとおりであることを条件とする。
 - i) 1975 年 7 月 1 日より前、またはその種が条約附属書に掲載された日より前に取得された。
 - ii) 決議 10.16（改正）の定義に従い飼育により繁殖させた。または
 - iii) 決議 11.11（Cop13 で改正）の定義に従い人工的に繁殖させた。
- b) 移動展示証明書は本決議の付記 3 に掲げるモデルに基づくものとする。それらは条約で使用される言語（英語、スペイン語、フランス語）のうち一以上および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも印刷する。
- c) 移動展示証明書には目的コード「Q」を記載し、かつ、5 欄またはモデル書式を使わない場合は別の欄に次の文を記載する。「この証明書の対象となる標本は、展示の本拠地が置かれ登録されている国以外のいかなる国においても、販売またはそれ以外の方法で譲渡することはできない。この証明書は譲渡できない。標本の死亡、盗難、破壊、紛失、販売またはその他の方法による譲渡が起きた場合、この証明書はただちに所有者により発給管理当局に返却しなければならない。」
- d) 生きた動物各々に対して個別の移動展示証明書を発給しなければならない。
- e) 生きた動物以外の標本の移動展示については、管理当局は各標本に対してモデル書式の 9 欄から 16 欄の情報すべてを記載した目録を添付する。
- f) 移動展示証明書は、その対象となる個々の標本について複数回の輸入、輸出、再輸出を可能にするために、それを受けた日付から 3 年間有効とする。
- g) 締約国は移動展示証明書を当該標本が発給管理当局に登録されている証拠とみなし、その標本の国境を越えた移動を許可する。
- h) 各国境検問所で、締約国は移動展示証明書に認可スタンプと検査官の署名で裏書きし、証明書は標本に添付したまま残す。
- i) 輸出／再輸出および輸入の際に、締約国は移動展示を綿密に検査し、特に生きた標本を負傷、健康に対する害または残酷な取扱いの危険性を最小限に抑える形で輸送し、かつ、世話をしているかどうかに留意する。

- j) 展示が入国する各国の当局が移動展示証明書と輸入される標本とが一致することを確認できるような方法で標本がマークされるかまたは特定されることを締約国は要求する。
- k) ある国に滞在中、展示が所有する動物が出産した場合、その国の管理当局に通知し、管理当局は条約許可書または証明書のいずれか適切な方を発給する。
- l) ある国に滞在中、標本の移動展示証明書の紛失、盗難、または偶発的破壊が起きた場合、その書類を発給した管理当局のみが写しを発給することができる。この写しには可能であれば書類原本と同じ番号、同じ有効日付を記し、次の文を記載する。「この証明書は原本の真の写しである。」かつ、
- m) 締約国は年次報告書に当該年内に発給された全移動展示証明書の一覧表を記載する。

VII. 植物衛生証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 人工的に繁殖させた附属書 II の標本の輸出に関して植物衛生証明書の発給を管理する業務について考慮した上で、そのような業務により、標本が人工的に繁殖させた（決議 11.11 (Cop13 で改正) の定義に従い）という十分な保証が与えられると判断した締約国は、それらの書類を条約第 7 条 5 項に従う人工繁殖証明書とみなすことができる。その証明書には、種の学名、標本のタイプ並びに量を記載し、スタンプ、印章またはその他、標本が CITES の定義に従って人工的に繁殖させたことを表明する特別な表示をつけなければならない。
- b) 植物衛生証明書を人工繁殖証明書として使用する締約国は事務局に通知し、使われた証明書、スタンプ、印章などの写しを提供する。
- c) 植物衛生証明書は当該標本の人工繁殖を行った国から輸出する目的のためだけに使われる。およびある締約国が、附属書 II の種の人工繁殖させた植物の輸出のために植物衛生証明書を発給するのを確認した場合、全締約国にそれを通知するよう事務局に命じる。

VIII. 割当対象種の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 附属書 I に掲げる種の標本の非商業的目的での国別輸出割当量および／または附属書 II および III に掲げる種の標本の国別輸出割当量を自発的に定めた締約国は、輸出許可書を発給する前に割当量を、また、それに対して変更を加えた場合はただちにその変更を、事務局に通知する。
- b) 年間輸出割当量を設定したのが国であるか締約国会議であるかを問わず、年間輸出割当量の対象となる

種の標本について発給された各輸出許可書には、当年について設定された全割当量を示し、その割当量に準拠しているという証明を記載する。この目的のために、締約国は当年にすでに輸出された標本の合計数または合計量（当該許可書によるものを含む）および割当量の対象となる種および標本に関する輸出割当量を明記する。

- c) 締約国会議、常設委員会または事務局により要求された場合、締約国は事務局に対し、割当量の対象である種に対して発給された許可書の写しを送付する。

IX. ワニの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) タグを付けたワニ皮の取引が認可された場合、タグ上と同一の情報を許可書または証明書にも記載する。
- b) 締約国会議によって承認された割当量の対象となるワニ目の種の場合、発給管理当局の要件に従い皮にタグを付け、それらのサイズを記録しない限り、皮に対する許可書または証明書は発給されない。
- c) ワニ皮に対する許可書または証明書に記載された情報に不一致が起きた場合、輸入締約国の管理当局はただちに輸出／再輸出締約国の管理当局に連絡し、それが本決議および決議 11.12 によって要求される情報の量から発生する純粋な誤りかどうかを確認し、その場合は、その取引の関与した人々の処罰を回避するためにあらゆる努力を払う。

X. サンゴの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) サンゴ岩 [決議 11.10 (Cop12 で改正) の付記に定義される] であることは即座に認識できるが、属は即座に決定できない標本の取引に対する許可書および証明書において、標本の学名は「Scleractinia」とする。
- b) 目レベルまでのみ特定されたサンゴ岩（決議 11.10 の付記の定義による）の輸出の認可を希望する締約国は、条約第 4 条 2(a) 項に従いサンゴ岩に対する無害の決定を下せないという観点から、第 4 条 3 項を適用する。
- c) サンゴ岩の輸出を認可する締約国は、
 - i) 年次輸出割当量を確定し、この割当量を締約国に配布するために事務局に通報する。かつ、
 - ii) 自国の科学当局を通じ、モニタリング計画に基づき、その標本の抽出によって影響を受ける生態系においてそのサンゴ岩が果たす役割に対し、輸出が影響を与えないという評価を下す（事務局からの要求に応じて提出可能とする）。

XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板を指定」を伴う附属書

II. III に掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して

輸出許可書または再輸出証明書の有効性を発給日から 6 ヶ月間という通常の最大期限を越えて延長できるようにすることを勧告する。ただし、次のことを条件とする。

- a) 積み荷は許可書または証明書に記載される期限日前に最終目的地の港に到着したが、保税地域内に留め置かれている（つまり、輸入されたとはみなされない）。
- b) 期間延長が許可書または証明書の期限日から 6 ヶ月を超えず、以前に延長が認められたことがない。
- c) 適切な執行官が、輸出許可書または再輸出証明書上の特別な条件に関する欄またはそれと同等の場所に到着日および新規期限日を記載し、その変更を公式のスタンプまたは印章並びに署名で証明した。
- d) 積み荷は延長が承認された時点および新規期限日より前にそれが置かれていた港から消費のために輸入される。かつ、
- e) 上記 c) 項に従い修正された輸出許可書または再輸出証明書の写しが、年次報告書を修正するために輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

さらに、本決議の付記 1、d) 項に従い、（再）輸出者および輸入者の完全な氏名および住所を記載した許可書または証明書は、それが発給された対象である国以外の国への輸入のために受領しないよう勧告する。ただし、次の場合を除く。

- a) 輸出または再輸出される標本の実数の数量が許可書または証明書の指定欄に記載され、輸出または再輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名で証明されている。
- b) 上記 a) 項に言及した正確な数量が輸入される。
- c) 積み荷の船積貨物運送状の番号が許可書または証明書に記載されている。
- d) 輸入の際に、許可書または証明書の原本と併せて積み荷の船積貨物運送状が管理当局に提示される。
- e) 輸入が輸出許可書または再輸出証明書発給後 6 ヶ月以内、または原産地証明書発給後 12 ヶ月以内に行われる。
- f) 許可書または証明書の有効期間がまだ延長されていない。
- g) 輸入国の管理当局が許可書または証明書の特別な条件に関する欄またはそれと同等の場所に次の文を記載し、スタンプまたは印章並びに署名で証明する。「決議 12.3（Cop13 で改正）（XI）に従い、[国名] への輸入を [日付] に許可した」、かつ
- h) 上記 g) 項に従い修正された許可書または証明書の写しが、年次報告書を修正するために輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 当該種の保護に対して無視できる程度の影響しか与えないかまたはまったく影響を与えない取引の円滑化および促進のために、締約国は簡素化した許可書および証明書発給手続きを使う。次のような例がある。
 - i) 本決議の付記 4 に特定されたタイプとサイズの生物サンプルが緊急に必要とされる場合
 - A. 個別の動物のために
 - B. 当該種または附属書に掲げる他の種の保護のために
 - C. 司法または法執行の目的で
 - D. 附属書に掲げる種の間で感染する病気の予防のため、または
 - E. 診断または識別の目的で
 - ii) 条約第 7 条 2 項に従う条約適用前取得証明書発給のため
 - iii) 条約第 7 条 5 項に従う飼育繁殖または人工繁殖証明書発給のため、または第 7 条 4 項に言及された標本に対する条約第 4 条に従う輸出許可書または再輸出証明書発給のため
 - iv) その他、簡素化した手続きの使用に値すると管理当局が判断した場合
- b) 締約国は、上に概説した状況下で許可書および証明書発給に関する手続きを簡素化するために、次のことを行う。
 - i) 簡素化した手続きの恩恵を受ける可能性がある人物並びに団体、および簡素化した手続きに従いそれらを取り引きする可能性がある種の登録簿を維持する。
 - ii) 登録した人物並びに団体に対し、輸出許可書については 6 ヶ月まで、輸入許可書または再輸出証明書については 12 ヶ月まで、条約適用前取得証明書および飼育繁殖または人工繁殖証明書については 3 年まで有効な部分的に記入された許可書および証明書を提供する。かつ、
 - iii) 管理当局が 5 欄またはそれと同等の場所に以下の事項を記載した場合、登録した人物または団体が CITES 書類上に特定の情報を記入することを認可する。
 - A. 登録した人物または団体が各積み荷に関して記入することを認可された欄の一覧表。一覧表に学名が記載される場合、管理当局は許可書または証明書の、または添付される付記に、承認された種の目録を記載しなければならない。

B. 特別な条件、および

C. 書類に記入した人物が署名する箇所

- c) 現在の決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの取引に関し、その目的がこの部分の a) 項に特定された目的のいずれかである場合、容器に「CITES 生物サンプル」および CITES 書類番号を特定する税関ラベルなどのラベルを貼付することを条件として、積み荷が輸出または再輸出された時点ではなく、書類を受けた時点で有効と確認された許可書および証明書が受領される。かつ、
- d) 本決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの輸出に関する申請の処理にあたり、科学当局は生物サンプルの輸出または輸入がその種の存続に対して悪影響を与えないかどうかを判断するために、附属書 I または II に掲げる種の標本の収集による影響を考慮し、そのような生物サンプルの複数の積み荷を対象とする包括的な無害性に関する助言を作成する。

XIII. 許可書および証明書の遡及的発給に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 輸出国または再輸出国の管理当局は
- i) CITES 許可書、および証明書を遡及的に発給しない。
 - ii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、必要な CITES 書類を伴わずに国を離れた標本の輸出または再輸出の合法性に関する宣言を与えない。
 - iii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、輸出、再輸出または輸入の際に条約の要件を満たさなかった許可書または証明書の合法性に関する宣言を与えない。
- b) 輸入国の管理当局または通貨あるいは積み替え国の管理当局は、遡及的に発給された許可書または証明書を受領しない。
- c) 上記 a) および b) に従う勧告の例外は附属書 I の標本に関しては許されず、附属書 II および III の標本に関しては、輸出（または再輸出）および輸入両国の管理当局が両国において調査を即時にかつ徹底的に行い、互いに密に協議した後、次のことを確認した場合にのみ許される。
- i) 発生した不正が（再）輸出者または輸入者に起因するものかどうか、または手回り品または家財品として輸入または（再）輸出された標本の場合（当決議の目的から、所有者と共に旅行する生きたペットを含む）、管理当局は関連執行当局と協議し、それが純粋な過失であったことを示す証拠があり、詐欺を行う試みはなかったと確

認する。かつ

- ii) 当該標本の輸出（または再輸出）および輸入は、それ以外の点では条約および輸出（または再輸出）および輸入国の関連法を遵守していること。
- d) 例外が許される場合は必ず
- i) 許可書または証明書に、それが遡及的に発給されたことを示す。かつ、
 - ii) 上記 c) の範囲内で行われる緩和の理由が許可書または証明書の条件に明記され、事務局にその写しが送られ、またそれらが事務局への隔年報告書に掲載される。
- e) 上記 c) i) 項で言及した手回り品または家財品について遡及的許可書が発給された場合、締約国は遡及的許可書の発給に関する全般的禁止の免除を与える権限が悪用されないよう保証するために、適切であれば、それに続く 6 ヶ月以内に行われるその後の販売に対して科される罰則ならびに制約に関する規定を設ける。かつ
- f) 許可書および証明書を遡及的に発給する上記の自由裁量権は、常習者に役立つようには与えない。

XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 許可書および証明書に対して変更（こすり消されている、かき消されているなど）、修正または横線での取消が行われていた場合、その変更、修正または横線での取消の真正性が、その書類を発給した当局のスタンプ並びに署名で立証されていない限り、締約国はその受領を拒否する。
- b) 変則性が疑われた場合は必ず、締約国は発給および／または受領された許可書または証明書を交換し、その真正性を確認する。
- c) 許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されており、セキュリティ・スタンプが署名並びにスタンプまたは印章によって取り消されていない場合、締約国はその書類を拒否する。
- d) 現在の決議で特定された必要な情報すべてが記載されていない書類、許可書または証明書の有効性に疑いを持たせるような情報が記載された書類を含め、無効な許可書または証明書の受領を締約国は拒否する。
- e) 締約国は当該種（適宜、亜種も含む）の学名を示していない許可書および証明書の受領を拒否する。ただし、次の場合を除く。
- i) 上位分類学名の使用を認められると締約国会議で合意された。
 - ii) 発給した締約国が、それが十分正当であることを明らかにすることができ、それが正当である理

由を事務局に通報した。

iii) 特定の加工製品が、種の水準まで特定できない条約適用前の取得標本を含む。

iv) 2000 年 8 月 1 日より前に輸入された *Tupinambis* の種の加工した皮またはその部分が再輸出される場合は、*Tupinambis* 属と示すだけで十分である。

f) 締約国は許可書または証明書の受領を拒否した場合、その原本を保管するか、またはそれが国内法に違反する場合は、その書類、特にセキュリティ・スタンプを、望ましくは穴を開けるなど、元に戻せない方法で取り消す。

g) 締約国は輸出または再輸出のために発給された許可書または証明書の受領を拒否した場合、ただちに輸出または再輸出国に通知する。

h) 締約国は輸出または再輸出のために発給した許可書または証明書が拒否されたことを通知された場合、問題の標本が違法取引に使われないよう確約するための措置を講じる。

i) 許可書または証明書の原本が認可された取引のために被許諾者によって使われない場合、締約国はその書類の違法使用を防止するために、それが被許諾者によって管理当局に返却されることを確約する。

j) 締約国は許可書の正当性を確認するために受け取る E メールならびにファクスを注意深く確認し、そこに記載された数字を含む情報が CITES Directory のそれと一致することを確保する。かつ

さらに、管理当局に対し、織物の裏に原産国に対応するロゴ並びに商標 VICUÑA-COUNTRY OF ORIGIN が付いているか、またはそれが条約適用前のビクーニャの毛を含む織物である場合にのみ、ビクーニャの織物の輸入を認可するよう勧告する。

以下の場合、事務局に確認するよう締約国に求める。

a) 疑わしい貨物に伴った許可書の正当性について深刻な疑念がある時。および

b) 飼育繁殖または人工繁殖と申告された附属書 I の種の生きた標本の輸入を受け入れる前。および

XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

次のように勧告する。

a) 以下に記す手続きの目的のために、「サンプル収集物」という用語は合法的に取得した死んだ標本、附属書 II または III に掲げる種の部分ならびに派生物、附属書 II の標本として扱われる飼育繁殖または人工繁殖させた附属書 I の種で、販売またはその他の方法で譲渡する資格がなく、その移動が最初に認可された国に戻される前に展示目的で国境を越えるものの

収集物を意味する。かつ

b) そのようなサンプル収集物は「輸送中」とみなされ、次の条件で、決議 9.7 (CoP13 で改正) で説明された第 7 条 1 項に明記した特別規定の資格がある。

i) サンプル収集物は ATA カルネの対象となり、標準の CITES 許可書が添付され、そこには適宜、「輸出」または「再輸出」および／または「その他」のいずれかに関する許可書または証明書であることが示され、さらに、その書類が「サンプル収集物」のために発給されたことが明瞭に明記される。

ii) 第 5 欄またはそれに相当する場所に、「この書類はサンプル収集物を対象とするものであり、有効な ATA カルネが添付されていない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発給した国の外で販売またはそれ以外に譲渡することはできない」と明記する。添付される ATA カルネの数を記録し、必要に応じ、これは税関または CITES 書類を裏書きする責任を持つその他の CITES 執行係官が記入することができる。

iii) 輸入者および輸出者または再輸出者の氏名と住所（国を含む）は同一とし、第 5 欄またはそれに相当する場所に、訪れる国の名前を示す。

iv) そのような書類の失効日はそれに添付された ATA カルネの失効日以前とし、有効期間はそれが認められた日から 6 ヶ月以内とする。

v) 国境を越えるたびに、締約国は CITES 許可書または証明書の存在を確認し、ただし、それをその収集物に添付したままに保ち、ATA カルネが税関係官によって公認されたスタンプと署名で正しく裏書きされていることを保証する。かつ

vi) 締約国は最初の輸出または再輸出およびその返却の時点で CITES 許可書または証明書およびサンプル収集物を綿密に調べ、収集物に変化がないことを保証する。

次のように合意する。

a) そのような許可書または証明書は譲渡不可であり、ある国での滞在中に紛失、窃盗、または過失によって破壊された時は、それを発給した管理当局のみが複製を発給できる。この複製は可能な限り原本と同じ番号および同じ有効日付を持ち、「この書類は原本の正確な写しである」と記述するか、またはそれが xx という番号の原本に代わるものであると記述する。

b) 収集物中の標本が窃盗、破壊、紛失された場合、書類を発給した管理当局およびそれが起きた国の管理当局にただちに通報する。かつ

c) ATA カルネの使用を認知しないかまたは許可しない締

約国は、サンプル収集物の輸出、再輸出、輸入に関する通常の CITES 手続きに従う。かつ

次に列挙した決議を廃棄する。

a) 決議 8.16 (京都、1992 年) – 「生きた動物の移動展示」

b) 決議 10.2 (改正) (ハラレ、1997 年、ギギリ、2000 年で改正) – 「許可書および証明書」

c) 決議 11.6 (CoP13 で改正) (ギギリ、2000 年、バンコク、2004 年で改正) – ビクーニャの織物の取引。 ■

付記 1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

- a) 条約の完全な名称とロゴ
- b) 許可書を発給する管理当局の完全な名称と住所
- c) 一意の管理番号
- d) 輸出者と輸入者の完全な名称と住所
- e) 採用された標準命名法に従い標本が属する種（または当該分類群がどの附属書に掲げられているかを判断する上で関係する場合は亜種）の学名
- f) 事務局が配布した標本の学名を用い、条約で 사용되는 3 言語のいずれかで記された標本の記述
- g) 標本がマークされている場合または締約国会議の決議でマーキングが指定されている場合（ランシングから取得された標本、締約国による割当量承認の対象となる標本、附属書 I に掲げられ商業目的で飼育される動物を繁殖させる事業から産出された標本など）
- h) その種または亜種または個体群が掲げられる附属書
- i) 標本の出所
- j) 標本の量、および必要に応じて用いた計測単位
- k) 発給日および有効期限
- l) 署名者の氏名および手書きの署名
- m) 管理当局のエンボス印章またはインクスタンプ

- n) 許可書が生きた動物を対象とする場合、それは輸送状態が「生きた動物の輸送に関する CITES ガイドライン」または空輸の場合は「生きた動物に関する IATA 規則」に従う場合にのみ有効であるとする表示
- o) 許可書が商業的目的の飼育繁殖または人工繁殖を営む事業から産出される附属書 I に掲げる種（条約第 7 条 4 項）の標本を含む場合、事務局がつけたその事業の登録番号およびそれが輸出者でない場合はその事業の名称
- p) 輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名によって証明された輸出される標本の実際の量
- q) 標本がマイクロチップ・トランスポンダーでマークされている場合、マイクロチップのコード全部およびトランスポンダー製造業者の商標、および可能であれば、標本中のマイクロチップの位置

原産地証明書のみに記載すべき情報

- r) 標本が証明書を発給した国の原産であるという表示 ■

付記 2 標準 CITES 書式

（訳注：都合により省略）

付記 3 モデル旅行－展示証明書

（訳注：都合により省略）

付記 4 生物サンプルのタイプとその使用法

サンプルのタイプ	通常のサンプル量	サンプルの使用法
血液、液状	抗凝血薬とともに全血数滴または 5 ml を試験管にとる。36 時間で質が低下する可能性がある。	病気の診断のための血液検査と標準生化学検査、分類研究、生物医学研究
血液、乾燥(塗沫)	顕微鏡標本用スライド上に血液 1 滴を塗り広げる。通常、化学固定剤で固定する。	血球の計数と病気を引き起こす寄生虫のスクリーニング
血液、凝血(血清)	試験管に血液 5 ml をとる。血の塊の有無は問わない。	病気の証拠を発見するための血清検査と抗体検出、生物医学研究
組織、固定	固定した組織片 5 mm ³ 。	病気の徴候を検出するための組織検査と電子顕微鏡検査、分類研究、生物医学研究
組織、未処理(卵子、精子、胚を除く)	組織片 5 mm ³ 。冷凍保存する場合もある。	微生物と毒物を検出するための微生物検査と毒物検査、分類研究、生物医学研究
綿棒で集めた標本	綿棒についた微小な組織片を試験管に入れる。	病気を診断するための細菌、菌類などの培養
毛、皮、羽、鱗	試験管に皮の表面の小片(10 ml まで)を入れる。時に微小。固定剤を使う場合と使わない場合がある。	遺伝子検査と科学捜査検査、寄生虫と病原菌の検出、その他の検査
細胞株と組織培養	サンプルのサイズは無制限。	細胞株は一次または連続細胞株として培養される人工産物で、ワクチンその他の医薬品生産の検査と分類研究(染色体の研究や DNA の抽出など)に広く使われる。
DNA	少量の血液(5 ml まで)、毛、羽の小胞、筋肉、器官組織(肝臓、心臓など)、精製 DNA、その他。	性別の決定、識別、科学捜査、分類研究、生物医学研究
分泌物(唾液、毒液、乳)	1 ～ 5 ml を瓶に採取する。	系統発生研究、解毒剤の生産、生物医学研究

決議 12.7 (改正) *

* 第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

チョウザメ並びにヘラチョウザメの保護および取引

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 10.12（改正）および第 11 回締約国会議で採択された決議 11.13 を想起し、

チョウザメ目 Acipenseriformes の現存するチョウザメ並びにヘラチョウザメが、近年、違法漁獲並びに違法取引、水流調節および自然産卵場の減少などの負の要因によって影響を受けてきた貴重な再生可能生物並びに経済資源であることを意識し、

常設委員会の第 45 回会議（パリ、2001 年 6 月）で承認された「パリ協定」に従い、カスピ海のチョウザメ目の保全のために支持された概念およびそれに向けた進歩を想起し、

持続的漁業管理の基礎としてのさらなる研究の必要性および資源の状態の科学的モニタリング並びにそれらの遺伝的構成の理解の重要性に留意し、

保全、生息地保護、違法漁獲並びに取引防止のための地域管理並びにモニタリング計画を立案するために、チョウザメ種のユーラシアの生息国が資金並びに技術援助を必要としていることを考慮し、

条約第 6 条 7 項で、附属書に掲げる種の標本は、それらの識別を促進するためにマーキングできると規定されていることを想起し、

取引される全キャビアのラベリングが、チョウザメ並びにヘラチョウザメの標本の取引の有効な規制に向けての基本的一步になることを考慮し、

取引される合法的キャビアの識別に関して締約国を補助するために、マーキングを標準化すべきであり、かつ、ラベルのデザインに関する特定の仕様が根本的に重要であり、全般的に適用されるべきであり、現行のマーキング制度およびマーキング制度において予想される技術的進歩を考慮に入れるべきであることに留意し、

元の輸出に関連したキャビアの再輸出および年間輸出割当に関連した輸出水準のモニタリングを改善する必要があることを承知し、

UNEP 世界自然保護モニタリングセンター（UNEP-WCMC）によるキャビア取引データベースの設置を歓迎し、

締約国は輸出許可書、再輸出証明書の発給または輸出割当量の設定を行う際、国内市場および違法取引を考慮に入れることを認識し、

共有資源からのチョウザメ標本の輸出割当量の設定には透明性を要することを認識し、

条約締約国会議は

チョウザメ目の種の生息国に対して次のとおりに促す。

- a) 適切な管理計画を通じてチョウザメ並びにヘラチョウザメ漁業の持続可能性を促進するために、科学研究を奨励し、個体群 1 の状態の十分なモニタリングを確約する。
- b) CITES 事務局、ICPO- インターポール、世界税関機構との密接な協力により、漁業および輸出を規制する現行法の規定および執行を改善することにより、チョウザメ並びにヘラチョウザメの標本の違法漁獲並びに取引を削減する。
- c) チョウザメ並びにヘラチョウザメに関して責任を持つ全機関の代表によるそれらの種の保護および持続的使用計画への参加を促進する方法を探る。
- d) チョウザメ並びにヘラチョウザメの生息国間で、それらの種の適切な管理および持続的利用をねらいとする地域協定を推進する。
- e) ユーラシア地域のチョウザメの生息国の場合、地域保全戦略ならびに行動計画を策定する際には、文書 CoP12 Doc. 42.1 中の勧告を考慮に入れる。

チョウザメ製品の取引規制に関して次のとおりに勧告する。

- a) 生息国はチョウザメ並びにヘラチョウザメの標本の合法的輸出者に対して免許を与え、それらの人物または企業の登録簿を維持し、事務局にこの登録簿を提出する。変更が生じた時は登録簿を更新し、遅滞なく事務局に伝える。事務局は通達を通して締約国にこの情報を配布し、CITES ウェブサイトの登録簿に掲載する。
- b) 輸入、輸出、再輸出を行う各締約国は、国内法と一致する場合、その領土内の養殖事業を含むキャビア加工工場および再包装工場の登録制度を設け、それらの施設と正式な登録コードの一覧表を事務局に提出する。変更が生じた時は一覧表を更新し、遅滞なく事務局に伝える。事務局は通達を通して締約国にこの情報を配布し、CITES ウェブサイトの登録簿に掲載する。
- c) 輸入国は、チョウザメの標本の荷下ろし、積み替え、再包装、再ラベリング、再輸出を含め、チョウザメならびにヘラチョウザメの種の取引に関するすべての側面の規制については特に注意する。
- d) 締約国は無税地帯および自由港において、および航

1 この決議の目的のために、「資源 (stock)」は「個体群 (population)」と同義とみなす。

空路線ならびに航路での配膳業のためのチョウザメならびにヘラチョウザメの標本の貯蔵、加工、再包装を監視する。

- e) 締約国はチョウザメならびにヘラチョウザメ種に関する条約の規定を施行するために必要な行政、管理、科学、規制上の機構を確立するために、関連機関すべてが協力するよう保証する。
 - f) 締約国は条約第 7 条 3 項に従う手回り品の免除を許可するため、およびこの免除を 1 人あたりキャビア 125g までに制限するために、キャビアに関する手回り品免除に関係する国内法の関連を考える。
 - g) 共有資源から 2007 年に漁獲され、合意された輸出割当量に従うすべてのキャビアは、2007 年末までに輸出しなければならない。2008 年以降、共有資源から漁獲され、輸出割当量に従うすべてのキャビアは、漁獲され、加工された割当年（3 月 1 日から 2 月末日まで）の年末までに輸出しなければならない。この目的のために、そのようなキャビアに対する輸出許可書は最長で割当年の末日まで有効とする。締約国は前の割当年に漁獲または加工されたキャビアを輸入しないものとする。
 - h) 関連する輸出許可書原本の発給日から 18 ヶ月を越えたキャビアの再輸出は行われない。
 - i) 締約国は UNEP-WCMC に対して直接、または事務局に対し、キャビアの取引を認可するために発給されたすべての輸出許可書並びに再輸出証明書の写しを、発給後 1 ヶ月以内に提出し、UNEP-WCMC キャビア取引データベースに入力できるようにする。
 - j) 締約国は再輸出証明書の発給に先立ち、UNEP-WCMC キャビア取引データベースを調べる。
 - k) 事務局は常設委員会の各会議で、UNEP-WCMC キャビア取引データベースの運用に関する進捗状況報告書を提出する。
 - l) 締約国はキャビアに関し、他の魚種の卵も含み、正確さが劣る 6 桁のコードの代わりに、入手可能な限り、8 桁全部の税関コードを使用する。
 - m) 締約国は付記 1 並びに 2 に概略を示したキャビアに関する統一ラベリング・システムを施行し、輸入締約国はこれらの規定を遵守しない限り、キャビアの積荷を受け入れないものとする。
- 漁獲並びに輸出割当量に関し、さらに次のとおりに勧告する²。
- a) 締約国は、異なる生息国³の間で共有される資源からのチョウザメ目の種のキャビア並びに肉の輸入を受

け入れない。ただし、以下の手順に従い輸出割当量が設定されている場合を除く。

- i) 生息国がその割当年についてチョウザメ目の種のキャビア並びに肉の輸出割当量を定めている。割当年は 2008 年以降、3 月 1 日に始まり、翌年の 2 月末日に終わる。
- ii) i) に言及された輸出割当量が、当該種に関する適切な地域保全戦略並びにモニタリング方式に基づく漁獲割当量に由来するものであり、野生でのその種の存続に悪影響を与えない。
- iii) i) 並びに ii) に言及された漁獲並びに輸出割当量が、チョウザメ目の種の同一資源の生息域を提供する全締約国間で合意される。ただし、資源が 3 カ国以上の間で共有され、これらの締約国のいずれかが、これらの全締約国の合意による決定に従い開催される共有資源割当量合意会議に参加することを拒否するか、または参加しない場合は、共有資源の合計並びに国別割当量は、残りの生息国の合意により決定することができる。締約国への通達のために、この状況を裏付ける書面を両方の側から事務局に提出しなければならない。参加しなかった締約国は、割当量を受け入れることを事務局に通知し、事務局が締約国にそれを通達した後、初めて割当量の中からキャビア並びに肉を輸出することができる。2 カ国以上の生息国が上記の過程への参加を拒否するか、または参加しない場合、共有資源に関する合計並びに国別割当量を定めることはできない。生息国 2 カ国のみが共有する資源の場合、割当量は意見の一致により合意されなければならない。意見の一致に達することができない場合、CITES 事務局を含め、過程を促進するために仲介者を要請することができる。意見の一致に達する時点まで、それらの国の割当量はゼロとする。
- iv) 生息国が前年の 12 月 31 日までに、上記 i) に言及した輸出割当量および ii) 並びに iii) に従う漁獲並びに輸出割当量を設定するために使用した科学的データを事務局に提出した。
- v) 上記 iv) に示した期日までに事務局に割当量が伝えられない場合、関連する生息国が割当量を書面で事務局に伝え、それを事務局が締約国に通報する時点まで、それらの国の割当量をゼロとする。事務局は生息国から遅滞について通報を

2 第 13 回締約国会議において、この勧告はキャビアの商業目的の漁獲または共有する資源からの輸出を行わない生息国には適用されないことが合意された。だが、そのような資源からのチョウザメ製品の漁獲と輸出における著しい変化に関し、事務局または締約国は、常設委員会または締約国会議の注意を喚起することも合意された。

3 固有資源つまり他の国と共有しない資源および飼育繁殖または養殖事業からの標本については割当を設定する必要はない。そのような標本について通報された割当は自主割当である。

受け、それを締約国に通達するものとする。

- vi) 事務局は生息国から情報を受領してから 1 ヶ月以内に、合意された割当量を締約国に通報する。
- b) 事務局は要求に応じ、iv) で言及した情報全部を締約国が入手できるようにする。
- c) チョウザメ目の種の共有資源の生息国が、本決議に従い定めた自国の割当量をより厳格な国内措置に従い削減すると決定した場合、それはこの資源の他の生息国の割当量には影響を与えない。

事務局に対し、動物委員会の各会議で、関連書類への参照を含め、チョウザメ並びにヘラチョウザメの保全並びに取引に関する活動に関する報告書を提出するよう命じる。

動物委員会に対し、事務局、関心を持つ締約国、国際組織、関連する専門家と協力し、本決議の関連規定に関する進捗状況を監視し、また、2008 年から始まる 3 年のサイクルで、それ以前の年の情報を使い、上記の「さらに勧告する」a) 項の規定に従い、チョウザメ目の種の資源に対して使われるアセスメント並びにモニタリング方法の評価を実施するよう命じる。

生息国に対し、「さらに勧告する」a) 項並びに上記の「動物委員会に対し命じる」の項の規定を施行するという観点から、動物委員会並びに事務局と協力するよう促す。

動物委員会に対し、上記の進捗状況のモニタリング並びに 3 年サイクルの評価に基づき、講じるべき措置を常設委員会に対して勧告するよう命じる。

生息国、輸入国および IUCN/SSC チョウザメ専門家グループなどの他の適切な専門家並びに組織に対し、事務局並びに動物委員会と協議の上、取引される標本の出所を後に識別する際の補助として、チョウザメ種の部分および派生物および養殖したストックに関する均一な DNA に基づく識別システムの開発を行い、また、DNA に基づく方法が役に立たない場合に、野生と養殖のキャビアを区別するための方法の開発並びに応用を行うための研究を続けるよう求める。

事務局に対し、次のとおりに命じる。

- a) 産業界および保護分野の両方の国際組織並びに生息国と共同で、チョウザメ目の保護に関する行動計画を含む戦略の立案を補助する。
 - b) 締約国、国際組織、国連特別機関、政府間並びに非政府組織および産業界からの財源確保を補助する。
- 次に列挙した決議を廃棄する。
- a) 決議 10.12 (改正) (ハラレ、1997 年、ギギリ、2000 年で改正) – 「チョウザメの保護」
 - b) 決議 11.13 (ギギリ、2000 年) – 「キャビアの識別のための国際統一ラベル・システム」 ■

付記 1 キャビアの取引および識別のための国際統一ラベリング・システムに関する CITES ガイドライン

- a) 統一ラベリング・システムは、野生並びに養殖を出所とし、商業または非商業目的で、国内または国際的な取引のために生産されるすべてのキャビアに適用され、各一次容器への再利用不可ラベルの貼付を基本とする。
- b) キャビアの取引に関しては、次の定義が適用される。
 - ーキャビア: チョウザメ種の加工された未受精卵 (魚卵)
 - ーロット識別番号: 加工または再包装工場によって使われるキャビア追跡システムに関する情報と一致する番号
 - ー再利用不可ラベル: 破損せずにはがすことも別の容器に移すこともできないラベルまたはマークで、容器を密封することもある。再利用不可ラベルが一次容器を密封しない場合、キャビアは容器の開封を視覚的に証明できるような方法で包装するものとする。
 - ープレス・キャビア: より高級なキャビアの加工および調整後に残った、ひとつ以上のチョウザメ並びにヘラチョウザメ種の未受精卵 (魚卵) から成

るキャビア

- ー一次容器: キャビアと直接接触する缶、瓶または他の容器
- ー加工工場: キャビアを一次容器に最初に入れる責任を負う原産国の施設
- ー再包装工場: キャビアを受け取り、新しい一次容器に再包装する責任を負う施設
- ー二次容器: 一次容器を入れる容器
- ー出所コード: 関連 CITES 決議で定義されたキャビアの出所に対応する文字 (例えば W、C、F)。注意点として、さまざまな状況の中でも特に、飼育下で生まれ、少なくとも片親が野生原産であるメスから生産されたキャビアには、「F」というコードを使用する。
- c) 原産国では、加工工場に一次容器に再利用不可ラベルを貼付する。このラベルには少なくとも付記 2 に示す標準種コード、キャビアの出所コード、原産国を示す ISO の 2 文字のコード、採取年、加工工場の公式登録コード (例えば xxxx) 並びにキャビアのロット識別番号 (例えば yyyy) を記載する。

HUS/W/RU/2000/xxxx/yyyy

- d) 再包装が行われない場合、上記 c) 項で言及された再利用不可ラベルを一次容器上に貼付したまま残し、再輸出を含め、それで十分とみなす。
- e) キャビアが再包装される一次容器には、再包装工場によって再利用不可ラベルを貼付する。このラベルには少なくとも付記 2 に示す標準種コード、標本の出所コード、原産国を示す ISO の 2 文字のコード、再包装した年、再包装工場の公式登録コード（再包装した国が原産国と異なる場合は、再包装した国の ISO の 2 文字のコードを付ける）（例えば IT-www）並びにキャビアのロット識別番号または CITES 輸出許可書または再輸出証明書の番号（例えば zzzz）を記載する。

PER/W/IR/2001/IT-www/zzzz

- f) キャビアが輸出または再輸出される際、国際的な税

関規則に従い、内容の記載に加え、キャビアの正確な量も二次容器上に示さなければならない。

- g) 容器に貼付されたラベル上と同一の情報を輸出許可書または再輸出証明書あるいは CITES 許可書または証明書に添付された付記に記載しなければならない。
- h) ラベルと許可書または証明書の情報が合わない場合、輸入国の管理当局は可能な限り早急に輸出国または再輸出国の管理当局に連絡し、それがガイドラインによって必要とされる情報の複雑さから生じる純粋な誤りかどうかを確認する。その場合は、その取引に関与した人々の処罰を回避するためにあらゆる努力を払う。
- i) 締約国はキャビアの積荷を、それらが c)、d) または e) 項で言及された情報を含む適切な書類を伴う場合にのみ受け入れる。 ■

付記 2 チョウザメ種、交配種並びに混合種の識別コード

種	コード
<i>Acipenser baerii</i>	BAE
<i>Acipenser baerii baicalensis</i>	BAI
<i>Acipenser brevirostrum</i>	BVI
<i>Acipenser dabryanus</i>	DAB
<i>Acipenser fulvescens</i>	FUL
<i>Acipenser gueldenstaedtii</i>	GUE
<i>Acipenser medirostris</i>	MED
<i>Acipenser mikadoi</i>	MIK
<i>Acipenser naccarii</i>	NAC
<i>Acipenser nudiventris</i>	NUD
<i>Acipenser oxyrhynchus</i>	OXY
<i>Acipenser oxyrhynchus desotoi</i>	DES
<i>Acipenser persicus</i>	PER
<i>Acipenser ruthenus</i>	RUT
<i>Acipenser schrencki</i>	SCH
<i>Acipenser sinensis</i>	SIN
<i>Acipenser stellatus</i>	STE
<i>Acipenser sturio</i>	STU
<i>Acipenser transmontanus</i>	TRA
<i>Huso dauricus</i>	DAU
<i>Huso huso</i>	HUS
<i>Polyodon spathula</i>	SPA
<i>Psephurus gladius</i>	GLA
<i>Pseudoscaphirhynchus fedtschenkoi</i>	FED
<i>Pseudoscaphirhynchus hermanni</i>	HER
<i>Pseudoscaphirhynchus kaufmanni</i>	KAU
<i>Scaphirhynchus platyrhynchus</i>	PLA
<i>Scaphirhynchus albus</i>	ALB
<i>Scaphirhynchus suttkusi</i>	SUS
混合種（プレスキャビアのみ）	MIX
交配種：オスの標本のコード × メスの標本のコード	YYYxXXX

決議 12.10（改正）＊

＊第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

附属書 I の動物を商業目的で繁殖させる事業を 登録並びに監視するための手続きに関するガイドライン

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択された決議 8.15 および第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で採択された決議 11.14 を想起し、

条約第 7 条 4 項で、商業目的のために飼育下で繁殖させた附属書 I の動物種の標本は、附属書 II に掲げる種の標本とみなされると規定されていることを認識し、

条約第 3 条の規定が、第 7 条 4 並びに 5 項による免除に値しない附属書 I 動物種の標本の取引を許可する根拠であることも認識し、

商業的な飼育繁殖事業を設立する目的で野生から捕獲された附属書 I 掲載種の標本の輸入は、条約第 3 条 3(c) 項により排除され、第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985 年）で採択された決議 5.10 でさらに説明されていることに留意し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回会議で改正された決議 10.16（改正）が、「飼育下で繁殖させた」の定義を定め、ある事業が登録の資格があるかどうかを判断する根拠を提供していることを想起し、

条約第 7 条 5 項に従い、非商業目的で飼育下で繁殖させ、飼育繁殖証明書が添付される附属書 I 掲載種の輸入には、輸入許可書の発給を必要とせず、したがって、目的が商業的であるか否かを問わず、認可されることに留意し、

条約締約国会議は

次のとおりに決定する。条約第 7 条 4 項で使われている「商業目的のため飼育下で繁殖させた」という用語は、販売、交換またはサービスの提供、もしくはその他の経済的用途または便益を目的とし、現金か現物かを問わず、利潤を含む経済的利益を得るために繁殖される動物の標本を指すものと解釈される。

条約第 7 条 4 項の免除は附属書 I 掲載種の標本を商業目的で繁殖する事業の事務局による登録を通じて実施すべきであることに合意する。

商業目的で繁殖させる附属書 I の動物種に関し、飼育繁殖事業を登録するための次のような手続きに合意する。

商業目的で飼育により繁殖させた附属書 I の動物種の標本の輸出に関し、条約第 7 条 4 項の免除を適用するかどうかは、各事業が決議 10.16（改正）の規定を遵守するという科学当局の助言を受け、輸出国の管理当局が決定する責任を負うことにも合意する。

次のとおりに決議する。

- a) 事業によって生産される標本が決議 10.16（第 11 回締約国会議で改正）の規定に従い「飼育下で繁殖させた」と認められた場合にのみ、その事業はこの決議の手続きに従い登録することができる。
- b) 条約第 7 条 4 項に従い飼育繁殖事業を承認する第一の主な責任は各締約国の管理当局にあり、管理当局はその締約国の科学当局と協議した上でそれを行う。
- c) 管理当局は、付記 1 に明記されたように、各飼育繁殖事業の登録を行い、かつ維持するための適切な情報を事務局に提供する。
- d) 事務局は付記 2 に明記された手続きに従い、全締約国に各登録申請を通達する。
- e) 締約国は商業的目的で飼育下で標本を繁殖させる事業から産出された附属書 I 掲載種の標本に関し、条約第 4 条の規定を厳格に実施する。
- f) 登録された飼育繁殖事業は、取引されるすべての繁殖ストック並びに標本を明確に識別するために適切かつ安全なマーキングシステムが使われるよう保証し、また、さらに優れたマーキングおよび識別方法が利用可能になった場合は、それらを採用することを約束する。
- g) 管理当局は科学当局と協力し、管轄下の登録された各飼育繁殖事業の管理を監視し、事業の性質または輸出用に生産される製品のタイプに大きな変化があった場合は、それを事務局に知らせ、動物委員会は登録を継続すべきかどうかを決定するため、その事業について再検討する。
- h) 管轄下に事業が登録されている締約国は事務局に通達することにより、他の締約国に言及せずに単独で、その事業の登録簿からの除外を要求することができ、その場合、その事業はただちに除去される。
- i) 登録事業が決議 10.16（改正）の規定に遵守していないと確信する締約国は、事務局および関連締約国と協議した上で、締約国会議に対し、条約第 15 条の記載に従い締約国の 3 分の 2 の賛成によってその事業を登録簿から削除するよう提案できる。また、一度削除されると、そのような事業は付記 2 に概説されている手続きを満たした場合にのみ、登録簿に再登録することができる。
- j) 当該種の保護の必要性に従い、飼育繁殖事業が継続的に意味のある貢献をすると管理当局が満足するものとする。

以下のとおりに促す。

- a) 締約国は、外来種の飼育繁殖事業の設立に先立ち、国内の生態系および在来種に対する悪影響を防ぐために、生態学的危険性の評価を実施する
- b) 管理当局は飼育繁殖事業者と密に協力し、この決議の付記 1 で必要とされる情報を用意するか、またはその手続きを促進するために繁殖事業者と政府を代表するメンバーから成る支援グループを設置する。かつ
- c) 締約国は飼育繁殖事業者に対し、より速い許可申請処理、国際的に登録された繁殖事業としての承認を示す正式証明書の発給、または可能であれば輸出許可料金の引き下げなど、登録を促す誘因を提供する。次のように奨励する。
- a) 締約国は登録を希望する事業に対し、簡単な申請用紙（カナダの管理当局が使用しているようなもの）と明瞭な指示を提供する。かつ
- b) 輸入国は登録済みの飼育繁殖事業からの附属書 I の種の輸入を容易にする。

さらに次のとおりに合意する。

- a) 附属書 I 掲載種の飼育繁殖標本を決議 5.10 で定義された主に商業的目的の輸入をする場合、締約国はそれらを事務局の登録簿に掲載された事業によって生産されたもののみに制限し、当該標本がそのような事業から生産されたものでなく、各標本に付けられる特定の識別マークが書類に記載されていない場合、条約第 7 条 4 項に従い発給された書類を却下する。
 - b) 条約締約国でない国により条約に従い発給された同等の書類は、事務局との事前の協議なしには締約国によって受理されない。
- 以下に列挙する決議を廃棄する。
- a) 決議 8.15（京都、1992）－ 商業目的で附属書 I の動物種を繁殖させる事業の登録と監視をモニターの手順に関するガイドライン、および
 - b) 決議 11.14（ギギリ、2000）－ 商業目的で附属書 I の動物種を繁殖させる事業を登録並びに監視する手続きに関するガイドライン ■

付記 1 管理当局から事務局に提供する登録される事業に関する情報

- 1. 飼育繁殖事業の所有者と管理者の氏名並びに住所
- 2. 設立日
- 3. 繁殖させる種（附属書 I のみ）
- 4. 親の繁殖ストックを構成する雌雄の数と年令（判明している場合または適切な場合）の詳細
－各雌雄の合法的取得の証拠。領収書、CITES 書類、捕獲許可書など。
- 5. 生息国内に設置された事業は、親ストックが関連する国内法に従い取得されたことを示す証拠（例えば捕獲許可書、領収書など）または輸入された場合は、条約の規定に従い取得されたことを示す証拠（例えば領収書、CITES 書類など）を提出しなければならない。
- 6. 非生息国内に設置された事業は、親ストックを構成する動物が次のとおりであることを示す証拠を提出しなければならない。
 - a) 条約適用前の標本である（例えば、関連する日付の領収書またはその他の合法的取得を示す容認できる証拠）。
 - b) 条約適用前の標本から派生した（例えば、関連する日付の領収書またはその他の合法的取得を示す容認できる証拠）。
 - c) 条約の規定に従い生息国から取得された（例えば、領収書、CITES 書類など）。
- 7. 現在のストック（上記の親繁殖ストックに加え、所持する子孫の性別と年齢ごとの数）。
- 8. 死亡率、および可能ならば異なる年齢集団およびオスとメスの間での死亡率に関する情報。
- 9. その種がその施設で第 2 世代の子孫（F2）まで繁殖されていることを示す書類および使われた方法の記述。
- 10. その事業がその種を第 1 世代までしか繁殖していない場合、使われた繁殖方法が、他の場所で第 2 世代の子孫を産出するために使われたものと同じかまたはそれと類似であることを示す書類。
- 11. 過去、現在および予想される年間の子孫の産出数量および可能であれば次の情報。
 - a) 各年の子孫を産出した雌
 - b) 年間の子孫の産出数量に見られる異常な変動（考えられる原因の説明を含む）
- 12. 有害な同系交配を避けるために飼育個体群の遺伝子プールを拡大するという目的で繁殖ストックを補強するための追加標本に関して予想される必要性および供給源の評価。
- 13. 輸出される製品のタイプ（例えば生きた標本、皮、および／またはその他の身体部分）。
- 14. 繁殖ストック並びに子孫および輸出される標本のタイプ（例えば皮、肉、生きた動物など）に使われるマーキング方法（例えばバンド、タグ、トランスポンダー、焼き印など）の詳しい記述。
- 15. 繁殖ストック並びに子孫の身元を確認し、事業内で保管されるかまたは組み込まれるか、もしくは輸出用に提供される未許可の標本の存在を検出するため

に、CITES 管理当局が使用する検査並びに監視手続きの記述。

16. 逃亡および／または盗難を防止するための保安対策を含め、現在並びに予想される飼育ストックを収容する設備の記述。繁殖並びに飼育のための囲いの数とサイズ、孵卵設備の容量、食料の生産または供給、
- 獣医の利用可能性、記録管理に関する詳しい情報を提供する必要がある。
17. その種の野生個体群の保護状況改善に寄与する繁殖事業またはその他の活動が用いる戦略の記述。
18. その事業はすべての段階において人道的（虐待がない）方法で営まれるという保証。 ■

付記 2 新規事業の登録に先立ち事務局が行う手続き

1. すべての申請に関して
 - a) 各登録申請を検討し、それが付記 1 の要件を満たすことを確認する。
 - b) 全締約国に各登録申請について通達し、締約国からの要求に応じて事業に関する全情報（付記 1 に指定）を提供する。および
 - c) 新規飼育繁殖事業を登録簿に追加することを提案する内容の締約国への事務局通達と共に、飼育繁殖事業で使用する特定のマーキング方法の詳細（および可能であれば、識別コードまたは分類コード）を配布する。
2. いずれかの締約国が事業の登録に関する意見の表明を希望する場合は、事務局の通達日付から 90 日以内にそれを行わねばならない。
3. いずれかの締約国が登録に反対した場合、または申請に関して懸念を表明した場合、事務局は書類を動物委員会に回し、同委員会は 60 日以内にその異議に対し 回答する。その後、事務局は申請を提出した締約国の管理当局と登録に反対している締約国との円滑な対話を図り、動物委員会の勧告を提出し、特定された問題を解決するためにさらに 60 日の期間を設ける。
4. 反対が取り下げられないか、または特定された問題が解決されない場合、次回締約国会議における 3 分の 2 の多数決あるいは条約第 15 条に明記されたそれと同等の郵便投票手続きにより決定されるまで、その申請は延期される。
5. すでに事務局の登録簿に掲げられている種が関与する申請に関しては、重大な新しい局面またはその他の懸念材料がある場合にのみ、そのような申請を専門家に回し、それらの適格性について助言を求める。
6. 申請が付記 1 の要件全部を満たすと確信した場合は、その事業の名称その他の明細を登録簿で公表する。
7. 事業の登録が認められなかった場合、関連管理当局に却下事由の完全な説明を提供し、さらなる考慮を受けるために再提出する前に満たさなければならない特定条件を提示する。 ■

決議 12.11 (改正) *

* 第 13 回および第 14 回締約国会議で改正。

標準学名命名法

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された決議 11.22 を想起し、

生物学上の学名命名法は流動的であることに留意し、いくつかの科の属および種の名称については標準化が必要であり、十分な情報を備えた標準参考文献が欠如した現状が、附属書に掲げる多くの種の保護における CITES の実施の有効性を引き下げていることを意識し、

条約の附属書で使われる分類法が、学名参考文献によって標準化されれば締約国にとって非常に役立つことを認識し、

条約の附属書で使われている分類の名称で、生物学で認められた使用法を反映させるために変更すべきであるものをかつての学名命名委員会が特定したことを意識し、

それらの変更を条約締約国会議で採択すべきであることに留意し、

附属書に掲げる分類の中で家畜化された形態が存在するものがあり、いくつかの事例では、締約国は保護されている形態に対して標準学名命名法での名称とは異なる名称を適用することにより、野生の形態と家畜化された形態とを区別する方法を選んだことを認識し、

附属書への掲載に関する新たな提案の場合、締約国は入手可能な限り必ず採択された標準参考文献を使うべきであることを認識し、

現在附属書に掲げる亜種が取引に供された場合、その多くの識別において生じる実施上の多大な困難を考慮し、また、執行上の目的のため、亜種識別の容易さを地理上の出所に関する情報の信頼性と比較検討する必要性を考慮し、

条約締約国会議は

菌類の種が条約の対象であることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 亜種については、それが一般に有効な分類群として認識され、取引される形態で容易に識別可能である場合にのみ附属書への掲載を提案する。
- b) 識別が困難な場合は、種全体を附属書 I または附属書 II に掲げるか、または保護が必要な亜種の生息域を区切り、この地域内の個体群を国ごとに掲げることによって問題と取り組む。
- c) 掲載された分類群の家畜化された形態がある場合、動物および植物委員会は野生および家畜形態に対して名称を勧告する。
- d) 条約附属書改正案を提出する際、提案者は提案され

る存在の記述に使われる参考文献を特定する。

- e) 条約附属書改正案の受理に際し、事務局は適宜、当該種または他の分類群に使用する正しい名称に関して動物および植物委員会の助言を求める。
- f) 附属書に掲げる分類群の名称に関する変更が提案された時は常に、事務局は動物および植物委員会と協議し、その変更が条約に基づく動植物の保護の範囲を変えるかどうかを判断する。分類群の範囲が再定義される場合、動物および植物委員会はその分類群の変更を受け入れたことにより附属書に掲げる種が追加されるか、あるいは掲げられた種が附属書から削除されるかを評価し、掲載の当初の意図を保持するために動物および植物委員会の勧告に従い附属書の改正案を提出するよう寄託政府に要請する。提案は締約国会議の次回会議で検討するために提出され、そこで動物および植物委員会の勧告が検討される。
- g) 標準参考文献が締約国会議で採択されていない分類群のための分類典拠の選択に関して違いがある場合、そのような分類群の動物または植物（またはそれらの部分または派生物）の輸出を許可する国は、CITES 事務局および予期される輸入国に対し、その国が優先する発表済みの分類典拠を通知する。「分類典拠」とは輸出される分類群の学名命名法を検討し、関連する学術分野の専門家の検討を受けた最近発表された論文またはモノグラフを意味する。その分類群の標本がいくつかの国から輸出され、分類典拠に関して輸出国の間で合意に達しないか、または輸出国と輸入国の間で合意に達しない場合は、締約国会議への正式な勧告が行われるまで、学名委員会がもっとも適切な分類典拠を決定する。動物および植物委員会は、採択のためにこの中間決定を締約国会議への報告書に盛り込む。事務局は締約国に対してこの中間決定を通告する。
- h) 事務局は標準参考文献として指定されるチェックリストの推状（および注文に関する情報）を、そのチェックリストについて協議する締約国会議の遅くとも 6 ヶ月前までに受けとる。事務局はその情報を締約国への事務局通達を含め、締約国が希望すれば会議前に検討するための写しを入手できるようにする。
- i) 現行標準学名参考文献を更新または新規標準学名参考文献を採択するための最終勧告は、締約国会議の各会合の 150 日前までに用意する。
- j) 学名委員会が附属書で使う分類群の名称の変更を勧告する時、同委員会は条約の施行に対してそれが意

味することの評価も行う。

現行の標準学名参考文献の更新および新規参考文献の採択に関し、次の手続きを用いるよう勧告する。

a) 現行の標準学名参考文献の更新および新規参考文献の採択の手続きは、動物委員会または植物委員会が主導で直接開始するか、または以下が委員会への提案を提出することにより開始する。

i) ひとつ以上の締約国

ii) 事務局が主導で、または締約国から受領した情報への対応として

b) 提案された変更は公認の分類法に関する出版物に基づくものとする。ある分類群の学名命名の状態に対する改正案についてまだ議論が続いている場合は、その新規分類法は採択すべきではない。

事務局は学名命名委員会と協議し、締約国会議との協議なしに、条約の附属書に掲げる種の一覧表にあるつづりを変更し、締約国にそれらの変更を通達することを決定し、

この決議の付記に掲げる分類ならびに学名命名の参考文献を、附属書に掲げる種に関する公式の標準参考文献として採択し、

UNEP 世界自然保護モニタリングセンターが 2003 年に編纂した Checklist of CITES Species ならびにその更新版を、当初の種に関する提案に含まれた分類と学名命

名、学名命名委員会の勧告、附属書に掲げる種について締約国会議で採択された標準参考文献に含まれ受け入れられたすべての名称を全面的に反映した標準参考文献中の学名の公式要覧として認識し、

締約国会議による標準チェックリストの採択はそれだけでは附属書に掲げられているか否かを問わず、いかなる存在の CITES における地位も変更せず、さらなる提案の採択により特に変更されない限り、その存在の地位は締約国会議で採択された提案で意図されたまま変わらないことに合意する。

次のことに関する主な責任を科学当局に負わせるよう締約国に促す。

a) 掲載表の解釈

b) 適宜、CITES 学名命名委員会との協議

c) 適切な CITES 委員会によるさらなる検討を必要とする学名命名問題の特定および適切な場合に附属書を改定するための提案の作成

d) チェックリストの作成並びに維持に対する支援並びに協力

事務局に対し、ラン科 Orchidaceae に関する各標準参考文献の完成後ただちに締約国が利用できるようにするよう要請し、

決議 11.22 (ギギリ、2000 年) — 「標準学名命名法」を廃棄する。 ■

付記 締約国会議によって採択された標準参考文献

動物

哺乳類

WILSON, D. E. & REEDER, D. M. (ed.) (2005): *Mammal Species of the World. A Taxonomic and Geographic Reference*. Third edition, Vol. 1-2, xxxv + 2142 pp. Baltimore (John Hopkins University Press). [for all mammals – with the exception of the recognition of the following names for wild forms of species (in preference to names for domestic forms): *Bos gaurus*, *Bos mutus*, *Bubalus arnee*, *Equus africanus*, *Equus przewalskii*, *Ovis orientalis ophion*; and with the exception of the species mentioned below]

WILSON, D. E. & REEDER, D. M. (1993): *Mammal Species of the World: a Taxonomic and Geographic Reference*. Second edition. xviii + 1207 pp., Washington (Smithsonian Institution Press). [for *Loxodonta africana* and *Ovis vignei*]

鳥類

MORONY, J. J., BOCK, W. J. & FARRAND, J., JR. (1975): *Reference List of the Birds of the World*. American

Museum of Natural History. 207 pp. [for order- and family-level names for birds]

DICKINSON, E.C. (ed.) (2003): *The Howard and Moore Complete Checklist of the Birds of the World*. Revised and enlarged 3rd Edition. 1039 pp. London (Christopher Helm).

DICKINSON, E.C. (2005): *Corrigenda 4 (02.06.2005) to Howard & Moore Edition 3 (2003)*. http://www.naturalis.nl/sites/naturalis.en/contents/i000764/corrigenda%204_final.pdf (available on the CITES website) [for all bird species – except for the taxa mentioned below]

COLLAR, N. J. (1997) *Family Psittacidae (Parrots)*. In del HOYO, J., ELLIOT, A. AND SARGATAL, J. (eds.), *Handbook of the Birds of the World, 4 (Sandgrouse to Cuckoos)*: 280-477. Barcelona (Lynx Edicions). [for *Psittacus intermedia* and *Trichoglossus haematodus*]

爬虫類

ANDREONE, F., MATTIOLI, F., JESU, R. & RANDRIANIRINA, J. E. (2001): *Two new chameleons of the genus Calumma from north-east Madagascar, with*

- observations on hemipenial morphology in the Calumma furcifer group (Reptilia, Squamata, Chamaeleonidae)* – Herpetological Journal, 11: 53-68. [for *Calumma vatosoa* & *Calumma vencesi*]
- AVILA PIRES, T. C. S. (1995): *Lizards of Brazilian Amazonia* – Zool. Verh., 299: 706 pp. [for *Tupinambis*]
- BÖHME, W. (1997): *Eine neue Chamäleon-Art aus der Calumma gastrotænia* – Verwandtschaft Ost-Madagaskars – Herpetofauna (Weinstadt), 19 (107): 5-10. [for *Calumma glawi*]
- BÖHME, W. (2003): *Checklist of the living monitor lizards of the world (family Varanidae)* – Zoologische Verhandlungen. Leiden, 341: 1-43. [for *Varanidae*]
- BROADLEY, D. G. (2006): *CITES Standard reference for the species of Cordylus (Cordylidae, Reptilia)* prepared at the request of the CITES Nomenclature Committee (available on the CITES website) [for *Cordylus*]
- BURTON, F.J. (2004): *Revision to Species Cyclura nubila lewisi, the Grand Cayman Blue Iguana* – Caribbean Journal of Science, 40(2): 198-203. [for *Cyclura lewisi*]
- CEI, J. M. (1993): *Reptiles del noroeste, nordeste y este de la Argentina – herpetofauna de las selvas subtropicales, Puna y Pampa* – Monografía XIV, Museo Regionale di Scienze Naturali. [for *Tupinambis*]
- COLLI, G. R., PÉRES, A. K. & DA CUNHA, H. J. (1998): *A new species of Tupinambis (Squamata: Teiidae) from central Brazil, with an analysis of morphological and genetic variation in the genus* – Herpetologica 54: 477-492. [for *Tupinambis cerradensis*]
- DIRKSEN, L. (2002): *Anakondas*. NTV Wissenschaft. [for *Eunectes beniensis*]
- FRITZ, U. & HAVAŠ, P. (2006): *CITES Checklist of Chelonians of the World*. (available on the CITES website) [for Testudines for species and family names – with the exception of the retention of the following names *Mauremys iversoni*, *Mauremys pritchardi*, *Ocadia glyphistoma*, *Ocadia philippeni*, *Sacalia pseudocellata*]
- HALLMANN, G., KRÜGER, J. & TRAUTMANN, G. (1997): *Faszinierende Taggeckos – Die Gattung Phelsuma*. 229 pp. Münster (Natur & Tier-Verlag)(ISBN 3-931587-10-X). [for the genus *Phelsuma*]
- HARVEY, M. B., BARKER, D. B., AMMERMAN, L. K. & CHIPPINDALE, P. T. (2000): *Systematics of pythons of the Morelia amethistina complex (Serpentes: Boidae) with the description of three new species* – Herpetological Monographs, 14: 139-185. [for *Morelia clastolepis*, *Morelia nauta* & *Morelia tracyae*, and elevation to species level of *Morelia kinghorni*]
- HEDGES, B. S., ESTRADA, A. R. & DIAZ, L. M. (1999): *New snake (Tropidophis) from western Cuba*– Copeia 1999(2): 376-381. [for *Tropidophis celiae*]
- HEDGES, B. S. & GARRIDO, O. (1999): *A new snake of the genus Tropidophis (Tropidophiidae) from central Cuba* – Journal of Herpetology, 33: 436-441. [for *Tropidophis spiritus*]
- HEDGES, B. S., GARRIDO, O. & DIAZ, L. M. (2001): *A new banded snake of the genus Tropidophis (Tropidophiidae) from north-central Cuba* – Journal of Herpetology, 35: 615-617. [for *Tropidophis morenoi*]
- HEDGES, B. S. & GARRIDO, O. (2002): *A new snake of the genus Tropidophis (Tropidophiidae) from Eastern Cuba* – Journal of Herpetology, 36:157-161. [for *Tropidophis hendersoni*]
- HOLLINGSWORTH, B.D. (2004): *The Evolution of Iguanas: An Overview of Relationships and a Checklist of Species*. pp. 19-44. In: ALBERTS, A.C., CARTER, R.L., HAYES, W.K. & MARTINS, E.P. (Eds), *Iguanas: Biology and Conservation*. Berkeley (University of California Press). [for *Iguanidae*]
- JACOBS, H. J. (2003): *A further new emerald tree monitor lizard of the Varanus prasinus species group from Waigeo, West Irian (Squamata: Sauria: Varanidae)* – Salamandra, 39(2): 65-74. [for *Varanus boehmei*]
- JESU, R., MATTIOLI, F. & SCHIMENTI, G. (1999): *On the discovery of a new large chameleon inhabiting the limestone outcrops of western Madagascar: Furcifer nicosiai sp. nov. (Reptilia, Chamaeleonidae)* – Doriana 7(311): 1-14. [for *Furcifer nicosiai*]
- KEOGH, J. S., BARKER, D. G. & SHINE, R. 2001. *Heavily exploited but poorly known: systematics and biogeography of commercially harvested pythons (Python curtus group) in Southeast Asia* – Biological Journal of the Linnean Society, 73: 113-129. [for *Python breitensteini* & *Python brongersmai*]
- KLAVER, C. J. J. AND BÖHME, W. (1997): *Chamaeleonidae – Das Tierreich*, 112, 85 pp. [for *Bradypodion*, *Brookesia*, *Calumma*, *Chamaeleo* & *Furcifer* – except for the recognition of *Calumma andringitaensis*, *C. guillaumeti*, *C. hilleniusi* & *C. marojejensis* as valid species]
- MANZANI, P. R. & ABE, A. S. (1997): *A new species of Tupinambis Daudin, 1802 (Squamata, Teiidae) from central Brazil* – Boletim do Museu Nacional Nov. Ser. Zool., 382: 1-10. [for *Tupinambis quadrilineatus*]
- MANZANI, P. R. & ABE, A. S. (2002): *A new species of Tupinambis Daudin, 1803 from southeastern Brazil* – Arquivos do Museu Nacional, Rio de Janeiro, 60(4): 295-302. [for *Tupinambis palustris*]
- MASSARY, J.-C. DE & HOOGMOED, M. (2001): *The valid name for Crocodilurus lacertinus auctorum (nec Daudin, 1802) (Squamata: Teiidae)* – Journal of Herpetology, 35:

353-357. [for *Crocodilurus amazonicus*]

- MCDIARMID, R. W., CAMPBELL, J. A. & TOURÉ, T. A. (1999): *Snake Species of the World. A Taxonomic and Geographic Reference*. Volume 1, Washington, DC. (The Herpetologists' League). [for Loxocemidae, Pythonidae, Boidae, Bolyeriidae, Tropidophiidae & Viperidae – except for the retention of the genera *Acrantophis*, *Sanzinia*, *Calabaria* & *Lichanura* and the recognition of *Epicrates maurus* as a valid species]
- NUSSBAUM, R. A., RAXWORTHY, C. J., RASELIMANANA, A. P. & RAMANAMANJATO, J. B. 2000. *New species of day gecko*, *Phelsuma* Gray (*Reptilia: Squamata: Gekkonidae*), from the Reserve Naturelle Integrale d'Andohahela, south Madagascar. *Copeia* 2000: 763-770. [for *Phelsuma malamakibo*]
- POUGH, F. H., ANDREWS, R. M., CADLE, J. E., CRUMP, M. L., SAVITZKY, A. H. & WELLS, K. D. (1998): *Herpetology*. Upper Saddle River/New Jersey (Prentice Hall). [for delimitation of families within the Sauria]
- RÖSLER, H., OBST, F. J. & SEIPP, R. (2001): *Eine neue Taggecko-Art von Westmadagaskar: Phelsuma hielscheri sp. n. (Reptilia: Sauria: Gekkonidae)* – Zool. Abhandl. Staatl. Mus. Tierk. Dresden, 51: 51-60. [for *Phelsuma hielscheri*]
- SLOWINSKI, J. B. & WÜSTER, W. (2000.): *A new cobra (Elapidae: Naja) from Myanmar (Burma)* – *Herpetologica*, 56: 257-270. [for *Naja mandalayensis*]
- TILBURY, C. (1998): *Two new chameleons (Sauria: Chamaeleonidae) from isolated Afromontane forests in Sudan and Ethiopia* – *Bonner Zoologische Beiträge*, 47: 293-299. [for *Chamaeleo balebicornutus* & *Chamaeleo conirostratus*]
- WERMUTH, H. & MERTENS, R. (1996) (reprint): *Schildkröte, Krokodile, Brückenechsen*. xvii + 506 pp. Jena (Gustav Fischer Verlag). [for Testudines order names, Crocodylia & Rhynchocephalia]
- WILMS, T. (2001): *Dornschwanzagamen: Lebensweise, Pflege, Zucht*. 142 pp. Offenbach (Herpeton, Verlag Elke Köhler) (ISBN 3-9806214-7-2). [for the genus *Uromastyx*]
- WÜSTER, W. (1996): *Taxonomic change and toxinology: systematic revisions of the Asiatic cobras Naja naja species complex* – *Toxicon*, 34: 339-406. [for *Naja atra*, *Naja kaouthia*, *Naja oxiana*, *Naja philippinensis*, *Naja sagittifera*, *Naja samarensis*, *Naja siamensis*, *Naja sputatrix* & *Naja sumatrana*]

両生類

- BROWN, J.L., SCHULTE, R. & SUMMERS, K. (2006): *A new species of Dendrobates (Anura: Dendrobatidae) from the Amazonian lowlands of Peru* – *Zootaxa*, 1152: 45-58.

[for *Dendrobates uakarii*]

Taxonomic Checklist of CITES-listed Amphibians, information extracted from FROST, D. R. (ed.) (2004), *Amphibian Species of the World: a taxonomic and geographic reference, an online reference* (<http://research.amnh.org/herpetology/amphibia/index.html>) Version 3.0 as of 7 April 2006 (available on the CITES website) [for Amphibia]

板鰓類、条鰭類、肉鰭類

- ESCHMEIER, W. N. (1998): *Catalog of Fishes*. 3 vols. California Academy of Sciences. [for all fishes]
- HORNE, M. L. (2001): *A new seahorse species (Syngnathidae: Hippocampus) from the Great Barrier Reef* – *Records of the Australian Museum*, 53: 243-246. [for *Hippocampus*]
- KUITER, R. H. (2001): *Revision of the Australian seahorses of the genus Hippocampus (Syngnathiformes: Syngnathidae) with a description of nine new species* – *Records of the Australian Museum*, 53: 293-340. [for *Hippocampus*]
- KUITER, R. H. (2003): *A new pygmy seahorse (Pisces: Syngnathidae: Hippocampus) from Lord Howe Island* – *Records of the Australian Museum*, 55: 113-116. [for *Hippocampus*]
- LOURIE, S. A. & RANDALL, J. E. (2003): *A new pygmy seahorse, Hippocampus denise (Teleostei: Syngnathidae), from the Indo-Pacific* – *Zoological Studies*, 42: 284-291. [for *Hippocampus*]
- LOURIE, S. A., VINCENT, A. C. J. & HALL, H. J. (1999): *Seahorses. An identification guide to the world's species and their conservation*. Project Seahorse, (ISBN 0 9534693 0 1) (Second edition available on CD-ROM). [for *Hippocampus*]

クモ類

- LOURENÇO, W. R. & CLOUDSLEY-THOMPSON, J. C. (1996): *Recognition and distribution of the scorpions of the genus Pandinus Thorell, 1876 accorded protection by the Washington Convention* – *Biogeographica*, 72(3): 133-143. [for scorpions of the genus *Pandinus*]
- Taxonomic Checklist of CITES listed Spider Species*, information extracted from PLATNICK, N. (2006), *The World Spider Catalog*, an online reference (<http://research.amnh.org/entomology/spiders/catalog/Theraphosidae.html>) Version 6.5 as of April 7 2006 (available on the CITES website) [for Theraphosidae]

昆虫類

- MATSUMA, H. (2001): *Natural History of Birdwing Butterflies*. 367 pp. Tokyo (Matsuka Shuppan). (ISBN 4-9900697-0-6). [for birdwing butterflies of the genera *Ornithoptera*, *Trogonoptera* and *Troides*]

植物

The Plant-Book, second edition, [D.J. Mabberley, 1997, Cambridge University Press (reprinted with corrections 1998)] for the generic names of all plants listed in the Appendices of the Convention, unless they are superseded by standard checklists adopted by the Conference of the Parties).

A Dictionary of Flowering Plants and Ferns, 8th edition, (J.C. Willis, revised by H.K. Airy Shaw, 1973, Cambridge University Press) for generic synonyms not mentioned in *The Plant-Book*, unless they are superseded by standard checklists adopted by the Conference of the Parties as referenced below.

A World List of Cycads (D.W. Stevenson, R. Osborne and K.D. Hill, 1995; In: P. Vorster (Ed.), *Proceedings of the Third International Conference on Cycad Biology*, pp. 55-64, Cycad Society of South Africa, Stellenbosch) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to names of species of Cycadaceae, Stangeriaceae and Zamiaceae.

CITES Bulb Checklist (A.P. Davis et al., 1999, compiled by the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Cyclamen* (Primulaceae) and *Galanthus* and *Sternbergia* (Liliaceae).

CITES Cactaceae Checklist, second edition, (1999, compiled by D. Hunt, Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to names of species of Cactaceae.

CITES Carnivorous Plant Checklist, second edition, (B. von Arx et al., 2001, Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to names of species of *Dionaea*, *Nepenthes* and *Sarracenia*.

CITES Aloe and Pachypodium Checklist (U. Eggli et al., 2001, compiled by Städtische Sukkulanten-Sammlung, Zurich, Switzerland, in collaboration with the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its update: An Update and Supplement to the *CITES Aloe & Pachypodium Checklist* [J.M. Lüthy (2007), CITES Management Authority of Switzerland, Bern, Switzerland] (available on the CITES website), and their updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Aloe* and *Pachypodium*.

World Checklist and Bibliography of Conifers (A. Farjon,

2001) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Taxus*.

CITES Orchid Checklist, (compiled by the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Cattleya*, *Cypripedium*, *Laelia*, *Paphiopedilum*, *Phalaenopsis*, *Phragmipedium*, *Pleione* and *Sophranitis* (Volume 1, 1995) and *Cymbidium*, *Dendrobium*, *Disa*, *Dracula* and *Encyclia* (Volume 2, 1997), and *Aerangis*, *Angraecum*, *Ascocentrum*, *Bletilla*, *Brassavola*, *Calanthe*, *Catasetum*, *Miltonia*, *Miltonioides* and *Miltoniopsis*, *Renanthera*, *Renantherella*, *Rhynchostylis*, *Rossioglossum*, *Vanda* and *Vandopsis* (Volume 3, 2001); and *Aerides*, *Coelogyne*, *Compactia* and *Masdevallia* (Volume 4, 2006).

The CITES Checklist of Succulent Euphorbia Taxa (Euphorbiaceae), Second edition (S. Carter and U. Eggli, 2003, published by the Federal Agency for Nature Conservation, Bonn, Germany) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of succulent euphorbias.

Dicksonia species of the Americas (2003, compiled by Bonn Botanic Garden and the Federal Agency for Nature Conservation, Bonn, Germany) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Dicksonia*.

Plants of Southern Africa: an annotated checklist. Germishuizen, G. & Meyer N.L. (eds.) (2003). *Strelitzia* 14: 561. National Botanical Institute, Pretoria, South Africa and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Hoodia*.

Lista de especies, nomenclatura y distribución en el genero Guaiacum. Davila Aranda & Schippmann (2006): *Medicinal Plant Conservation* 12:50, (available on the CITES website) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Guaiacum*.

CITES checklist for Bulbophyllum and allied taxa (Orchidaceae). Sieder, A., Rainer, H., Kiehn, M. (2007): Address of the authors: Department of Biogeography and Botanical Garden of the University of Vienna; Rennweg 14, A-1030 Vienna (Austria), (available on the CITES website) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Bulbophyllum*. ■

決議 13.2 (改正) *

* 第 14 回締約国会議で改正。

生物多様性の持続可能な利用：アディスアベバ原則並びにガイドライン

第 7 回生物多様性条約会議 (CBD COP7) の決定 VII.12 において「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則並びにガイドライン」(要旨は付記 1 に) が採択されたことを歓迎し、

これらの原則並びにガイドラインは CITES の締約国によって条約の第 4 条その他の関連条項の実施に利用することに留意し、

CBD およびその科学技術助言補助機関 (SBSTTA) がこれら持続可能な利用に関する原則並びにガイドラインをテストするための事例と取り組むことを認識し、

CBD が第 2 条で「持続可能な利用」という用語を「生物の多様性の長期的な衰退をもたらさない方法および速度で生物の多様性の構成要素を利用し、それによって、現在および将来の世代の要求および願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう」と定義していることをさらに認識し、

第 14 回締約国会議の時点で CITES 締約国の大多数が CBD 締約国であることにさらに留意し、

CBD の戦略計画：今後の進歩に関する評価の目標 4.3 (Decision VII.30, Annex 2, Goal 4) に「野生動植物の種に対して国際取引による絶滅のおそれが生じないこと」と明記され、したがって CITES 戦略計画と完全に一致することをさらに歓迎し、

決議 10.4 (Cop14 で改正) 並びに CITES と CBD の間で交わされた協力覚書を想起し、

条約締約国会議は

締約国に対して次のとおりを求める。

- a) 悪影響を及ぼさないプロセスを採用し、かつ有害でないという CITES の判定を行う場合、「生物多様性の持続可能な利用に関する原則とガイドライン」を利用すること。また、その際に国内状況によって決まる、科学、取引、施行上の検討材料と動物委員会および植物委員会の勧告 (付記 2) も考慮に入れること。
- b) 特に CITES 管理当局並びに科学当局とそれらの CBD フォーカルポイント (各国の総合窓口) との間などで国内レベルでの持続可能な利用に関する経験を共有すること。かつ、
- c) CITES 管理当局と科学当局が国内 CBD フォーカルポイントを通じ、これらの原則とガイドラインに関する CBD 並びにその科学技術助言補助機関 (SBSTTA) の作業に参加することを保証するよう試みること。

CBD の締約国でもある締約国に対し、国内レベルでの CITES と CBD の実施の間に相乗効果を保証するための政策並びに制度レベルでの効果的措置を講じるよう求める。 ■

付記 1 生物多様性の持続可能な利用 アディスアベバ原則並びにガイドライン

要旨

「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則並びにガイドライン」は相互に依存する 14 項目の行動原則、運用ガイドライン、それらを実施するための 2～3 の法律文書で構成され、そのような利用の持続可能性を保証するために、生物多様性の構成要素の利用を統治する。同原則は生物多様性構成要素の利用が生物多様性の長期的衰退を引き起こさないよう保証する方法に関し、政府、資源の管理者、先住民並びに地元の共同体、民間部門、その他の利害関係者を補助するための枠組みを提供する。原則は全般的に関連性を持つよう意図しているが、すべての原則がすべての状況に同等に適用されるわけではなく、また、同等の厳格さで適用されるわけでもない。それらの適用は利用される生物多様性、それらが利用される条件、利用が起きる制度的並びに文化的

背景に従い変化する。

次の行動原則および関連する運用ガイドラインが適用されるならば生物多様性構成要素の利用の持続可能性は強化される。

- 行動原則 1** 支援政策、法律、制度が統治のあらゆるレベルで整備され、それらの各段階で効果的な関係が存在すること。
- 行動原則 2** 国際／国内法と整合した統治の枠組みの必要性を認識し、生物多様性構成要素の地元利用者は、当該資源の利用に対して責任を持つという権利を得ることによって、十分な力を与えられ、支援されなければならない。
- 行動原則 3** 生息地の衰退を助長するよう市場をゆがめる国際並びに国内政策、法律、規則や、あ

- るいは生物多様性の保全と持続可能な利用を損なうような誘因を特定し、除去または緩和すること。
- 行動原則 4** 次の項目に基づく適切な管理を実践すること。
- a) 科学と伝統的並びに地元の知識。
 - b) 利用、環境並びに社会経済的影響、使われる資源の状態を監視することによって導かれる、くり返し、かつ時宜にかなった透明性のあるフィードバック。かつ、
 - c) 監視手続によって得られる時宜にかなったフィードバックに基づいて、調整された管理。
- 行動原則 5** 持続可能な利用管理の目標と実践では、生態系のしくみ、構造、機能およびその他の生態系の構成要素に対する悪影響を回避するか、または最低限に抑えること。
- 行動原則 6** 生物多様性の利用と保全のすべての側面についての学際的研究を促進し、支援すること。
- 行動原則 7** 管理の空間的並びに時間的規模は、利用とその影響の生態的並びに社会経済的規模と両立すること。
- 行動原則 8** 多国間の意思決定と協調が必要な場合の国際協力の取り決めが存在すること。
- 行動原則 9** 利用に関係する管理と統括の適切なレベルに総合的かつ参加型の手法を適用すること。
- 行動原則 10** 国際並びに国内政策では次の項目を考慮に入れること。
- a) 生物多様性の利用から派生する現在および、潜在的な価値
 - b) 生物多様性の持つ内在的その他の非経済的価値
 - c) 価値と利用に影響を与える市場の力
- 行動原則 11** 生物多様性構成要素の利用者は、廃棄物と環境への悪影響を最低限に抑え、利用による便益を最大限活用するよう追求すること。
- 行動原則 12** 生物多様性の利用並びに保全と共に暮らし、それによって影響を受ける先住民並びに地元の共同体が必要としていることは、生物多様性の保全と持続可能な利用に対する彼らの寄与と合わせ、それら資源の利用によって生じる便益を公平に分配することである。
- 行動原則 13** 生物多様性の管理と保全の費用は管理地域内で内部化し、利用によって生じる便益の配分に反映させること。
- 行動原則 14** 保全と持続可能な利用に関する教育並びに啓発計画を実施し、利害関係者と管理者の間およびそれらの内部で、より効果的な伝達方法を開発すること。 ■

付記 2 「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則並びにガイドライン」に関する動物並びに植物委員会の勧告

1. CBD は国内施行を通じて幅広い生物多様性の問題と取り組む方法に関する全般的ガイドラインを締約国に提供するのに対し、CITES は規制という性質を持ち、種別に定められ、野生生物の国際取引に焦点を合わせている。
2. CITES では「持続可能な利用」を定義していないが、ケーススタディーから明らかのように、「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則並びにガイドライン」の中で CITES に全般的に関連する要素は、CITES の文言中にすでに潜在するか、もしくは CITES により促進される。これは例えば実際の原則 1、2、4、7、9、12 を指し、それらの要素は、附属書 II の輸出について有害でないと判定を支援するためのチェックリストに取り入れられている。
3. 第 16 回植物委員会と第 22 回動物委員会の共同会議（リマ、2006 年 7 月）で発表されたケーススタディーから、CITES の意思決定プロセス、特に、有害でないという判定（NDF）に関し、アディスアベバ原則並びにガイドラインが常に即座に適用できるとは限らないことは明らかである。
4. アディスアベバ原則並びにガイドラインは、ケースバイケースを基本として、CITES の作業に関係しており（第 3 項で言及された原則に加え、例えば原則 5、6、8、11 など）、さらなる分類群別 NDF ガイドラインを策定する場合に考慮される可能性があることが認識されている。
5. 動物並びに植物委員会は、決議 10.4（CoP14 で改正）を改正し、NDF を行うために使用可能な自主的な補助

手段としての「生物多様性の持続可能な利用に関するアディアスアベバ原則並びにガイドライン」の使用を認めることを提案する。

6. さらに、この件に関していまだに科学委員会により必要とされる作業に関し、また、有害でないという判定にアディアスアベバ原則並びにガイドラインの社会経済的側面を使うことにより生じる可能性のある複雑な状況に関して疑問が提起された。
7. アディアスアベバ原則並びにガイドラインは、有害でないという判定を行うための既存の IUCN ガイドライ

ンをサポートすることができ、この点に関し、例えば樹木種などの場合に、分類群別ガイドラインを策定するために役立つという点が、さらに指摘された。

8. 最後に、アディアスアベバ原則並びにガイドラインは、多年の間に策定されてきたものであり、広い国際的サポートを得ており、地球規模の重要性を持つが、原則全部が CITES と関連性を持つわけではないことが認識された。 ■

決議 13.5（改正）＊

＊第 14 回締約国会議で改正。

クロサイのハンティングトロフィーに関する輸出割当量の設定

1977 年にクロサイが附属書 I に掲載されたことを想起し、

クロサイが生息域の一部で違法狩猟、生息地の分断、消失によって脅かされていることを認識し、

この種はまた、他の生息域では回復し、効果的に管理されていることを認識し、

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 11 回並びに第 13 回会議、第 14 回会議（ギギリ、2000 年、バンコク、2004 年、ハーグ、2007 年）で修正された決議 9.14（CoP13 で改正）に従い、サイの生息国が利用可能なあらゆる専門知識と資源を使い、当該種に関する保全並びに管理計画を開発し、実施すべきであることを想起し、

数カ国のクロサイ生息国で効果的な保全、管理、モニタリング計画ならびにプログラムが導入され、一部の個体群は回復しつつあり、トロフィーハンティングによる限定数の削減に耐えられることを認識し、

限定数の標本のトロフィーハンティングから派生する金銭的な利益がこの種の保全に直接役立ち、かつそのようなハンティングが国内保全並びに管理計画およびプログラムの枠内で行われた時、保全および生息地保護のための追加インセンティブを提供することも認識し、

一部の生息国がこの種の保全並びに管理および国内個体群の回復において著しい進歩を遂げたが、そのような保全並びに管理に資金を提供するための追加インセンティブ並びに手段を必要とすることを認識し、

輸出国は第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択され第 9 回会議で改正された決議 2.11（改正）に従いハンティングトロフィーの取引を認可することができ、条約の第 3 条 2 項に従い輸出許可書を発給できることを想起し、

その標本が主として商業的目的のために使用されるものではないと輸入国の管理当局が認めた場合にのみ輸入許可書を発給すると条約第 3 条 3（c）項で規定され、かつその輸出が種の存続を脅かすこととならないと輸出国の科学当局が助言した場合にのみ輸出許可書を発給すると条約第 3 条 2(a) 項で規定されていることを想起し、

割当量が超過されず、かつ当該生息国内の種個体群が合意割当量にそれ以上耐えられないことを示す新たな科

学的または管理上のデータが現れない限り、附属書 I 掲載種に関する締約国会議による輸出割当量の設定は、その輸出および輸入目的がその種の存続を脅かすこととならないという条約第 3 条 2(a) 項並びに 3(a) 項の必要条件を満足するという点に、第 9 回締約国会議で採択され第 13 回会議で改正された決議 9.21（CoP13 で改正）で条約締約国が合意したことをさらに想起し、

条約締約国会議は

クロサイ成体雄のハンティングトロフィーの年間割当量を南アフリカから 5 点、ナミビアから 5 点と確定することを承認する。

クロサイのハンティングトロフィーは台に取り付けたかまたは取り付けしていない角またはその他の体の耐久性部分と定義され、輸出するすべての部分に個別に原産国、種名、割当番号、輸出年を記したマークを付けることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第 3 条 3(a) 項並びに決議 9.21（CoP13 で改正）
 - b) 項に従いクロサイのハンティングトロフィーを輸入するための許可書の申請を検討するにあたり、輸入国の科学当局は考慮するトロフィーが国内クロサイ保全並びに管理計画およびプログラムの一部として輸出割当量を与えられている生息国からのものであり、この決議の規定に従い取り引きされると認めた場合に許可書を承認すること。
- b) 条約第 3 条 3(c) 項に従いクロサイのハンティングトロフィーを輸入するための許可書の申請を検討するにあたり、輸入国の管理当局は次の場合、そのようなトロフィーが主として商業的目的のために使用されないと認めること。
 - i) トロフィーが輸出国内の所有者によって取得され、輸入国内で販売されない手回り品として輸入される。
 - ii) 各所有者は 1 暦年内（1 月 1 日から 12 月 31 日）に 1 点を超えるトロフィーを輸入しない。かつ、
- c) この種の輸出割当量の改定または追加輸出割当量の確定は決議 9.21（CoP13 で改正）に従い行われること。



決議 13.7 (改正) *

* 第 14 回締約国会議で改正。

手回り品および家財の取引規制

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択された旅行者の土産品標本の取引規制に関する決議 10.6 並びに第 12 回会議（サンティアゴ、2002 年）で採択された手回り品および家財に関する決議 12.9 を想起し、

条約第 3 条 3(c) 項で附属書 I 掲載種の標本が輸入国内で主として商業的目的のために使用されないことを必要としていることに注目し、

条約第 7 条 3 項に手回り品または家財である標本が条約第 3 条、4 条、5 条の規定を免除される条件が明記されていることを考慮し、

条約が「手回り品または家財」という用語を定義していないことをさらに考慮し、

条約第 7 条 3 項における免除は通常居住する国に帰国する人によって輸入される土産品である附属書 I 掲載種の標本には適用されないことを考慮し、

条約第 7 条 3 項における免除は、その標本が輸出前に輸出許可書の発給を必要とする国において野生から採取された場合、通常居住する国に帰国する人によって輸入される土産品である附属書 II 掲載種の標本には適用されないことをさらに考慮し、

だが、輸出許可書がしばしば輸出国によって必要とされないことを認識し、

輸出国および輸入国以外の締約国については、第 7 条に従い附属書 II 掲載種の標本は CITES の規定を免除されることに留意し、

現在締約国は第 7 条 3 項を異なる方法で実施しており、手回り品または家財に関する免除が均一に適用されるべきであることを認識し、

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 13 回会議（バンコク、2004 年）、第 14 回会議（ハーグ、2007 年）で改正された植物の取引の規制に関する決議 11.11 (CoP14 で改正) が、手回り品と考えられる 1 人あたりのレインスティックの数を制限するよう勧告したことを想起し、

第 12 回締約国会議で採択され第 13 回会議、第 14 回会議で改正されたチョウザメ並びにヘラチョウザメの保全と取引に関する決議 12.7 (CoP14 で改正) が、手回り品と考えられる 1 人あたりのキャビアの量を制限するよう勧告したことを想起し、

各締約国はその領土全体に対して統治権を有し、条約をそれに従い適用するものとみなされるため、条約では空港ラウンジ（免税店を含む）、自由港または保税地域外に関する特別な規定を設けていないことを想起し、

附属書 I 並びに II に掲載された種の部分並びに派生

物が旅行者の土産品標本として広く販売され続けており、一部の国では附属書 I 掲載種が主に海外からの旅行者への販売を行う国際空港その他の場所（免税エリアを含む）の土産物店で販売用に提供され続けていることを認識し、

国際出発の場所における附属書 I 掲載種の標本の販売は意図するか否かを問わず、そのような品目の違法輸出を助長することがあり、そのような輸出はそのような種の保全に関して憂慮される問題であることを認識し、

附属書 I 掲載種の旅行者の土産物標本の販売は場合によっては取引のかなりの部分を占め、それがそのような種の存続を脅かす可能性があることを承知し、

条約並びに絶滅のおそれのある種の取引に関する国内法の目的および必要条件に関する知識がいまだに一般に普及していないことを認識し、

国際空港、海港、国境は条約の必要条件に関して旅行者に情報を伝える教育的展示を行う絶好の機会であり、そのような場所における旅行者の土産品標本の販売はその教育的メッセージを深刻に損なうことをさらに認識し、

条約第 14 条 1 項で輸入国と輸出国の両方が一層厳重な国内措置を講じることを許可していることを承知し、

これらの規定の効果的な実施は第 14 条 1 項に従い締約国が講じる措置を明確にすることによって強化されることを考慮し、

条約締約国会議は

第 7 条 3 項に記載された「手回り品または家財」という用語は次のような標本を意味すると決定する。

- a) 非商業的目的のために個人的に所有または所持される。
- b) 法的に取得された。かつ、
- c) 輸入、輸出、または再輸出の時点で次のいずれかに該当する。
 - i) 着用しているか、携行しているか、個人的荷物の中に収納されている。または
 - ii) 家財移動の一部。

この決議の目的のために、「旅行者の土産品標本」という用語は所有者が通常居住する国の外で取得した手回り品並びに家財にのみ適用され、生きている標本には適用されないことも決定する。

締約国は次のことを行うことに合意する。

- a) 決議 10.20 に従い CITES 附属書に掲載された種の合法的に取得され、個人的に所有される生きている動

物の越境移動を規制する。

- b) 以下を除き、附属書 II 掲載種の死んだ標本、部分または派生物である手回り品または家財に対しては輸出許可書または再輸出証明書を要求しない。
 - i) その取引に関与する他方の締約国がそのような書類を要求していることが事務局からの通達および CITES ウェブサイト上で助言されているとき。または
 - ii) 以下について数量が指定した上限を超過したとき
 - － チョウザメ種（チョウザメ目全種 *Acipenseriformes* spp.）のキャビア－1人あたり 125g まで。決議 12.7 (CoP14 で改正) に従い、容器にラベルを貼付すること。
 - － サボテン科全種 *Cactaceae* spp. のレインスティック－1人あたり 3 標本まで
 - － ワニ種の標本－1人あたり 4 標本まで
 - － ピンクガイ（*Strombus gigas*）の殻－1人あたり 3 標本まで
 - － タツノオトシゴ類（タツノオトシゴ属全種 *Hippocampus* spp.）－1人あたり 3 標本まで
 - － シャコガイ類（シャコガイ科全種 *Tridacnidae* spp.）の殻－1人あたり 3 標本（各標本は 1 つの完全な殻か、または半分ずつ 2 枚の対）、3 kg まで
- c) CITES に従う手回り品または家財の取扱いについて税関当局に助言する。
- d) 国際空港、海港、国境、特に通関地点を越えた免税領域などの国際出発の場所における附属書 I 掲載種の旅行者の土産品標本の販売を禁止するために、検査および商店主への情報提供を含め、すべての必要

な措置を講じる。

- e) 国際出発並びに到着の場所において展示およびその他の手段を通じ、関連する全言語で情報を提供し、旅行者に条約の目的並びに必要な条件および野生動植物の標本の輸出入に關係する国際並びに国内法に關する旅行者の責任を伝える。かつ、
 - f) 国内並びに国際旅行代理店、航空会社、ホテルその他の関連団体と共同で、海外を旅行する旅行者並びに外交特権を有する人が CITES 掲載種から派生した品目に関して効力を持つかまたは効力を持つ可能性がある輸出入規制を意識するよう保証する。
- 締約国が上記 b) ii) 項に掲げる一覧表の修正を希望する場合、本決議の付記に掲げるガイドラインに従うよう勧告する。
- 次のとおり求める。
- a) 旅行者の土産物である附属書 I 掲載種の標本に関して全締約国が条約第 3 条の必要条件に完全に準拠する。かつ、
 - b) 旅行者の土産物標本の輸入について問題を経験した輸入国はその旨を関連する輸出国および CITES 事務局に通達する。
- 常設委員会に対し、この決議の適用に関する困難を同委員会に通報した締約国を補助する方法を考慮するよう命じる。
- 締約国に対し、この決議に關する国内法の調和を図るよう奨励する。かつ、
- 以下に列挙する決議を廃止する。
- a) 決議 10.6（ハラレ、1997 年）－旅行者の土産物標本の取引規制、および
 - b) 決議 12.9（サンティアゴ、2002 年）－手回り品および家財。 ■

付記 数量の上限がある附属書 II 掲載種の手回り品および家財の一覧表を修正するためのガイドライン

1. 数量の制限が設定されているものを含め、数量の上限がある附属書 II 掲載種の手回り品および家財の一覧表を、追加、削除、その他の方法で修正するための提案は、締約国が開始すること。
2. 提案には、その提案が主として執行または保全を目的として行われるか否かの提示を含め、それを支持する情報および正当とする理由を盛り込むこと。
3. 締約国は、数量の上限がある手回り品および家財の一覧表を不必要に長くしないよう、あらゆる努力を

払うこと。

4. 締約国が討議と決定のために締約国会議に提出する提案を支持するために、提案には以下の情報を盛り込むよう勧告する。
 - a) 生息国、生産国、消費国との協議から導かれる提案による影響の評価；および
 - b) 提案の執行可能性の評価 ■

決議 13.10（改正）＊

＊第 14 回締約国会議で改正。

外来侵入種の取引

外来種は生物多様性に対する著しい脅威となりうること、および商業取引される動植物相の種が国際取引の結果として新たな生息地に導入される見込みが高いことを考慮し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択された決定 10.54、10.76、10.86 を想起し、

条約締約国会議は

締約国に対して次のことを行うよう勧告する。

a) 生きている動物または植物の取引を取り扱う国内法

並びに規則の策定にあたり侵入種の問題を考慮すること。

- b) 潜在的侵入種の輸出を考慮するにあたり、そのような輸入を規制する国内措置が存在するかどうかを決定するために、可能かつ適用可能であれば、提案されている輸入国の管理当局と協議すること。かつ、
- c) CITES と生物多様性条約（CBD）の相乗効果に関する機会を考慮し、潜在的侵入性を持つ外来種という問題について 2 つの条約間の適切な協力と共同作業について探ること。 ■

第14回締約国会議で採択された新決議

決議 14.1

2009-2011年の3年間の事務局の資金および費用支出を伴う作業プログラム

1979年にボンで採択され1987年4月13日に発効した、条約の資金に関する改正案を想起し、

第13回締約国会議（バンコク、2004年）で採択された決議13.1を想起し、

事務局が負担した2004-2006年実質支出〔文書CoP14 Doc. 7.1（改正1）〕に留意し、

事務局から提出された2007年改訂支出試算値〔文書CoP14 Doc. 7.2（改正1）〕に留意し、

事務局から提出された2009-2011年の3年間の費用支出を伴う作業プログラム案〔文書CoP14 Doc. 7.3（改正1）〕を検討し、

締約国とUNEP事務局長の間で今後も管理並びに財政上の調整を続ける必要があることを認識し、

条約締約国の大幅な増加、さらに有効な条約施行を実現するための締約国に対する支援強化の必要性、「戦略ビジョン：2008-2013」に加えて締約国会議の決定並びに決議を実行に移すために十分な費用を準備する必要性、その結果として事務局負担の支出が増えることに留意し、

条約締約国会議は

2004-2006年の3年間の支出報告を受理し、2007年の支出予算を承認する。

事務局に対し、CoP14で採択された戦略ビジョンに基づき、利用可能な人的資源と財源を考慮に入れて費用支出を伴う作業プログラムを作成し、それを第57回常設委員会に、検討されるべく提出するよう命じる。

2009-2011年の3年間の費用支出を伴う作業プログラムは締約国からの分担金でまかなわれ、その金額を2009年4,904,991米ドル、2010年5,426,937米ドル、2011年5,150,247米ドルとすることを決定し、付記1に掲げた2009年、2010年、2011年の分担率を採択する。

事務局に対し、外部資金による活動に関し、優先度Aの活動の施行については、できれば使途を指定されない資金を積極的に探し、その後、優先度Bの活動について資金を探すよう命じる。

事務局に対し、財務流動性を確保するために70万米ドルの運転資金準備を維持するよう要求し、毎年はじめに70万米ドルを下回らないことを条件として、毎年の終わりにCITES信託基金残高から追加資金を引き出すこ

とを事務局に許可する。

2009年1月1日から始まり2011年12月31日に終わる財政期間に関し、付記2に添付した「信託基金管理の委任事項」を承認する。

次のとおりに合意する。

- a) 信託基金への分担金は国連査定率に基づくものとする。これは時折改定され、国連の全加盟国が締約国ではないことを考慮に入れて調整される。
- b) 分担金を査定するための他のいかなる根拠も、締約国会議に出席かつ投票する全締約国の同意なしには使わないものとする。
- c) ある締約国の分担率を引き上げるかまたは新たな分担義務を負わせるような基本分担率の変更は、その締約国の同意なしには適用されず、現行基本分担率に対する変更案は、その提案が締約国会議の少なくとも150日前までに事務局から全締約国に通報されていない限り締約国会議で審議されない。かつ、
- d) 締約国は合意された分担率に従い信託基金を支払い、可能な限り、査定された分担金を超えた信託資金への特別な拠出を行うものとする。

全締約国に対し、分担金は可能な限り当該年度の前年の間か、またはいかなる場合も分担金が該当する暦年（1月1日から12月31日）の年頭までに速やかに支払うよう要求する。

毎年1月1日を期日とする2006年およびそれ以前の年の基本予算（CITES信託基金）に対する分担金を支払っておらず、条約の施行に悪影響を与えている国があることに対する懸念に留意する。

1979年6月22日に採択された条約改正案を批准した未払いの全締約国に対し、遅滞なく支払うよう勧告し、締約国による分担金の支払に改善がない場合は、第15回締約国会議による審議と再検討のために、締約国による分担金の不払いに対処するための援助対策案を提出するよう、事務局長に呼びかける。

1979年6月22日および1983年4月30日に採択された条約改正案承認文書を提出していない全締約国に対し、可能な限り早急に提出するよう求める。

条約締約国以外の国、他の政府、政府間、非政府組織、その他の財源に対し、信託基金に拠出するよう呼びかける。

全締約国に対し、国連環境計画（UNEP）、国連開発計画（UNDP）、世界銀行の各国の代表を通じ、CITES 関連プロジェクトへの追加資金供給に関する地球環境ファシリティからの要請を支持するよう呼びかける。

国連およびその専門機関以外の全オブザーバー組織の標準参加費を最低 600 米ドルに設定することを決定し（事務局が必要に応じてそれ以外の額を決定した場合を除く）、それらの組織に対し、少なくとも参加の有効原価を満たすよう、可能な限りそれよりも多額の拠出を行うよう求める。

次のとおりに合意する。

- a) 締約国会議の全会議および常設委員会、動物委員会、植物委員会のすべての定期会合は、開催候補国が提案した開催地とジュネーブとの費用の差額を支払わない限り、ジュネーブで開催する。
- b) 締約国会議の定期会議間に開催する常設委員会、動物委員会、植物委員会の定期会合の回数は 2 回までとする。

CITES 信託基金は先進国の委員会の委員その他の代表の旅費および日当には使わないことを決定する。

常設委員会に対して次のとおりに命じる。

- a) 資金と予算に関するすべての事柄について審議するための資金並びに予算小委員会を設置すること。それは
 - i) 常設委員会の毎回の定期会合の開始前日に会合を開き、会合と会合の間は、電子的手段またはその他の手段により作業を行う。
 - ii) 事務局と協力し、常設委員会で協議されるすべての資金並びに予算関係書類を作成する。
- b) 資金並びに予算小委員会に対する委任事項を策定し、第 15 回締約国会議でそれらの委任事項が承認されるまで、それらに従い委員会を運営すること。
- c) CITES 信託基金に関する持続可能な基盤作りのための計画を立案すること。
- d) このプロセスを通じて作成された資金並びに予算関係書類および提案に関し、締約国会議で報告し、勧告を行うこと。

事務局に対して次のとおりに命じる。

- a) 外部資金プロジェクト施行のために財源を求める場合、職員人件費を含め、事務局が負担する全費用を準備する。
- b) 職員人件費を含め、予算に対して影響のある提案については、提案した締約国と協議し、必要であれば、締約国会議に対して助言を行う。
- c) 動物委員会並びに植物委員会の委員長と協議し、特定の科学プロジェクトに対して科学コンサルタントを指名し、委任事項を定める。このプロセスは、予算

に対して悪影響を与えることがなく、むしろ締約国の優れた科学能力を有効に利用することができ、技術委員会の委員長を通じて事務局がそれを利用できるような形で施行するものとする。

次のとおりに決定する。

- a) いかなる作業単位の活動の再検討に関しても、事務局長は全体予算の範囲内で、かつ国連の規則に従い、締約国の優先事項を施行するために必要な人員確保の決定を下す権限を持つ。かつ、
- b) 新たな決議または決定から派生する事務局の費用支出を伴う作業プログラムの変更は、必要な追加資金の財源が決定された場合、または締約国会議の決議もしくは決定の採択時にその計画の優先順位が変更される場合にのみ行われる。

以下の決議を廃棄するが、ただし、支払うべき金額が未払いの締約国の年次分担金について合意されたレベルを示すために、それらを記録として残す。

- a) 決議 2.1（サンホセ、1979 年）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- b) 決議 3.2（ニューデリー、1981 年）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- c) 決議 4.3（ガボローネ、1983 年）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- d) 決議 5.1（プエノスアイレス、1985 年）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- e) 決議 6.2（オタワ、1987）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- f) 決議 7.2（CoP12 で改正）（ローザンヌ、1989 年、サンティアゴ、2002 年で改正）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- g) 決議 8.1（CoP12 で改正）（京都、1992、サンティアゴ、2002 年で改正）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- h) 決議 9.2（CoP12 で改正）（フォートローダーデール、1994 年、サンティアゴ、2002 年で改正）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- i) 決議 10.1（CoP12 で改正）（ハラレ、1997 年、サンティアゴ、2002 年で改正）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- j) 決議 11.2（CoP12 で改正）（ギギリ、2000 年、サンティアゴ、2002 年で改正）－事務局並びに締約国会議の資金および予算
- k) 決議 12.1（サンティアゴ、2002 年）－事務局並びに締約国会議の資金および予算、および
- l) 決議 13.1（バンコク、2004 年）－事務局並びに締約国会議の資金および予算

■

付記 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金

2009-2011 年の 3 年間に關する分担率（単位は米ドル）

[省略]

付記 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金管理の委任事項

1. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金」（後、信託基金と呼ぶ）は、この条約の目的に対する財政援助を提供するためにさらに 3 年間継続される（2009 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日まで）。
2. 国連の財政規定並びに規則に従い、国連環境計画（UNEP）事務局長は UNEP 理事会および国連事務総長の承認を受け、条約の管理のために信託基金を継続する。
3. 信託基金の予算割当は次の資金でまかなわれる。
 - a) 表に追加される新規締約国からの分担金も含め、付記 1 に添付した表に言及された締約国からの分担金。
 - b) 条約締約国以外の国、他の政府機関、政府間の組織、非政府組織およびその他の財源からの寄付金。および、
 - c) 2009 年 1 月 1 日よりも前の財政期間のいずれかにおいて、使途が未決定の予算割当。
4. 財政期間に含まれる各暦年に関する試算値を費用支出を伴う作業プログラムの中で特定し、拠出者により、または拠出者を代表して要求された情報、および UNEP 事務局長が有用かつ賢明とみなす情報を添付する。
5. 当該財政期間を構成する各暦年の収入並びに支出を対象とする費用支出を伴う作業プログラム案を米ドルで表し、必要な情報すべてを盛り込んだものが、締約国会議の定期会議の開会日として定められた日の少なくとも 150 日前までに事務局によって全締約国に配布される。
6. 費用支出を伴う作業プログラムは定期会議に出席および投票する 4 分の 3 の多数決によって採択される。
7. UNEP 事務局長が年間全体として財源不足が起きると予測した場合、UNEP 事務局長は条約事務局長と協議し、条約事務局長は支出の優先順位に関して常設委員会の助言を求める。
8. 条約事務局長は、国連の財政規定並びに規則と一致する範囲内で、費用支出を伴う作業プログラム中の主な予算割当分類について予測される年間金額を最大 20% まで上回ることを限度として、費用支出を伴う作業プログラム内の財源の振替を行う権限を持つ。ただし、そのような処置が優性順位の高い項目に悪影響を与えないことを条件とする。そのような振替が行われた場合、それらは常設委員会の次回合合で報告する。予算調整が上記 20% を超える場合は、事前に常設委員会による同意を必要とする。ただし、常設委員会が書面で特別に許可しないかぎり、その財政期間について締約国が承認した費用支出を伴う作業プログラムの総額を超過することはできない。
9. 信託基金の財源の使用目的を特定することは、それらが条約に必要な収入でまかなわれる場合に限られる。
10. すべての分担金はいずれかの兌換通貨で支払われる。ただし、いかなる支払額も少なくとも拠出が行われる日の米ドルでの支払金額に相当するものとする。財政期間の開始後に締約国になった国からの分担金は残った財政期間の長さに比例して支払われる。
11. 財政期間の各暦年の年末に、UNEP 事務局長は締約国に対し、その年の決算書を提出する。また、実行可能な限り早急に、その財政期間の監査済み決算書も提出する。
12. 条約の事務局長は常設委員会に対し、前項で言及した決算書並びに報告書の配布と同時に、またはその後可能な限り早急に、翌暦年に関する支出案の試算値を提出する。
13. 条約の信託基金の財政運用は UNEP の基金の運用を管理する総合手続きおよび国連の財政規定並びに規則に従い行われる。
14. これらの委任事項は、第 15 回締約国会議で改定の対象となることを条件とし、2009 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日の財政期間中有効となる。 ■

決議 14.2

CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年

締約国会議が「2005 年までの戦略ビジョン」と「行動計画」を採択したこと通じ、第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された決定 11.1 を想起し、

締約国会議が「2005 年までの戦略ビジョン」の有効期間を 2007 年まで延長し、2008 年から 2013 年までの期間に関する新規戦略ビジョンを準備するために常設委員会の小委員会として戦略計画作業部会を設置したことを通じて、第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）で採択された決定 13.1 を想起し、

戦略計画作業部会の仕事を、感謝しつつ認識し、
世界的な条約の施行を改善する必要性を意識し、

CITES は環境と取引に関係するより幅広い国際社会を考慮に入れるべきであると確信し、

2010 年までに生物多様性の損失速度を大幅に減少させるという持続可能な開発に関する世界サミットの目標に寄与するために、決定 13.1 で表明された締約国会議の公約を再確認し、

条約締約国会議は

この決議に添付した「CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年」を採択する。

「CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年」で指定した目標を確実に達成できるよう、締約国に対して国内レベルで必要な対策を講じるよう勧告する。

事務局に対し、2008 年から 2013 年の計画が付記「CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年」の施行を支援することを保証するよう要求する。

政府間環境フォーラム、多国間環境協定の事務局、他の政府間機関、CITES の目的に関心を持つその他の組織に対し、「CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年」に指定された目標の達成を支援することをねらいとして、各々の方針および現在と予定の計画並びに活動を再検討するよう呼びかける。

常設委員会に対し、「CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年」の施行およびその目的の達成に向けた進捗状況を、ビジョンの期間中に開かれる各定例会合で再検討し、第 15 回並びに 16 回の締約国会議で報告するよう命じる。■

付記 CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年

総論

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）は 1973 年 3 月 3 日に締結された。同条約は 10 ヶ国による批准後、1975 年 7 月 1 日に発効した。

以来、条約を批准、承認、受諾、あるいは加盟した国の数は増え続けた。172 ヶ国の締約国を有する CITES は、もっとも重要な国際自然保護条約のひとつとして広く認識されている。この期間中、締約国会議は変化する状況に対応する能力があることをみずから示し、決議並びに決定の採択を通じ、ますます複雑化する野生生物の取引と保護をめぐる問題に対して実質的な解決策を構築する能力があることを実証してきた。

第 9 回会議（フォートローダーデール、1994 年）で、締約国会議は条約の有効性に関する検証を委託した。この検証の主な目的は、条約の目標達成度と CITES 誕生以来の進歩を評価し、さらに、もっとも重要な点として、条約の強化に必要な欠点と要件の特定を行い、将来の計画作りに役立てることであった。第 10 回会議（ハハラレ、1997 年）で、締約国会議は検証の結論と勧告を施行す

るための行動計画に合意した。ひとつの中心的な結論として戦略計画の必要性が挙げられ、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で、締約国会議は「2005 年までの戦略ビジョン」と「行動計画」を採択した。

第 13 回会議（バンコク、2004 年）で、締約国会議は戦略ビジョンと行動計画の有効性を 2007 年末まで延長する決定 13.1 を採択した。同じ決定で、特に 2010 年までに生物多様性の損失速度を大幅に減少させるという持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）の目標に寄与するために、2013 年までの新規戦略ビジョンを策定するための手続きも確立した。この文書はこのプロセスの結果である。

この新規戦略ビジョンで、CITES 締約国会議は、新ミレニアムにおける条約の方向性の概略を示し、その任務の枠内で以下の項目を考慮に入れる。

- － CITES に関連する国連ミレニアム開発目標への寄与。
- － 2010 年までに生物多様性の損失速度を大幅に減少させるという WSSD の目標への寄与。
- － すべての生命が依存する世界的な生態系の不可欠な一

部としての野生生物の保全への寄与。

- －生産国と消費国で影響力のある文化・社会・経済的な要因。
- －保全政策並びに実務の発展における透明性と市民社会の幅広い参加を推進。
- －非持続可能な国際取引の対象である野生動植物のどんな種とも取り組むために、首尾一貫し、国際的に合意され、科学的証拠に基づくアプローチが採用されるよう保証すること。

目的

戦略ビジョンには二重の目的がある。

- －条約の働きを改善し、野生動植物の国際取引が持続可能な水準で行われるようにすること。かつ、
- －CITES の方針立案が、国際的な環境優先事項と相互支援的で、条約の条項と一致する新しい国際的構想を考慮したものになるよう保証すること。

構造

この目的を達成するために、戦略ビジョンの中核的要素として、同等の優先順位を持つ 3 項目の幅広い目標が特定された。

- －目標 1：条約への準拠および条約の施行並びに執行を保証すること
- －目標 2：条約の運営と施行に必要な財源と手段を確保すること
- －目標 3：CITES その他の多国間条約との間でプロセスに首尾一貫性を持たせ、相互支援的に保証することにより、生物多様性の損失速度の大幅な減少に寄与すること

これらの目標は、CITES が従来備えている長所を統合し、条約の任務の施行を保証し、関連多国間環境協定並びに関係のある条約、協定、協約との関係性をいっそう改善することをねらいとする。

これら各目標に沿った枠組みの中で、この戦略ビジョンでは達成すべきいくつかの目的を特定する。常設委員会がそれらに対応する進歩の指標を用意し、締約国会議がそれらを再検討する。

この文書は、決議並びに決定の既存の本文を将来さらに発展させるための枠組みを提供する。それにより目標と目的の達成方法に関する指針が示される一方、締約国会議、委員会、事務局のいずれかが適宜、必要な対策を講じる。また、この文書は締約国にとり、合理的な経費の利用および財源の効率的かつ透明な使用の必要性という観点から、活動の優先順位の決定、および活動に対する最善の資金提供方法の決定を助ける手法として役立つ。

戦略ビジョン中で「取引」に言及した場合はすべて、

条約第一条で定義する取引を意味することに留意すること。

CITES ビジョン表明

いかなる動植物の種も、国際取引を通じた非持続的な利用の対象とならず、また、非持続的な利用が継続しないよう保証することにより、生物多様性を保全し、持続可能な使用に寄与し、その結果、生物多様性の損失速度の大幅な減少に寄与すること

戦略目標

目標 1 条約への準拠および条約の施行と執行を保証すること

前書き

条約の有効性は、野生動植物の消費国か生産国かを問わず、全締約国による条約の完全施行に依存する。一方、完全施行は各締約国の以下の要素に依存する。

- －条約とその原則に従うという公約
- －科学的専門知識と分析
- －実施能力強化
- －執行

条約とその原則に従うという公約

条約が適正に機能することは、かなりの部分、条約とその原則に準拠し、かつそれらを施行するという締約国の公約に依存する。

- 目的 1.1 締約国は適切な政策、法律、手続きを通じ、条約における義務に従う。
- 目的 1.2 締約国は透明で実用的、首尾一貫し、利用しやすく、管理上の不必要な負担を減らすような管理手続きを導入する。
- 目的 1.3 国内での条約の施行が、締約国会議で採択された決定と一致する。
- 目的 1.4 附属書が種の保護に関する必要性を正しく反映する。
- 目的 1.5 有害でないという判断は入手可能な最良の科学情報に基づく。
- 目的 1.6 締約国は共有する野生生物資源の管理について協力する。
- 目的 1.7 締約国は違法野生生物取引を削減するために条約を執行する。
- 目的 1.8 締約国と事務局は十分な実施能力強化プログラムを整える。
- 目標 2 条約の運営と施行に必要な財源と手段を確保すること
- 目的 2.1 条約の運営を保証するために十分な財源がある。
- 目的 2.2 条約への準拠および条約の施行並びに執行を

保証するために、国内／国際レベルで十分な財源が確保される。

目的 2.3 実施能力強化プログラムを施行するために、国内／国際レベルで十分な財源が確保される。

目標 3 CITES その他の多国間条約との間でプロセスに首尾一貫性を持たせ、相互支援的であるよう保証することにより、生物多様性の損失速度の大幅な減少に寄与すること

目的 3.1 現在優先されている活動への財源を縮小することなく、CITES に関連する保護並びに持続可能な開発プロジェクトを支援するために、CITES と国際的財政メカニズムとその他の関連制度との協力を強化する。

目的 3.2 CITES の役割と目的に対する意識を世界中で向上させる。

目的 3.3 関連する国際環境・貿易・開発機関との協力を強化する。

目的 3.4 野生動植物の国際取引が持続可能な水準で行われるよう保証することにより、関連するミレニアム開発目標および WSSD で設定された持続可能な開発目標への CITES の寄与を強化する。

目的 3.5 商業目的で利用されるものを含め、非持続可能な取引により絶滅のおそれが生じる可能性がある種に対する首尾一貫した協調的な取り組みを達成するために、締約国並びに事務局は、適宜、自然資源を扱う関連する国際機関および協定と協力する。 ■

決議 14.3

CITES 遵守手続き

決定 12.84 で締約国会議が事務局に対し、条約施行への遵守に関するガイドライン一式を起草し、常設委員会で審議にかけよう命じたことを想起し、

常設委員会が第 50 回会合（ジュネーブ、2004 年 3 月）で、そのようなガイドライン起草のために期限を定めない作業部会の設置を決定したことをさらに想起し、

条約締約国会議は

この決議に添付する「CITES 遵守手続きガイド」に留意し、かつ

遵守に関する問題を扱うときは、そのガイドを参考に
するよう勧告する。 ■

付記 CITES 遵守手続きガイド

目的と範囲

1. このガイドの目的は、締約国その他に対し、条約に基づく義務への遵守の推進、促進、達成、そして特に、締約国がそのような遵守に関する義務を達成するための支援に関する CITES の手続きを通知することである。

具体的には、このガイドでは、特定と全般両方の遵守問題において、関連する決議並びに決定を考慮に入れ、条約に基づく義務に関係する遵守問題の首尾一貫した効果的な対処を促進するために、既存の手続きについて説明する。

このガイドには法的拘束力はない。

2. このガイドでは、関連する決議並びに決定を考慮に入れ、条約に基づく義務に関係する遵守問題を取り扱う。特に以下の点に重点を置く。
 - a) 管理当局（ひとつ以上）と科学当局（ひとつ以上）を指定すること（第 9 条）
 - b) 条約で規定する手続きと一致する範囲内でのみ CITES 掲載標本の取引を許可すること（第 3、4、5、6、7、15 条）
 - c) 条約の規定を執行し、それに違反する取引を禁じるために適切な国内措置を講じること（第 8 条 1 項）
 - d) 取引の記録をつけ、定期報告書を提出すること（第 8 条 7 項、8 項）
 - e) 附属書 I または II に掲げる種が、その種の標本の取引により悪影響を受けているという情報、または条約の規定が効果的に施行されていないという情報に関する事務局の伝達に対し、可能な限り速やかに対応すること（第 13 条）
3. このガイドで説明する手続きは、いかなる権利および義務、条約下の紛争解決手続きも侵害しない。

一般原則

4. 長期的遵守の保証を目的として、遵守問題に対して支援的で非敵対的な取り組みを行う。
5. 遵守問題は可能な限り迅速に処理する。そのような問題は審議され、その後の遵守手段は公正で首尾一貫した透明な方法で適用される。
6. 一般に、遵守問題に関する知見、報告、伝達は機密扱いにならない。
ただし、特定遵守問題に関する事務局と個々の締約国との間の伝達は、一般に機密扱いとされる。
7. 遵守問題に関する議論を非公開にするか公開のまま維持するかという決定は、その件を審議する組織の手続き規則に従い下され、通常は決定の根拠が示される。
8. 事務局は遵守関連の決定を関連当局に伝達する。

各種組織とその遵守関連業務

9. 遵守問題は以下の CITES 組織が処理する。それらの主な遵守関連業務を以下に掲げる。
10. 締約国会議
 - a) 遵守問題に関する総合的な方針ガイダンスを提供する。
 - b) 特に、重要な義務と手続きの特定を通じ、遵守問題の処理を指示し、監督する。
 - c) 必要に応じ、特定の遵守問題に関係する常設委員会の決定を再検討する。かつ
 - d) 条約に従い、一定の権限を常設委員会または他の CITES 組織に委任することができる。
11. 常設委員会に委任した業務を締約国会議がそれ自体で遂行することを決定したときは、常設委員会について以下に説明するものと同じ手続きに従う。
12. 常設委員会は、締約国会議からの指示および締約国

会議により委任された権限に従い役目を果たし、以下を含む一般並びに特定の遵守問題进行处理する。

- a) 条約の下での義務への全体的遵守の監視と査定
- b) 条約の下での義務への遵守に関する締約国への助言と支援
- c) 情報の確認
- d) 以下に説明する遵守対策の実施

13. 動物委員会並びに植物委員会は、締約国会議からの指示および締約国会議により委任された権限に従い役目を果たし、遵守問題に関して常設委員会並びに締約国会議に助言と援助を提供し、中でも特に、必要な検討、相談、査定、報告を引き受ける。これらの委員会は、「著しい取引の再検討」に関係する問題の処理において一定の任務を与えられている。

14. 事務局

- a) このガイドで説明する遵守問題に関し、また、適用可能であれば、関連する決議並びに決定で定められた手続きに従い、動物委員会、植物委員会、常設委員会、締約国会議が機能を遂行する中で、それらに援助と支援を提供する。
- b) 遵守問題に関する情報を受理し、査定し、締約国に伝達する。
- c) 条約に基づく義務への遵守のために、締約国に助言と援助を与える。
- d) 遵守達成のための勧告を行う。かつ
- e) 遵守に係る決定の施行を監視する。

特定遵守問題の処理

A. 潜在的遵守問題の特定

- 15. 例えば「著しい取引の再検討」あるいは「国内法制定プロジェクト」の中で、情報の要求に応じた他の特別な報告書並びに回答と同様、年次並びに隔年報告書、法的文書は、条約に基づく義務への遵守を監視するための主な手段であるが唯一の手段ではない。
- 16. 事務局は当該締約国に、その締約国の遵守に関して事務局が受理した情報を提供し、この件に関して締約国と連絡を取る。
- 17. それに応じ、締約国は可能な限り速やかに、法律が許す限りの関連事実を事務局に通報し、また、適宜、是正策を提案する。調査が望ましいと締約国が考える場合、その調査は締約国が明示的に権限を与えたひとり以上の者により実施することができる。
- 18. ある締約国が、別の締約国による CITES 掲載種標本の取引に関する問題を懸念した場合、締約国はその件を当該締約国に直接提示し、かつ事務局に支援を求めるか、またはそのいずれかを行うことができる。
- 19. 締約国がみずから、一定の期日までに情報を提供できないことを含め、遵守問題に関する早期警告を事

務局に与え、その理由と支援の必要性を示すことが奨励される。

- 20. 遵守問題が特定された場合は、当該締約国は妥当な制限時間内にそれらを是正するためのあらゆる機会を与えられ、必要であれば、事務局の支援を受けることができる。

B. 遵守問題の審議

- 21. 締約国が妥当な制限時間内に十分な是正策を講じることを怠った場合、当該締約国と直接連絡を取ってきた事務局は、その遵守問題を常設委員会に伝える。
- 22. 手続き規則に従い、遵守問題が別の方法で常設委員会に伝えられた場合、常設委員会は以下のことを行う。
 - a) 上記 16-20 項の手続きに従う対策を講じるために、その問題を事務局に委託する。
 - b) 瑣末または根拠薄弱として、それを却下する。
 - c) 例外的な状況では、当該締約国と協議した後、以下に説明する手続きに従う。
- 23. 遵守問題が常設委員会に伝えられる場合、それは通常書面で行ない、どの特定の義務が関係するかという詳細と、当該締約国が義務を果たせない理由の査定を記す。
- 24. 遵守問題が常設委員会に伝えられる場合、事務局は直ちに締約国または当該締約国に通報する。
- 25. 常設委員会は瑣末または根拠薄弱とみなした遵守問題を却下する。

常設委員会が、その提出を瑣末でも根拠薄弱でもないとして決定した場合は、当該締約国は妥当な制限時間内に意見を述べる機会を与えられる。

- 26. 常設委員会は、ある遵守問題についてさらなる情報をみつける可能性があるときに、そのような情報を収集または要求するか否かを決定し、また、当該締約国の領土内またはそのような情報がみつかる可能性がある場所で情報の収集と確認を行うために、その締約国からの招請を要求するか否かを決定する。
- 27. 当該締約国は関連組織の手続き規則に従い、自国の遵守に関する討議に参加する権利を持つ。
- 28. 締約国は、自国の遵守について審議される CITES 会議への参加に必要な財源を入手できない場合、財源をみつけるために事務局または常設委員会の援助を要請することができる。

C. 遵守達成手段

- 29. 遵守問題が解決していない場合、常設委員会は以下のひとつ以上の措置を講じることを決定する。
 - a) 当該締約国に対し、助言、情報、および支援やその他の実施能力強化の支援に対する適切な促進策を提供する。
 - b) 当該締約国に対して特別報告書を要求する。

- c) 対応を要求し支援を申し出る内容を記した書面による警告を発する。
 - d) 当該締約国が引き受けるべき特定の実施能力強化活動を勧告する。
 - e) 当該締約国の招請により、その国内での支援、技術査定、検証団を提供する。
 - f) 事務局を通じて全締約国に対し、遵守問題に関する公示を送達し、締約国にその遵守問題を伝えたが、その時点までに満足できる対応または行動がないことを忠告する。
 - g) 当該締約国に対し、例えば年次報告書かつ／また国内法制定プロジェクトなどの関係で、非遵守状態であるとする警告を発する。
 - h) 当該締約国に対し、常設委員会に遵守対策計画を提出し、その中で、適切な段階、それらの段階を完了する日程、満足できる完了状態を査定する手段を特定するよう要求する。
30. 場合によっては、常設委員会が条約に従い、ひとつ以上の CITES 掲載種の標本の商取引またはすべての取引の一時停止を勧告することを決定する。締約国の遵守問題が未解決なまま残っており、その締約国が遵守達成の意志を示さない場合、あるいは締約国ではない国が条約第 10 条に言及された書類を発給していない場合に、そのような勧告が行われることがある。そのような勧告は常に、具体的かつ明示的に、条約および締約国会議の適用可能な決議並びに決定¹に基づくものとする。
31. 上記の措置の一覧は、これまで適用された措置の完全な一覧とは限らない。
32. 上記のひとつ以上の措置について常設委員会が決定を下す時、以下の点を考慮に入れる。
- a) 発展途上国をはじめとする当該締約国の実施能力。
特に、後発発展途上国並びに小島嶼発展途上国および経済移行期にある締約国。
 - b) 遵守問題の原因、タイプ、程度、頻度などの要因。

- c) 遵守問題の重要度の度合いから見た、その措置の適切性。かつ
- d) 悪い結果を回避するという観点から、保護と持続的利用に対して生じうる影響。

これらの考慮事項は常設委員会の勧告中に明記される。

D. 遵守達成のための措置の監視と施行

33. 常設委員会は事務局の助けを借り、当該締約国が措置を施行するために取る行動を監視する。これに関し、常設委員会は中でも特に以下のことを行う。
- a) 当該締約国に対し、日程に従い中間報告書を提出するよう要求する。かつ
 - b) 当該締約国の招請により、国内技術査定と検証団の手配をする。
- 進行状況に照らし、常設委員会は、すでに講じた措置を調整するか、または他の措置を講じるかを決定する。
34. 取引を一時停止するための既存の勧告は、通常、常設委員会の各会合で再検討される。また、会合と会合の間の期間は事務局が監視する。遵守問題が解決するか、または十分な進歩があり次第、取引を一時停止するための勧告を取り消す。事務局は締約国に対し、可能な限り速やかに、取り消しについて通知する。
35. 例えば附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の場合など、特定の種類の遵守問題に関しては、関連する決議並びに決定に明記されたより正確な規定で、上記 33 並びに 34 項の一般指針を補足する場合がある。

報告と再検討

36. 常設委員会は遵守問題に関して締約国会議に報告する。事務局は遵守問題に関して常設委員会並びに締約国会議に報告する。
37. 締約国会議はこの文書を定期的に再検討し、適宜それを改訂することができる。 ■

1 現在、以下のような例がある。

- －決議 11.17 (CoP14 で改正) (国の報告書)
- －決定 14.29 (条約施行のための国内法)
- －決議 12.8 (CoP13 で改正) (附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討)
- －条約第 13 条並びに決議 11.3 (CoP14 で改正) (遵守および執行)
- －決議 11.1 (CoP14 で改正) (委員会の設置)

決議 14.4

熱帯木材の取引に関する CITES と ITTO の協力

CITES は野生動植物の一定の種が国際取引を通じて過度に利用されることのないよう保護することを目的としていることを認識し、

CITES が条約第 3 条、4 条、5 条の要件に従い、取引を通じて木材種の保護を促進するうえで積極的役割を果たせることも認識し、

1994 年の国際熱帯木材協定 (ITTA) の目的に、世界の木材経済に関連するすべての側面に関する協議、国際協力、政策立案のための効果的な枠組みを提供し、持続可能な供給源からの熱帯木材の取引を促進することが含まれることをさらに認識し、

熱帯木材種の国際取引に関し、国際熱帯木材機関 (ITTO) がこれまで果たし、今も果たし続けている重要な役割に留意し、

CITES と ITTO の協力の増加、特にオオバマホガニー (*Swietenia macrophylla*) 作業部会、オオバマホガニーに対して有害でないという判断に関する国際専門家ワークショップ、ラミン (*Gonystylus* 属全種) の CITES 附属書 II への移行の効果的施行に関する専門家会合に対して ITTO から提供された支援、並びに熱帯木材種の CITES 掲載を施行する能力を強化するために ITTO が加盟国に提供した援助を歓迎し、

CITES と ITTO の協力を増やすための重要な手段として、ラミン *Gonystylus* 属、アフロルモシア *Pericopsis elata*、オオバマホガニー *Swietenia macrophylla* の CITES 木材掲載の施行に関し、生育国での実施能力強化を支援する ITTO プロジェクトを歓迎し、

1994 年の国際熱帯木材協定の後続協定の交渉が成功裏に終わったことも歓迎し、

条約締約国会議は

1994 年の ITTA またはその後続協定の締約国でもあり、かつ熱帯木材種の掲載に関する提案を提出する意図を持つ締約国に対し、木材種に関する条約の施行に関する決議 10.13 (CoP14 で改正) の中で勧告された協議プロセスの一部として、ITTO と協議するよう求める。

1994 年の ITTA またはその後続協定の締約国でもある CITES 締約国に対し、国際取引が熱帯木材種に与える影響に関して何らかの懸念がある場合は、それを国際熱帯木材理事会に通報するよう勧告する。

透明性のある市場および持続可能であるように管理された熱帯林からの熱帯木材の取引を推進し、その関連で森林法の執行を推進するための ITTO の仕事を歓迎する。

締約国に対し、実施能力を強化し、CITES 木材掲載の施行を改善するために、ITTO と CITES の活動を支援し、かつ促進するよう奨励する。

締約国に対し、CITES 植物委員会の指導を受け、木材種の保護を保証し、取引がその存続を脅かさないよう保証する手助けをするために、入手可能な最善の科学知識に基づき適切な掲載提案を作成する仕事を支援し、それに寄与するよう求める。

CITES 事務局に対し、国際取引により脅かされる熱帯木材種および熱帯木材生産林の持続可能な管理に関係する問題に関し、ITTO 事務局と密に協力するよう命じる。

全締約国、CITES、ITTO、その他の関連政府間組織に対し、森林法の執行改善を推進するよう奨励する。 ■

決議 14.5

対話会合

アフリカゾウについては 1996 年以来、タイマイについては 2001 年以来、CITES 附属書改正案について検討するために対話会合が開催されてきたことを想起し、

最初の会合の開催並びにその後の会合への参加における IUCN(国際自然保護連合)の役割を、感謝しつつ認識し、

対話会合が締約国の代表に対し、率直かつ自由に、また、締約国会議の会議中の代表団への圧力なしに、懸念を表明し、情報を共有し、意見を交換し、かつ前進する方法を探すための機会を提供することに留意し、

対話会合の結果には、中でも特に、締約国会議に提出される CITES 附属書改正案に関する見解についての合意が含まれる場合があることを考慮に入れ、

委任事項と手続き規則が、そのような会合の組織と行動を標準化するために不可欠な要件であることを認識し、

条約締約国会議は

対話会合を正式な一連の CITES 会合として設置することを決定する。

対話会合は、提出される CITES 附属書改正案をめぐり、それらの国の間に強い分裂がある場合に、意見の一致を目的とした、一定の種または種群の生息国間で協議する会合であることに合意する。

以下のとおりに合意する。

- a) 対話会合は締約国会議または常設委員会が招集できる。
- b) 中でも特に附属書改正提案に関する討議を行った後、その種の生息国間での意見交換が必要であると締約国会議が確信した場合、締約国会議は事務局に対し、同種に関するさらなる改正提案を受理したときに生息国の対話会合を開催するよう命じることができる。この場合、締約国会議は会合に資金を配分することが望ましい。配分されない場合、会合の開催は外部資金の入手可能性を前提とする。
- c) ある締約国が、中でも特に附属書改正提案を提出する意図を持ち、かつ、他の生息国の意見を求めた結果、生息国間での意見交換が必要であると認識した場合、その締約国は常設委員会に対し、対話会合の開催を事務局に命じるよう要請することができる。ただし、それは外部資金の入手可能性を前提とする。
- d) 締約国会議または常設委員会は、ある種に関する CITES 対話会合を招集する場合、関連する種の生息国をオブザーバーとして招請する必要があるかどうかを検討する。

本決議の付記として CITES 対話会合に関する手続き規則を採択する。 ■

付記 CITES 対話会合の手続き規則

代表

1. 討議される種（または種群）の現存個体群の生息国である各締約国は、代表者並びに代表者代理により対話会合で代表とされる資格を持ち、代表者並びに代表者代理は、彼らが代表する締約国の管理当局により出席するよう指名された政府高官とする。
2. 他の締約国および組織（ドナーを含む）はオブザーバーによる代表が可能であるが、ただし、それは生息国の代表者が全会一致で出席を承認する場合に限る。
3. CITES 事務局は、締約国に助言し、会合の事務局並びに主催者としての役割を果たすために、対話会合に参加する。
4. 事務局は対話会合に代表者を送るよう、生息国を招請する責任を負う。
5. 事務局は生息国の勧告に従い、政府間組織その他の技術的専門家を、リソースパーソンとして会合に出席するよう招請することができる。

会合

6. CITES 対話会合は締約国に代わり CITES 事務局が招集し、開催する。種の生息国の代表者の最低 3 分の 2 を定足数とする。
7. 締約国会議または常設委員会が事務局に対話会合の開催を命じた場合、事務局は生息国の中から会合の主催国を求め、複数の申し出があった場合は、常設委員会の委員長および該当する場合は委員会の関連地域の代表者と協議して主催国を選ぶ。普通、主催国に対しては、会議室の賃貸料と参加者のための軽食費を負担し、会合の開催について事務局と協力することが期待される。
8. 信託基金予算内で資金が配分されていない場合、事務局は発展途上国または経済移行期にある国から、当該種の各生息国の代表者を最低 1 人参加させるために十分な資金を求めるものとする。
9. 締約国会議の準備中に締約国が自国の立場を検討す

る際に、対話会合の結果を利用できるようにするため、可能な限り、対話会合は締約国会議まで十分余裕のある時点で開催するものとする。ただし、時折、財政上の制約という理由で、締約国会議の直前に対話会合を開催する必要がある。その場合、締約国会議の主催国は、対話会合の主催国としての役割を果たすことを期待されない。

10. 各対話会合の暫定議題は、当該種の生息国との協議後に、常設委員会の委員長が事務局の助けを借り、最低 60 日前までに準備するものとする。事務局は会合の最低 45 日前までに、全生息国に暫定議題を配布する責任を負う。

委員長

11. 常設委員会の委員長は各 CITES 対話会合の議長を務める。委員長が務めることができない場合は、代理として常設委員会の副委員長または副委員長代理を指名するか、または生息国が承認する委員長を特定するものとする。

副委員長

12. 各会合で、参加者の中から 2 名の副議長を選出する。

決定

13. 対話会合の全決定は生息国の代表者により下される。

代表者が欠席したときは、すべての目的に対して代表者代理がその代わりを務める。

14. 可能な限り、決定は全会一致で下す。それが不可能だった場合、会合の最終的な公式声明にその旨を明記するものとし、その中で多数派の意見と少数派の意見を提示することができる。

伝達

15. 対話会合で行われる討議の記録は残さず、それらは機密扱いとする。したがって、参加者はメディアまたは対話会合に参加する予定のない、あるいは参加していない組織に対し、他の参加者が行った発言を伝達してはならない。
16. 各会合の公式声明は、事務局が議長並びに副議長と協議して作成し、生息国の代表者に公開して合意を求める。合意された場合、公式声明は会合の結果に関する公式記録の役割を果たし、条約の 3 種類の使用言語で作成する。公式声明はそれに続く締約国会議で正式に公開される。

最終規定

17. 現在の規則で規定されていない問題については、実行可能である限り、現在有効な常設委員会の手続き規則が適用される。 ■

決議 14.6

海からの持ち込み

締約国会議の決定 13.18 に従い、海からの持ち込み問題に関する CITES ワークショップ（ジュネーブ、2005 年 11 月 30 日から 12 月 2 日）が開催されたことを考慮に入れ、

「海からの持ち込み」は、条約第 1 条 e) 項で「いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され、又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送すること」と定義されていることを想起し、

条約の第 14 条 6 項で、「この条約のいかなる規定も、国際連合海洋法会議による海洋法の法典および発展を妨げるものではなく」と規定されていることも想起し、

条約の第 3 条 5 項で附属書 I、第 4 条 6 項並びに 7 項

で附属書 II に掲げる種の標本の海からの持ち込みを規制する枠組みが規定されていることをさらに想起し、

海から持ち込まれる標本に関する取引規制の標準的施行を促進し、CITES 取引データの正確さを改善するために、海からの持ち込みに関係する条約の規定に関し、共通の理解が必要であることを認識し、

条約締約国会議は

「いずれの国の管轄の下にもない海洋環境」とは、国際連合海洋法会議に反映されている通り、国際法と一致する国の主権または国権の対象となる領域を越えた海域を意味することに合意する。 ■

決議 14.7

国別に設定する輸出割当量の管理

附属書 II の種に関して国別に設定する輸出割当量が、自然資源の利用が持続可能であるよう保証するために野生生物取引の規制、監視を補助する重要な手段であると確信し、

多くの締約国に関し、輸出割当量が野生動植物の種の保護に不可欠な管理手段として使われていることに留意し、

しかるに、輸出割当量の使用並びに施行に関し、条約本文にも締約国会議が採択したいかなる文書にも詳しい説明がなく、割当量を国内並びに国際レベルで管理する

方法に関し、全締約国が共通の理解を持つことが望ましいことを認識し、

輸出割当量が守られるよう保証する責任を輸出国と輸入国が共有することを考慮に入れ、

条約締約国会議は

締約国に対し、本決議に添付される「国別に設定する輸出割当量の管理に関するガイドライン」に従うよう勧告する。 ■

付記 国別に設定する輸出割当量の管理に関するガイドライン

前書き

1. この文書では、CITES の関連における国別の年間輸出割当量の設定並びに管理に関する数項の一般原則を指定する。一定の場合に、これら一般原則に対する例外並びにそれらから逸脱する根拠があるものと理解されている。特に、締約国会議の決議の中に一定の例外がみつかる場合があり、それらはこれらの原則よりも優先することに留意するものとする。
2. CITES の関連において、年間輸出割当量とは、12 ヶ月間に当該国から輸出できる特定種の標本の数または量に関する上限である。年間輸出割当量は目標値ではなく、割当量を完全に使い切る必要はない。ハンティングトロフィーの場合のように、野生から採取された標本で、採取が行われた年よりも後に輸出が行われる傾向の強い例があることが認識されている。
3. 輸出割当制度は、一定の種の標本の輸出量が、種の個体数に悪影響がないレベルに維持されることを保証するために使われる管理手段である。科学当局により助言される輸出割当量の設定は、本質的に、附属書 I または II に掲げる種に関して有害でないと判断され、かつ、附属書 II の種については、種がその生息域全域で、生息する生態系内でそれが果たす役割に適合するレベルに維持されるよう保証すること、という CITES の要件を満たす。
4. 輸出割当制度がうまく施行されれば、輸出を許可する CITES 締約国に対して有益に働く可能性がある。それにより、CITES 標本の個々の積荷について有害でないことを判断する必要がなくなり、取引を監視するための基礎が提供され、輸出許可書の発給が促進され

る。個体群が越境して分布する種の場合、輸出割当量の設定を地域レベルで調整することができ、それは特に移動性の種の場合に関係する。

5. しかし、生物学的、行政的、その他の管理的な観点から、より適した他の管理手段がありうることも認識しなければならない。場合によっては、特に、変化する生物学的、法律的、行政的な必要性を考慮に入れ、必要に応じて補正されない場合、割当量の使用が望ましくない効果を生むことがある。例えば、特定年に対して割当量が設定された後、その種が干ばつなどの気候要因の影響を受けた場合、なおも割当量を満たそうとする圧力が存在しうる。
6. 従うべき基本原則として、持続可能な輸出レベルに関する意思決定は科学的根拠に基づき下し、採取は最適な方法で管理しなければならない。これには行政上、法律上、執行上の措置を含め、実施において規制上並びに生物学的な背景を考慮に入れることが必要である。
7. 輸出割当量の設定がもっとも効果的な管理手段になるような背景では、不必要な管理階層を押しつけることにより、その手段の使用が輸出国にとり魅力を下げようにならうにすることが重要である。このため、本文書中のガイドラインは、実用的で単純なものにし、既存の管理上の負担をさらに重くしないようにする必要があることに留意して作成した。

国別輸出割当量の設定

8. 国際レベルで（例えば締約国会議で）輸出割当量が合意されていない場合、締約国は、CITES 掲載種の管

理並びに保全に関係する限り、当該種に関する国の輸出割当量を設定するよう奨励する。

9. 可能な限り、輸出割当量を設定する期間は暦年とする（つまり、1月1日から12月31日）。
10. 輸出割当量を設定するときは、条約の第3条2(a)項または第4条2(a)項に従い、有害でないという科学当局の判断の結果として設定するものとし、かつ、第4条3項に従い、生息域全域を通じ、その種が生息する生態系において役割を果たすことが可能なレベルを維持するよう保証するものとする。野生から取得する標本に関する輸出割当量は、合法または違法に野生から取得される標本の数または量を考慮に入れたレベルに設定するものとする。輸出割当量が初めて設定されるとき、または訂正されるときは常に、有害でないという判断を行い、それは毎年再検討する。
11. 輸出割当量は普通、野生を供給源とする標本について設定される。ただし、供給源が異なる標本については個別に割当量を設定できる（例えば、野生からの取得、ランチング、飼育繁殖、人工的に繁殖させたもの）。特に指示がない限り、輸出割当量は野生から取得した標本に適用される。特定供給源（例えばランチング）からの標本の輸出を支持する有害でないという判断は、他の供給源からの標本の輸出を許可する根拠にはできない。
12. 輸出割当量は通常、動物または植物の特定の数または量として設定される。ただし、一定タイプの部分または派生物（例えばアフリカゾウの牙、キャビア、皮、樹皮、製材、球根）について設定することもできる。
13. 割当量が設定された種を示すために、締約国は締約国会議で採択された標準学名で指示された名称を使うものとする¹。承認された名称は、毎回の締約国会議後に更新される Checklist of CITES Species の最新版で確認できる²。
14. 割当量を定めるため、または明確にするために使う用語（適切な場合、割当量が適用される標本のタイプまたは供給源を表す用語など）は、締約国会議の決議中の合意された定義に従い用いるか、または「CITES 年次報告書の作成と提出に関するガイドライン」の最新版³で規定されたガイダンスに従う。

国別に設定する輸出割当量の伝達

15. 決議 12.3 (CoP14 で改正) に従い、締約国は CITES 事務局に、国別に設定する輸出割当量およびその改訂した割当量を通報するものとする。その情報は任意の時点に提供できるが、可能な限り、輸出割当量

が関連する期間の開始の最低 30 日前までに伝達する。

16. 締約国が暦年以外の期間について年間輸出割当量を設定する場合は、事務局に伝達するときに割当量が適用される期間を提示する。
17. 事務局は輸出割当量または改訂割当量について通報を受けたとき、受理後可能な限り速やかに、それらを CITES ウェブサイトで公開し、公開日を表示する。公開は通常、受理から 30 日以内に行う。
18. 公開する割当量に関する情報を事務局が受理し、技術的問題があると思われる場合、または割当量の技術上または管理上の側面で明確化が必要な点に関して質問がある場合（例えば、標準学名に従っていない、割当量とその種について入手可能な情報の間に矛盾がある、過去の割当量を定期的に超過してきた、等々）、事務局は CITES ウェブサイトに割当量を掲載する前に、それらの点を当該締約国と討議する。その場合、事務局と当該締約国は、その問題を可能な限り速やかに解決するよう努力する。解決した時点で、事務局はただちにその割当量をウェブサイトで公開する。解決しない場合は、事務局は懸念を示す注釈をつけて割当量を公開し、既存の CITES 手続きのいずれかを通じてその問題に対処する。
19. 締約国会議により別の指示がない限り、事務局がある締約国から年間輸出割当量の明細を受理し、それを公開した場合、その締約国から改訂割当量を受理するまで、その後の年についても同じ割当量を公開する。公開された割当量が高すぎることを懸念した締約国は、附属書 II 並びに III 掲載種の取引に関する決議 11.18 に従い、その割当量を設定した締約国の適切な管理当局と、その問題について協議する。

特定年に利用されきれなかった割当量

20. 輸出割当量のレベルは、特定年に輸出可能なある種の標本の数または量を反映する（その年に野生から取得された種、飼育繁殖させた種、人工的に繁殖させた種、等々）。ただし、輸出のために取得した標本であっても、取得した年に出荷することが不可能な場合が時折ある。
21. 締約国は例外的に、前年の割当量を基準として、前年に取得した 1 年分の標本の輸出を許可することを決定できる。その場合、前年に取得した標本を含めるために、現在の年の割当量を増やしてはならない。そうではなく、輸出される標本の数または量を、前年の割当量から差し引くものとする。

¹ 採択された最新の標準学名参考文献は決議 12.11 (Cop. 14 で改正) に含まれる。

² 最新のものは 2007 年版。

³ 最新版は 2006 年 5 月の事務局通達 No. 2006/030 で回覧された。

監視と取引の報告

22. 輸出割当量を設定した締約国は、その使用を監視する責任を持ち、それを超過しないよう保証しなければならない。その目的のために、実際に輸出された標本の数または量に関するデータを維持し、さらなる輸出の許可を求める申請書を審査するときの参考に使えるようにする。
23. 締約国の国別年次報告書のデータは、CITES 事務局と契約を結んだ UNEP 世界自然保護モニタリングセンターにより維持される CITES 取引データベースに保管される。このデータベースは、国際レベルの取引並びに、輸出割当量の施行を監視するための基礎を提供する。 ■

決議 14.8

附属書の定期的再検討

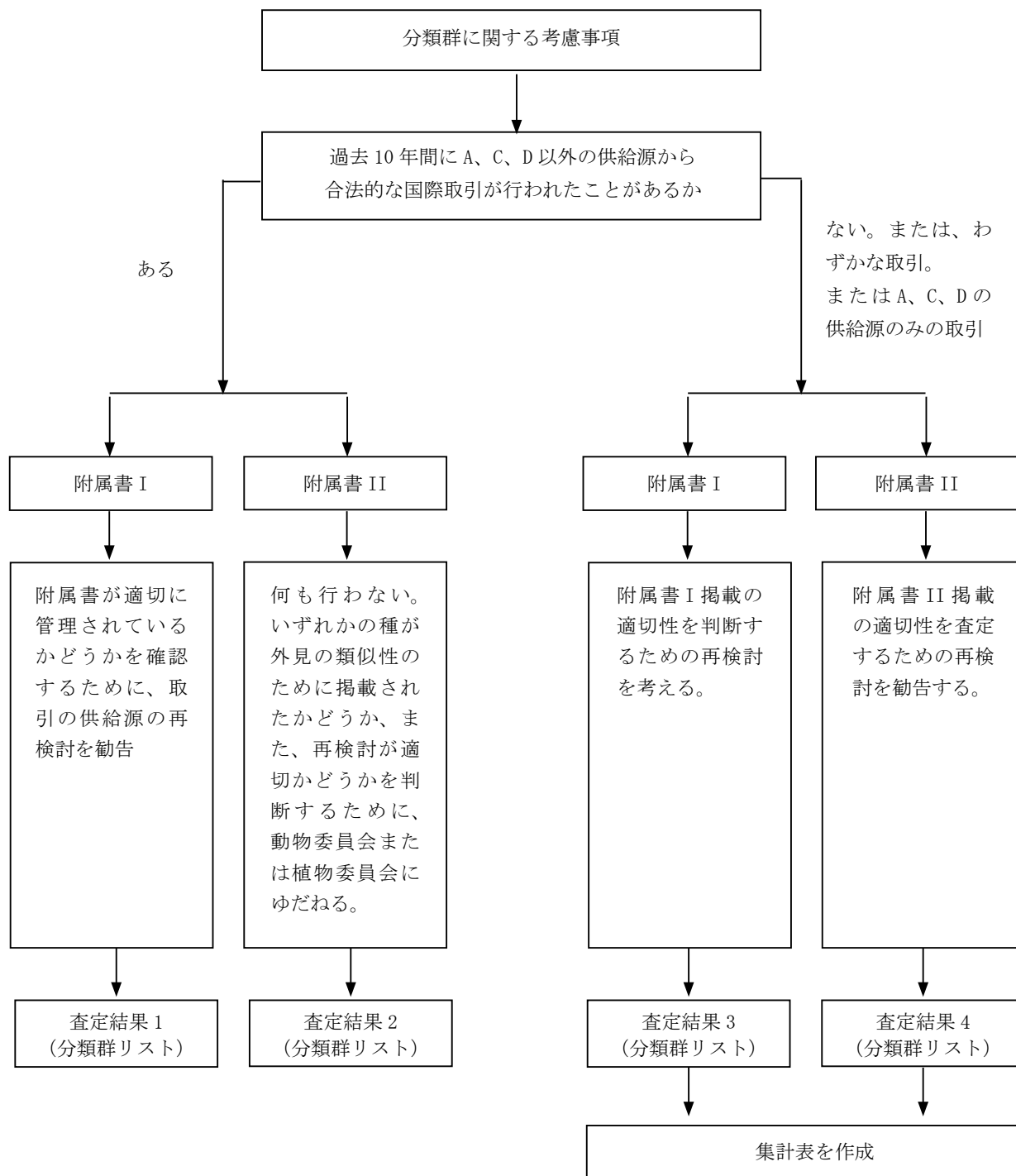
条約締約国会議は

以下のとおりに合意する。

- a) 動物委員会と植物委員会は、附属書に掲げる分類群の定期的な再検討の実施に関し、特に共同会議の間、それらの経験を共有する（再検討の財源、手続き、書式、査定結果を含む）。
- b) 動物委員会と植物委員会は、附属書の定期的な再検討の日程を定め、締約国会議（CoP）の次の2回の会期間に再検討するよう提案する分類群のリストを特定する。このリストは再検討期間が始まる締約国会議後に委員会が行う最初の会合で決定する。
- c) 動物委員会と植物委員会に対し、以下のガイドラインに従うよう強く奨励する。
 - i) 動物委員会と植物委員会は、UNEP 世界自然保護モニタリングセンターと協議し、分析のために実用的な分類群（単数または複数）並びに取りされる標本を選ぶ。
 - ii) 以下の分類群は再検討の対象にしない。
 - A. 前2回の締約国会議で掲載提案の対象となった種（提案の採否を問わない）
 - B. 過去10年間に新たな基準〔決議9.24（決議CoP14で改正）〕に基づき掲載された種
 - C. 著しい取引の再検討〔決議12.8（決議CoP13で改正）〕などの進行中の再検討または過去10年以内に実施された定期的な再検討の対象となった種
 - D. 締約国会議の有効な決定並びに決議により目標とされるその他の再検討の対象となった種
 - iii) 選択された分類群は、この決議の付記に概要を記したプロセスを使い査定される。
 - iv) 付記に従い実施される査定の結果である査定結果3並びに4では、以下の情報を集計表としてまとめる。
 - A. その分類群を最初に附属書に掲げたとき以来の取引データの集計
 - B. その種の IUCN カテゴリーを含めた現在の保全状況、および
 - C. 現在の CITES 附属書掲載状況、最初の掲載日、取引記録の件数、商業取引、備考
 - d) この集計表および査定の査定結果2から作成されるリストより、動物委員会と植物委員会は再検討すべき分類群のリストを特定する。
 - e) 事務局は再検討すべき分類群のリストを1部ずつ全締約国に送付し、その分類群の生息国に対し、その分類群を再検討する必要性に関して90日以内に意見を提出し、再検討の引き受けに対する関心を表明するよう求める。それに対する回答は、事務局により動物委員会または植物委員会に伝えられる。
 - f) それらの意見を考慮に入れ、動物委員会と植物委員会は、再検討する分類群の最終的選択に関し、常設委員会に通報する。
 - g) 動物委員会と植物委員会の委員長は、附属書に掲げる分類群の定期的な再検討の実施に関し、常設委員会に継続的に通報する。以前に再検討された種のリストは、再検討された日と適切な文書へのリンクを含め、事務局が維持する。
 - h) 動物委員会と植物委員会は、再検討を実施するか、または主催し、生息国からの情報、参加、支援を求める。動物委員会、植物委員会、常設委員会の地域代表者は、分類群の再検討を支援するよう、地域内の生息国からの援助を求める。
 - i) 各再検討（附属書改正に使われる提案書の形で）は、委員会の再検討を受けるために、作業文書として動物委員会または植物委員会に提出される。事務局はこれらの作業文書に関し、関連する生息国に通知する。
 - j) ある分類群をある附属書から別の附属書に移すこと、または分類群を附属書から削除することが適切であると再検討で示唆され、関係する技術委員会もそれに同意した場合、動物委員会または植物委員会は生息国と協議し、附属書の改正案を作成する（または作成するよう手配する）。
 - k) 事務局は常設委員会並びに動物委員会または植物委員会に代わり、提案の写しを生息国に提供し、次回締約国会議でひとつ以上の生息国が提案を提出するよう要求する。
 - l) どの生息国にも提案を提出する意志がない場合、事務局は寄託政府〔決議11.1（CoP14で改正）の指定に従う〕に対し、それを提出し、支持文書に生息国の意見を盛り込むよう要求する。
 - m) 附属書の定期的な再検討の結果として作成された提案は、締約国会議に提出して決定を受けなければならない。

■

付記 附属書の定期的な再検討に関する分類群の査定手順



有効な決議

2. 11 (改正)	附属書 I に掲げられている種のハンティングトロフィーの取引
3. 4	技術協力
4. 6 (Cop. 13 改正)	決議案その他の文書の締約国会議への提出
4. 22	外国の法律の証拠
4. 25 (Cop. 14 改正)	留保の効力
4. 27	条約第 17 条 3 項の解釈
5. 10	「主として商業目的」の定義
5. 20	第 15 条に基づく事務局の勧告に関する指針
6. 7	条約第 14 条 1 項の解釈
7. 12 (改正)	附属書 I および II の両方に個体群が掲げられている分類群の標本の取引に際してのマーキングの要件
8. 3 (Cop. 13 改正)	野生生物取引の利点の認識
8. 4 (Cop. 14 改正)	条約施行のための国内法
8. 13 (改正)	取引される生きた動物のマーキングのためのコード付き埋め込みマイクロチップの使用
8. 21	附属書 I および II 改正のための提案に関する生息国との協議
9. 5 (Cop. 14 改正)	条約締約国でない国との取引
9. 6 (改正)	容易に認識可能な部分および派生物の取引
9. 7 (Cop. 13 改正)	通過と積み替え
9. 9	条約に違反して輸出または再輸出された標本の没収
9. 10 (Cop. 14 改正)	違法に取引され没収・蓄積した標本の処分
9. 14 (Cop. 14 改正)	アジアおよびアフリカにおけるサイの保護と取引
9. 19 (Cop. 13 改正)	附属書 I の人工繁殖株を輸出するナーセリーの登録に関する指針
9. 20 (改正)	決議 11. 16 に準じて提出されたウミガメランチング提案の評価のための指針
9. 21 (Cop. 13 改正)	附属書 I 掲載種の割当の解釈および適用
9. 24 (Cop. 14 改正)	附属書 I および II の改正基準
9. 25 (Cop. 14 改正)	附属書 III への種の掲載
10. 3	科学当局の指定と役割
10. 4 (Cop. 14 改正)	生物多様性条約との協力および共同作用
10. 7	附属書に掲げる種の没収された生きている標本の処分
10. 8 (Cop. 14 改正)	クマの保護および取引
10. 9	アフリカゾウ個体群を附属書 I から附属書 II に移すための提案の考慮
10. 10 (Cop. 14 改正)	ゾウの標本の取引
10. 13 (Cop. 14 改正)	木材種に関する条約の施行
10. 14 (Cop. 14 改正)	私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量
10. 15 (Cop. 14 改正)	マーコールのハンティングトロフィーの割当量の設定
10. 16 (改正)	飼育下で繁殖させた動物の種の標本
10. 17 (Cop. 14 改正)	動物の雑種
10. 19 (Cop. 14 改正)	伝統医療
10. 20	個人的に所有される生きている動物の頻繁な越境移動
10. 21 (Cop. 14 改正)	生きている動物の輸送

11. 1 (Cop. 14 改正)	委員会の設置
11. 3 (Cop. 14 改正)	遵守および施行
11. 4 (Cop. 12 改正)	クジラ目の保護、クジラ目の標本の取引および国際捕鯨委員会 (IWC) との関係
11. 7	ジャコウジカ属の保護および取引
11. 8 (Cop. 13 改正)	チベットアンテロープの保護および取引規制
11. 9 (Cop. 13 改正)	淡水カメ並びにリクガメの保護および取引
11. 10 (Cop. 14 改正)	石サンゴ類の取引
11. 11 (Cop. 14 改正)	植物の取引の規制
11. 12	ワニ皮の識別のための国際統一標識システム
11. 15 (Cop. 12 改正)	博物館および植物標本館の標本の非商業的な貸出し、寄付または交換
11. 16 (Cop. 14 改正)	附属書 I から附属書 II に移行した種のランチング標本のランチング並びに取引
11. 17 (Cop. 14 改正)	国の報告書
11. 18	附属書 II 並びに III 掲載種の取引
11. 19	識別マニュアル
11. 20	「適切かつ容認できる目的地」という用語の定義
11. 21 (Cop. 14 改正)	附属書 I および II における注釈の使用
12. 2	外部資金プロジェクトの承認手続き
12. 3 (Cop. 14 改正)	許可書および証明書
12. 4	メロの取引に関する CITES と南極海洋生物資源保存委員会の協力
12. 5	トラ並びに附属書 I に掲げる他のアジア産大型ネコ種の保護および取引
12. 6	サメの保護および管理
12. 7 (Cop. 14 改正)	チョウザメ並びにヘラチョウザメの保護および取引
12. 8 (Cop. 13 改正)	附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討
12. 10 (Cop. 14 改正)	附属書 I の動物を商業目的で繁殖させる事業を登録並びに監視するための手続きに関するガイドライン
12. 11 (Cop. 14 改正)	標準学名命名法
13. 2 (Cop. 14 改正)	生物多様性の持続可能な利用：アディスアベバ原則並びにガイドライン
13. 3	移動性の野生動物種の保全に関する条約 (CMS) との協力と相乗効果
13. 4	大型霊長類の保全並びに取引
13. 5 (Cop. 14 改正)	クロサイのハンティングトロフィーに関する輸出割当量の設定
13. 6	「条約適用前」標本に関する第 7 条 2 項の施行
13. 7 (Cop. 14 改正)	手回り品および家財の取引規制
13. 8	締約国会議へのオブザーバーの参加
13. 9	生息域外で繁殖事業を実施する締約国と生息域内で保全計画を実施する締約国の間の協力の奨励
13. 10 (Cop. 14 改正)	外来侵入種の取引
13. 11	ブッシュミート
14. 1	2009-2011 年の 3 年間の事務局の資金および費用算定済事業計画
14. 2	CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年
14. 3	CITES 遵守手続き
14. 4	熱帯木材の取引に関する CITES と ITTO の協力
14. 5	対話会合
14. 6	海からの持ち込み
14. 7	国別に設定する輸出割当量の管理
14. 8	附属書の定期的再検討

TRAFFIC NETWORK

(2009 年 3 月現在)

■ TRAFFIC International ▲ Regional office ● other local office



What is TRAFFIC?

トラフィックは、野生生物の取引をモニタリングする世界的なネットワークを持つ NGO です。

トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌 1976 年に、IUCN（国際自然保護連合）と WWF（世界自然保護基金）の共同事業として設立されました。以来、そのネットワークは世界中に広がり、今では 25 カ所（2009 年 3 月現在）に拠点を構えています。ワシントン条約事務局や IUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。

トラフィックイーストアジアジャパンは、トラフィックネットワークの日本事務所として、また WWF ジャパン（財団法人 世界自然保護基金ジャパン、会長・徳川恒孝）の野生生物取引調査部門として、1982 年から活動しています。日本は漢方薬や食品、ペットや装飾品など、さまざまな形で野生生物の取引をおこなっている、世界でも有数の野生生物消費国です。その中には明らかに違法なもの、あるいは法が未整備で野放しになっているものも少なくありません。私たちは客観的な調査と分析によって、そのような取引に目を光らせ、関係省庁などへ報告・提言を続けています。

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニュースレター

2009 年 特別号 2009 年 6 月 1 日発行

発行所 トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号

日本生命赤羽橋ビル 6 階

Tel : 03-3769-1716 Fax : 03-3769-1304

e-mail : traffic@trafficj.org

URL（トラフィックイーストアジアジャパン）： <http://www.trafficj.org>

（トラフィックネットワーク）： <http://www.traffic.org>

※本誌掲載記事の無断掲載を禁じます。

TRAFFIC

is a joint programme of

